

大津市歴史博物館調査報告書 1

大津百艘船万留帳 1

令和四年（二〇二二）三月

大津市歴史博物館

はしがき

大津市は、明治時代末年の『大津市志』の発行以来、数十年に一度、時代の要請に応じて市史を編纂してきました。その度に多くの古文書・歴史資料が調査され、その歴史情報が蓄積されてきました。

現在、市史編纂事業を引き継ぐ大津市歴史博物館では、館蔵・個人蔵を問わず、貴重な文化財の調査を通じて情報を発信しています。その中で、以前より有志の市民の方々のご協力のもと、古文書・歴史資料の調査・解読を進めてきましたが、令和三年（二〇二一）度よりその成果報告書を順次発行する取り組みをはじめました。

この報告書では、江戸時代に琵琶湖水運の中心的役割を担った船持仲間「大津百艘船」によって記録されてきた「万留帳」のうち、延宝九年（一六八一）から寛政八年（一七九六）までの分をまとめました。これら留帳には、大津百艘船が対応した事案や物流の様子、大津代官や京都町奉行の要人との折衝、また寺社との贈答関係など、大津百艘船の活動が詳細に綴られています。このように「万留帳」は、江戸時代の琵琶湖水運や大津町の様子を知る上で貴重な記録であり、今後も引き続き解読を進めていく予定です。

なお、最後になりましたが、本書の発行にあたり、解読・校正において大津古文書輪読会の皆様に多大なる御協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

令和四年三月

大津市歴史博物館

「目次」

はしがき

目次・凡例

『大津百艘船万留帳』解題

一、「万留帳」目次・書拔書

二、「万留帳」延宝九年

三、「万留帳」元禄二年

四、「万留帳」安永三年（断簡）

五、「万留帳」天明四年（断簡）

六、「万留帳」寛政八年

大津百艘船「万留帳」の解読を終えて

・	1
・	2
・	4
・	10
・	55
・	61
・	81
・	86
・	98
・	117

「凡例」

一、本史料集は、大津市歴史博物館が所蔵する重要文化財「大津百艘船関係資料」のうち「万留帳」の目次抜書および延宝九年から寛政八年の五冊分を翻刻したものである。

一、史料解読にあたっては、大津古文書輪読会の各氏の協力を得て、大津市歴史博物館の五十嵐正也、杉江進、高橋大樹が原本照合を含めた校正をおこなった。また本書の編集は高橋が担当した。

一、翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しながら、組版上の事情により、追込み形式とした。また、平出や台頭、欠字については省略した。

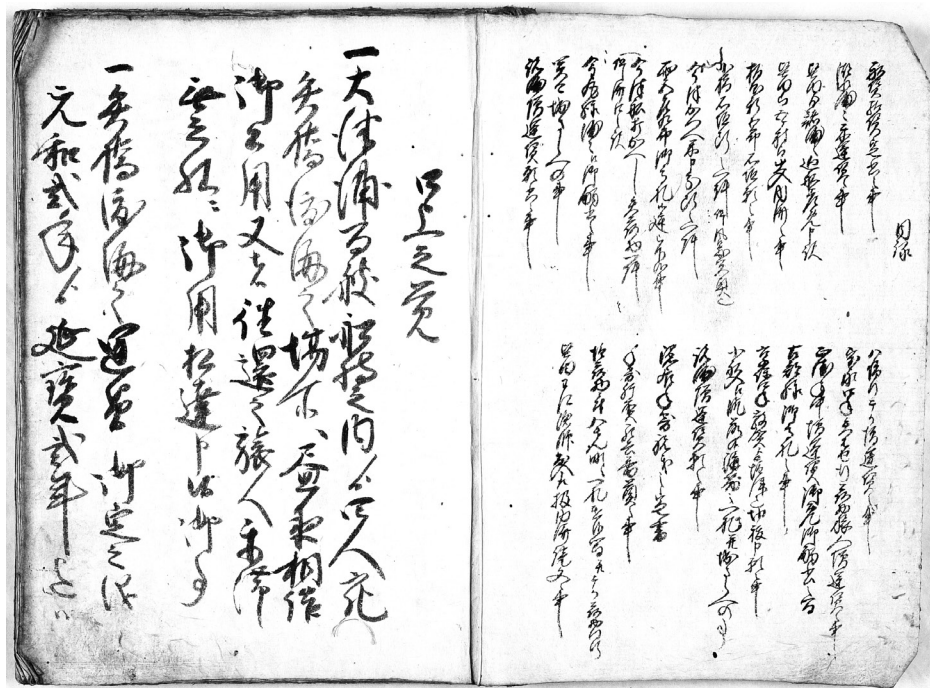
一、翻刻した文字について、変体仮名は現行の仮名に改めたが、江、而、与、者、茂などはそのままとした。また、ㇿ（より）以外の合字は仮名に改めた。さらに、旧字体・異体字については、固有名詞を除き、常用漢字に改めた。

一、虫損・汚損・欠損等による判読不能の文字については、その字数分を□で示し、字数不明の場合は「」として表記した。

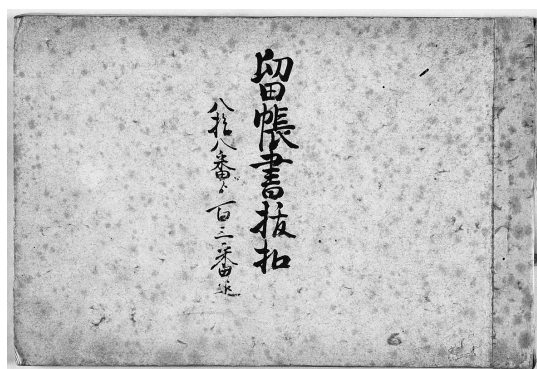
一、翻刻にあたり、適宜、読点・中点（・）を施した。また、傍注について右側に（）で括って示した。その際、誤字と思われるものは正字を付し、原本どおりの場合は（ママ）、（衍）とした。さらに、墨消し（ミセケチ）の場合は、その文字に網掛けをほどこしてある。一、史料には、賤称・蔑称などの差別用語とされる言葉があるが、当時の社会情勢を正しく認識するためそのまま表示したものであり、差別を容認するものではない。読者においてはその点をよく理解され利用されたい。

〔謝辞〕本史料集の編集・発行にあたり次の関係者より協力を得た。

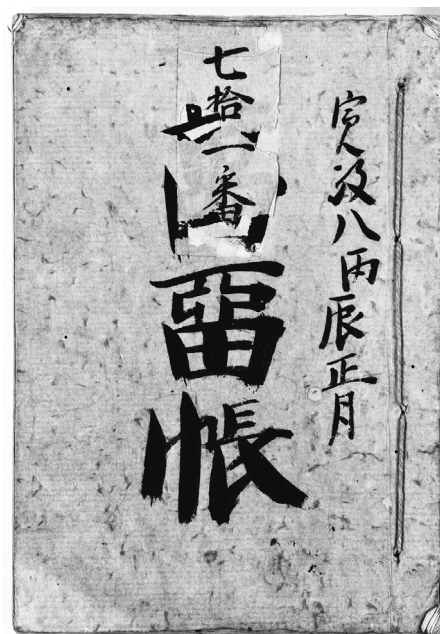
東幸代（滋賀県立大学人間文化学部教授）



「万留帳」元禄2年（冒頭）



「留帳書抜扣」（表紙）



「万留帳」寛政8年（表紙）

『大津百艘船万留帳』解題

重要文化財「大津百艘船関係資料」の内容と伝来

「万留帳」は、平成三十年十月三十一日付で歴史資料として重要文化財の指定をうけた「大津百艘船関係資料」（文書・記録類一千百九十八点、高札十三点、器物類二十六点）の中核をなす史料群である。大津百艘船は、天正十四年（一五八六）から十五年にかけて、羽柴秀吉の命により築城された大津城の初代城主浅野長吉によって、城主の公用を勤めるために、大津をはじめとして坂本、堅田、木浜などから船を集めて組織された船仲間である。歴代の大津城主は、大津からの荷物旅人の独占的な積み出しと、他浦での役船に取られないという特権を与え、保護、育成を図った。大津百艘船は、江戸時代に入っても、大津代官や幕府船奉行の支配をうけ、堅田、八幡とともに「諸浦の親郷」として琵琶湖水運の中心になった。

「大津百艘船関係資料」の文書・記録類の主な内訳は、安土桃山時代の豊臣秀次朱印状をはじめとして、豊臣政権の水運支配を示すもの、江戸時代では、大津代官や京都町奉行から出された大津百艘船の特権を示す定書などの支配関係、日吉山王祭や大津代官、幕府役人等の巡見にもなう公用船の提供関係、百艘船仲間によって書き継がれた「万留帳」、船積みをめぐる彦根三湊との相論や、堅田・大津・八幡の「諸浦の親郷」と他浦との相論など、多岐にわたっている。

また、高札十三点は、天正十七年二月十五日付の増田長盛を最古とし、大津百艘船の特権を保証するものとして実際に掲示されていた痕跡を残す、希有な存在である。

「大津百艘船関係資料」は、江戸時代には大津百艘船仲間の会所で

管理していたと考えられる。「万留帳」八番には延宝八年（一六八〇）極月四日の記事として、幕府の巡見使三名に対し大津百艘船の船数や始まりなどを書き上げて差し出しているが、「其跡書舟頭町箱二入置申候」とある。船頭町にあった大津百艘船の会所には、様々な記録の控えを納める「箱」が置かれていたのである。

明治となって大津百艘船仲間が解散すると、「大津百艘船関係史料」は個人の家に伝えられてきた。昭和十四年（一九三九）の『大津市史』下巻に一部が翻刻され、昭和五十五年と翌五十六年の『新修大津市史』三巻・四巻の執筆にあたって、多くの箇所参照されている。平成十六年「大津百艘船関係資料（木村家蔵）」として大津市指定有形文化財（歴史資料）の指定をうけ、平成三十年には冒頭に記したように重要文化財となった。平成三十年、今後の保存と活用を図るため大津市に寄贈され、現在大津市歴史博物館で保管している。

なお、「大津百艘船関係資料」は過去数回の整理で仮番号を付けられているため、本稿では文化庁の調査によって付けられた番号を「国〇〇」として表記する。

「万留帳」の概要

「万留帳」は、断簡を含めて六十二冊が残されている。内容と形式等から、重要事項をまとめた初期の「万留帳」二冊、一年一冊で日々の事柄を書き留めた「万留帳」六十冊の、二つに分類できる。

初期の「万留帳」は延宝九年（一六八一）から天和三年（一六八三）までの記録をのせる一冊〔国九八〕と、元禄二年（一六八九）から享保一六年（一七三一）までの記録を載せる一冊〔国九九〕の、合計二冊である。

前者は、表紙の中央に大きく「万留帳」とあり、延宝九年正月吉日と年号がふられ、後筆で「番付之外也」とある。裏表紙には「百艘船持中」と書かれ、後筆で「五冊之内」、「番附外」とある。

「五冊之内」、「番附外」という墨書は、「万留帳」以外にも「湖水諸事留」（宝永六年九月～宝暦十一年〔国一・一六九〕）と「万格式帳」（元文二年十二月～宝暦二年十二月〔国一・一七〇〕）に見られる。「湖水諸事留」は堅田・大津・八幡など「湖上浦々惣代九ヶ浦」に係る船賃値上げを中心とする重要事項、「万格式帳」は「万留帳」から「京大津年頭八朔暑寒勤方」をはじめとする重要事項の記事を集めたものである。「万留帳」に限らず、重要書類五冊を、「番附外」としてまとめたものであろう。

後者は、表紙の中央に大きく「万留帳」、右に「元禄貳年」、左に「正月大吉日」とあり、貼紙で「八番」と書かれる。裏表紙は中央に「百艘中」その右上に後筆で「八番」と書かれる。表紙裏には、後筆で「目録」として、細字で二段に分けて主な記事を記す。

内容については後にふれるが、昭和十七年（一九四二）四月一日発行の『大津市史』下巻（史料編）の百艘船の項に、「大津百艘萬留帳」と題して一部が翻刻されているが、読み誤りが散見される。

「万留帳」のほとんどを占めるのが、寛政八年（一七九六）から嘉永六年（一八五三）まで、一年一冊で、複数の手によって綴られた五八冊である。表紙には「万留帳」と年号、後筆で七一番（寛政八年）から一二四番（嘉永二年）までの番号が直接あるいは貼紙に書き込まれる。裏表紙には「大津百艘船」とあり、後筆で番号が振られる。小口（地）には表紙と同じ番号が記されるが、表紙に番号のない嘉永三年以降にも番号が見られる。表紙裏、あるいは最後には、後筆で「目録」と題して一段ないし二段書で主な記事が書き上げられ、表紙裏か一紙

目あるいは最後の一紙に、「百艘」の丸印が押されている。

また、安永三年（一七七四）七月八日から八月朔日までの記事がある一冊〔国九九〕と、天明四年（一七八四）四月二十四日から十二月二十七日までの記事がある一冊（裏表紙に「五十九番」とある〔国一〇〇〕）の、断簡二冊がある。

内容は、先ず京都町奉行や大津代官への定例の儀礼がある。京都町奉行への「御礼」は、大津百艘船の特権を認めた高札が、享保の彦根三湊相論以降、京都町奉行によって下されるようになったからである。東西の京都町奉行のどちらかが替わる度に新たな高札の書替を願い出ており、新町奉行の赴任から高札書替までの手続きが細かに記されている。

次に、大津百艘船仲間の儀礼がある。正月には、四日の初寄合、七日の「惣番積」、十一日の「帳かため祝儀」、十五日の芦浦観音寺様祝儀、二一日貴布祢御神酒と続く。芦浦観音寺は、秀吉の時代に船奉行を勤めており、貞享二年（一六八五）に年貢収納の滞を理由に代官と船奉行を罷免されるが、引き続き挨拶が続けられていたようである。なお、芦浦観音寺からは、年末に納豆が送られてきている。

公役としては、幕府巡見使、瀬田川筋見分、獅子飛・供御瀬見分や代官等への船の提供がある。毎年恒例行事として、四月の山王祭で神輿船の提供が重要で、大津代官所から船の手配を命じられた大津百艘船は、山田・矢橋と、堅田経由で今津、海津、塩津へ神輿船の配符を廻している。

船運上銀の徴収が九月にあり、勢田橋の架け替えがあつた年には、架け替え中の渡し船の経費を港の丸船の櫓数に応じて集める櫓打銀の徴収がある。そのほか、矢橋との渡し船や船積みをめぐる相論、水死人の対応など、文字通り大津百艘船をめぐる細々とした出来事が日を

追って記されている。

事柄が長期におよぶ等「万留帳」に書き切れない場合には、発端部分のみを記載し、「別帳」を作成している。日々の記録の形をとりながらも、実際はある程度まとめて記録していたことが想定され、筆者も複数の手になる。

主な記事を抜き出した「留帳目録書抜帳」

一年一冊の「万留帳」の「目録」部分を抜き出したのが、「留帳書抜帳 八拾八番百三番迄」(文化十年(一八一三)から文政十二年(一八二九)まで「国一六〇」と、「留帳目録書抜帳 但百四番迄」(文政十二年から安政六年(一八五九)まで、安政七年は「万延改元」とあるだけで具体的な記事はない「国一六一」の二冊(以下「留帳目録書抜帳」で統一する)である。横半帳で、大きさは縦十六センチ、横二十四センチ程である。筆者は前者が一名、後者が二名である。

「万留帳」に後筆で記された「目録」は、元禄二年(一六八九)から享保十四年(一七二九)の記事をのせる初期「万留帳」の二冊目から見られるが、主要な数項目を記しているにすぎなかった。寛政八年(一七九六)と寛政九年の「万留帳」も同様であったが、寛政十年から項目が一気に増えていく。

但し、「万留帳」の「目録」がそのまま「留帳目録書抜帳」に転載されたわけではなかった。筆者によつて、「万留帳」に記された「目録」の内容が吟味され、記載の順番が前後したり、内容の文章が書き換えられている場合がみられる。文政十二年(一八二九)の「目録」には一部に朱線が引かれ、「右朱引分ハ定例又ハ格別之事ニ而も無之候ニ付、見出シ帳除ク意」とあり(「留帳目録書抜帳」は「見出シ帳」とも呼ばれていたことがわかる)、同様の朱引きは翌文政十三年にもある。

各冊の表紙裏などに書かれた「目録」と、別帳に仕立てられた「留帳目録書抜帳」との関係を示したのが後掲の表である。原本に「目録」があるにも関わらず「留帳目録書抜帳」にみられないもの、逆に「留帳目録書抜帳」に記載があるが、原本が現存しないものがあることがわかる。文化九年以前の分についても「留帳目録書抜帳」が作成されたと考えられるが、現存していない。

所在不明の「万留帳」の謎

「万留帳」は大津百艘船の活動を知る上で非常に興味深い史料であるが、なぜか一部しか残されていない。延宝八年(一六八〇)以前、天和四年(一六八四)から元禄八年(一六九五)まで、享保十五年(一七三〇)から寛政七年(一七九五)まで、そして嘉永七年(一八五四)以降の分が欠落しているのである。延宝八年以前はそもそも存在しなかった可能性もあるが、後筆で付けられた番号で数えると、一番から七番、九番から七十番、百二十九番以降である。

「万留帳」の利用を示す例でもあるが、弘化五年(一八四八)帳(百二十三番)の五月朔日条には、大津代官所から片山浦について過去の船株関係資料の写を差し出すよう求められた時、「三拾五番留帳ニ有之候内」から、宝暦六年(一七五六)の願書写を差し出したことを書き留めている。弘化五年の時点で三五番帳が存在していたことは明らかにあり、断簡とはいえ安永三年(一七七四)七月八日から八月朔日迄と、天明四年(一七八四)四月二十四日から十二月二十七日迄(五十九番)が残されている。また、「留帳目録書抜帳」には嘉永七年から安政六年(一八五九)までの目録が記されているが、その分の「万留帳」が残されていないところから、必ずしも古い「万留帳」が欠けているとい

う訳でもない。

現在残されていない「万留帳」がどうなったかは全く不明である。明治四十四年（一九一）に大津市私立教育会によって刊行された「大津市志」上巻には、「大津百艘船関係資料」を参照しなければ書けないと思われる内容が含まれるが、「万留帳」の存在については確認できない。昭和十四年（一九三九）の『大津市史』下巻には現存部分の翻刻しかないところから、この時点で既に「大津百艘船関係資料」からは欠落していたことになる。

明治二十九年の大洪水で大津町の湖岸は深さ数メートルに及ぶ浸水の被害を受ける。『大津市志』上巻が、松本浦の記述に関連して、明治二十九年の洪水で記録類が流失したため古老からの聞き取りで記述するとわざわざ断っているのに対し、大津百艘船については何も触れていないところから、洪水被害の可能性は少ない。

欠落部分では、安永三年と天明四年の断簡が残されている。虫食いの状態ではあるが水に濡れた痕跡も見られない。高札や京都町奉行の「印紙」をはじめとする重要な資料は今に伝えられているから、何らかの理由によって他の所蔵となったのか、それとも失われてしまったのか、謎として残る。

全体目録と本巻掲載史料の紹介

最後に、本巻の構成について説明する。膨大な内容を含む「万留帳」の内容を知る手掛りとして、最初に全体目録を掲載した。年号を「」で示した寛政九年（一七九七）から文化九年（一八一）までは、原本から表紙裏などに記された「目録」部分を抜き出した。文化十年以降は、「留帳目録書抜帳」二点を翻刻した。表紙裏などに書かれた「目録」は、今後翻刻を進めていくなかで、掲載する。

次に、本巻で翻刻した五冊について、簡単に紹介しておく。

一、（延宝九年…一六八一）天和三年…一六八三）番附外、五冊の内（国九八）形状…袋綴、三一・七×二四・六、一二丁

延宝九年の役船の手配に関する記事からはじまり、矢橋の渡し of 船賃、肥前町桶屋喜助覚書帳、幕府巡見使へ差し出した延宝年間の役船数の記録、大津から湖上各地への距離書上げなどからなる。記事は延宝九年の内容が多くを占める。記事は必ずしも年代順になっておらず、ある時点でまとめなおしているが、字体からは記事内容の最後にみえる天和三年からそれほど下った時代ではない。

二、（元禄二年…一六八九）享保十六年…一七三二）八番（国九九）

形状…袋綴、三〇・七×二四・〇、五八丁

元禄二年から享保十六年にかけて、大津百艘船をとりまく様々な事項が記されるが、表紙裏の「目録」が適切にまとめている。内容は船賃や相論、高札の下賜など、大津百艘船にとって重要事項をまとめたもので、何人もの筆になる。

興味深い内容を、何点か紹介する。元禄四年塩津甚次郎からの申し出によれば、堅田が他浦に廻船として出向くことのできる権利を、尾上浦に九艘、早崎浦に三艘、片山浦に七艘、北比良浦に四艘、八木浜に一艘認めている。堅田の琵琶湖水運における絶対的な地位を示す事例であろう。

元禄十三年（一七〇〇）の若狭小浜から八幡へ運ばれる荷物を積んだ今津の船が沈没した事件は、直接大津百艘船が関わったわけではないが、喫人として解決に尽力している。

宝永四年（一七〇七）からはじまる船賃の値上げ交渉は、大津、堅田、八幡の主導ではじまり、やがて大溝、船木、今津、海津、大浦、塩津

の九力浦が「湖水浦々船持惣代」として、団結をみた結果による。

享保四年の京都町奉行の触は、江戸の中川六左衛門が塩津から敦賀へ湖水を掘り抜いて琵琶湖の水位を低下させ、湖辺に新田三十万石を開発し、水路を通じて運漕の便を図ろうとする計画に対する照会である。実現は不可能であるが、江戸時代を通じて何度も出願される計画の一つである。

三、安永三年・一七七四（断簡）〔国一〇〇〕

形状…袋綴、二三・六×一七・二、一八丁

七月八日から八月朔日までの分が残る。記事は、京都町奉行への高札書替え手続き、大津代官所への七夕御礼、七月二六日の船増減改めの触、京都町奉行への八朔御礼、大津代官への八朔御礼、である。

高札書替は、安永三年三月に赤井越前守忠暲の京都東町奉行就任にともなつて、なされたものである。今回は、高札の書替にあわせて高札場の普請もなされたことが、七月二四日の届書からわかる。

四、天明四年・一七八四（断簡）五十九番〔国一〇一〕

形状…袋綴、二四・四×一七・四、四八丁

四月二四日から年末までの分が残る。主な記事は、四月二四日の山王祭神事役船、六月一五日の船増減改めの触、六月八日の京都町奉行暑気見舞、六月五日大津代官暑気見舞、大津代官七夕御礼、京都町奉行八朔御礼、大津代官八朔御礼、大津代官九月節句御礼、九月十九日湖上船運上銀徴収触、十一月からの高札書替、十一月九日京都西町奉行山崎大隅守正祥の初入り御礼、十二月二日の京都町奉行寒気御見舞、十二月四日の大津代官寒気見舞である。

断簡とはいえ、四月以降の記事が残る中で、多くの部分を占めているのが、京都町奉行と大津代官に対する儀礼の記事である。また、ここにも高札書替の部分が含まれている。先の安永三年の断簡部分と併

せて考えると、儀礼と高札書替の部分が断簡として残されたということになる。

五、寛政八年（一七九六）、七十一番〔国一〇二〕

形状…袋綴、二五・〇×一七・五、六九丁

一年単位の「万留帳」で全体が残る最古のものである。表紙裏に「目錄」があるが、記載項目は六件のみである。

正月三日の京都町奉行御礼、大津代官御礼からはじまり、京都町奉行や大津代官への儀礼の記事があるが、全体に占める割合は減っている。それに対し、正月では四日の初寄合、十一日の「帳堅メ祝儀」、十五日の芦浦観音寺様御礼、五月二十一日の貴布祢御神酒、九月二十一日の貴布祢御神酒といった、百艘船仲間の儀礼が見られる。

公用としては、二月七日に大坂御目付へ供船四艘の提供、四月の日吉神事船の手配、五月十三日の京都所司代唐崎筋巡見対応、八月二十三日に京都東町奉行菅沼定喜の奥方の唐崎、三井寺参詣の対応などが見られる。

また、一月の赤野井と木浜の艫の相論、二月の船道具の盗難、三月の膳所行屋根板類の船積みや、十二月七日の丸船流失など、日々の船積みに関わる記事が増えてくる。

杉江進（都市魅力づくり推進課・大津市歴史博物館）

「大津百艘船万留帳」全体目録

番号	年号	番附	原本	抜書帳	収録
1	(延宝九年～天和三年)	番附外	○	—	1
2	(元禄二年～享保十六年)	八番	○	×	
3	安永三年(断簡)	不明	△	×	
4	天明四年(断簡)	五十九番	△	×	
5	寛政八年	七十一番	○	×	
6	寛政九年	七十二番	○	×	
7	寛政十年	七十三番	○	×	
8	寛政十一年	七十四番	○	×	
9	寛政十二年	七十五番	○	×	
10	寛政十三年	七十六番	○	×	
11	享和二年	七十七番	○	×	
12	享和三年	七十八番	○	×	
13	享和四年	七十九番	○	×	
14	文化二年	八十番	○	×	
15	文化三年	八十一番	○	×	
16	文化四年	八十二番	○	×	
17	文化五年	八十三番	○	×	
18	文化六年	八十四番	○	×	
19	文化七年	八十五番	○	×	
20	文化八年	八十六番	○	×	
21	文化九年	八十七番	○	×	
22	文化十年	八十八番	○	○	
23	文化十一年	八十九番	○	○	
24	文化十二年	九十番	○	○	
25	文化十三年	九十一番	○	○	
26	文化十四年	九十二番	○	○	
27	文化十五年	九十三番	○	○	
28	文政二年	九十四番	○	○	
29	文政三年	九十五番	○	○	
30	文政四年	九十六番	○	○	
31	文政五年	九十七番	○	○	
32	文政六年	九十八番	○	○	
33	文政七年	九十九番	○	○	
34	文政八年	百番	○	○	
35	文政九年	百一番	○	○	

番号	年号	番附	原本	抜書帳	収録
36	文政十年	百二番	○	○	
37	文政十一年	百三番	○	○	
38	文政十二年	百四番	○	○	
39	文政十三年	百五番	○	○	
40	天保二年	百六番	○	○	
41	天保三年	百七番	○	○	
42	天保四年	百八番	○	○	
43	天保五年	百九番	○	○	
44	天保六年	百十番	○	○	
45	天保七年	百十一番	○	○	
46	天保八年	百十二番	○	○	
47	天保九年	百十三番	○	○	
48	天保十年	百十四番	○	○	
49	天保十一年	百十五番	○	○	
50	天保十二年	百十六番	○	○	
51	天保十三年	百十七番	○	○	
52	天保十四年	百十八番	○	○	
53	天保十五年	百十九番	○	○	
54	弘化二年	百二十番	○	○	
55	弘化三年	百二十一番	○	○	
56	弘化四年	百二十二番	○	○	
57	弘化五年	百二十三番	○	○	
58	嘉永二年	百二十四番	○	○	
59	嘉永三年	百二十五番	○	○	
60	嘉永四年	百二十六番	○	○	
61	嘉永五年	百二十七番	○	○	
62	嘉永六年	百二十八番	○	○	
63	嘉永七年	百二十九番	×	○	
64	安政二年	百三十番	×	○	
65	安政三年	百三十一番	×	○	
66	安政四年	百三十二番	×	○	
67	安政五年	百三十三番	×	○	
68	安政六年	百三十四番	×	○	
69	安政七年 万延元年	百三十五番	×	○	

※ 「原本」の○は原本が残っているもの
「抜書帳」の○は「留帳目録抜書帳」に記載のあるもの

一、「万留帳」目次・書拔書

〔元禄二年〜享保十六年〕

船賃駄賃定書之事
湖水浦々米運賃之事
堅田^〆諸浦へ廻船差免申訳
堅田与五ヶ村与出入内済之事
板屋新五郎石垣願之事
小橋石垣断之一件、但し風呂屋関奥也
今津かつへ米申分断之一件
雨宮庄九郎御高札御建被下候事
今津船打かへし失荷物一件、但し济口之訳
金丸様浦々江御触書之事
関々堀さらへの事
諸浦増運賃願書之事
八幡行干か増運賃之事
宝永四年矢はせ行荷物旅人増運賃之事
正徳年中増運賃御免御触書之写
古郡様御高札之事
享保四年敦賀^〆塩津迄切抜申願之事
小船入江流落候溝筋之一札、并堀さらへの事
諸浦増運賃願之事
隠居年寄祝義之定書
年寄肝煎死去香奠之事

塩荷物二付八まん町へ一札遣候写、并干か荷物同断
堅田わに獵師出入取扱内済証文之事

〔寛政八年〕

一、丸船、艀とも運上初而被仰付候年号、御役所^〆御尋候事
一、膳所行屋ね板類、近来猥二積取候二付、御役所へ御願申上候事
一、^①三王御神事神輿船山門^〆雇加子多故、浦々^〆御役所へ相願候事
一、^②三王御神事二付、膳所御供元へ例年御初穂遣シ候処、以来差不遣事

一、御所司堀田相模守様唐崎御順見、船数差遣シ候事
一、甚七町柴屋六兵衛^〆能登川へ割木松本船二積せ候一件之事

〔寛政九年〕

一、小兵衛持荷問屋株中間買受本地忠預ヶ置、此度外方へ譲り候事
一、海津孫七舟柳崎冲二而打こかし候事
一、来迎寺三万日廻向二付、津内艀持并貸舟屋へ廻状出シ候事
一、尾花川艀方へ人乗せ印札遣シ置候処、少々紛失二付都合致遣候事
一、八幡舟木吉左衛門船当津二而積米之内紛失二付相届候事
一、当御役所へ御用御会符桃^③灯拝領相願叶候事
一、山王御神事神輿船闔取於中間致候事
一、石原庄三郎様関東御下向之事
一、坂本町ミの庄裏湖中二溺死人流来候事
一、金藏堀端二井形堀明ヶ候二付、御蔵町年寄へ様子尋二遣シ候事
一、湖上米船賃御定メ御証文等有之候哉御尋之事

〔寛政十年〕

御高札一件
八幡忠兵衛船持立之事
南濱^ろ登り米船賃事
常楽寺一件二付書状之写
大物村新右衛門^り船流失之廻状
船御印石付分り兼候分改可請旨被仰付候事
御高札御礼勤方
西御奉行三浦様唐崎御見分
貸船や株譲り中間奥印之事
田中江村^り兵衛我^れ二木柴舟積候事
嵯峨^り釈迦京都二而開帳二付寄附事
四宮絵馬堂建立二付寄附事
滋賀見世村割木船積一件
坂本上ヶ方船積之事無株之^り船二而猥^り二舟^{（積カ）}□致候故、当津二而舟法
申聞呉候様被相頼候事
膳所御詰戻米船積一件
矢橋浦^ろ渡舟賃余錢之儀二付来翰写
塩屋六兵衛芦浦御家中へ舟積留
御所司代御下向
小船入渡船場会所之御触書之御尋
せた川御順見
和辻次郎作舟扇屋関二而ハマリ危キ事
船^り船二而運送御法度之所舟積致候故御尋之事
小船入朝舟二而病人ハマリ候事
平蔵町北側西角髪結床地面之事証文之事

北国町いかや二而三ヶ浦算用寄合

坂田屋吉兵衛乗前滞掛合

吾妻川浚見分

神出村伊三郎^り船二而善兵衛ハマリ候事

孫右衛門船海津行濡荷断状写

嶋之関首ク、リ一件

上組小船太郎兵衛^り船之事

御蔵石垣際へ死人流寄候事

六兵衛船内海行木綿紛失一件

赤井長右衛門船賃滞掛合

白銀や陸助塩津行丸綿舟積

紛失荷弁金諸入用取究役人連印

旱水二付上番船小船入二而乗せ候事

吾妻川浚入札一件

東海道筋式割増

当所十兵衛船、小三郎船、赤ノ井^{（礼）}ろ米積登り紛失一件

日吉社松之坊^ろ山王御遷座御札御供物至来書翰返翰

〔寛政十一年〕

京御役所御案内方獅々飛、供御瀬、御下見
御老中戸田様御引渡御登
御所司代牧野様御登
御老中山門唐崎御順見
せた^ろうくい五十至来致候事
江頭帳付船八幡浦^ろ頼一件
赤井太右衛門舟難舟

東本願寺様湖辺御遊覧御延引諸留

彦根様御鷹場御順二付御尋

松原舟際川先二而難舟

六兵衛舟紛失荷一件相済候留

彦根様御入用川御座舟小渡

矢橋舟膳所新堀の人乗せ候事

朽木様荷物舟積掛合

御茶壺御下向

御藏南側石垣際死人流寄事

大物新右衛門艀流失廻状

小船入平六舟二而旅人脇差紛失一件

大濱船極印場修覆

船御改一件

御高札場所二脇差壹腰有之、御役所へ上候事

永田浦清左衛門掛合事

御所司代御順見御延引諸留

西御奉行様御死去二付宿鍵左へ来状

〔寛政十二年〕

曲測和泉守様禁裏御附より西御奉行二御転役并年頭御礼

御初入恐悦兼帯之事、并二御高札御書替之事

下組惣代かわり之事

四廻り新八上組小船買入候事

石山御開帳二付掛茶屋三星屋荷物持越し之一件

石山御開帳一件

惣年寄矢嶋氏惣領死去香典之事

京東御奉行松下信濃守様御出府

せた橋本の石山御開帳二付挨拶之事

船屋市松之船常楽寺行古手壹箇紛失之事

日吉御神事御延引之事

京東御奉行御組石山御開帳御見廻り、所司代御組西御組同断

大坂御目附川筋御順見之事

御目附高橋氏御母公御死去香典之事

日吉御神事御廻状触直し之事、御茶壺御下向

御所司代牧野備前守様坂本唐崎御順見之事

坂本町組上之番乗人入水之事

御所司代当御藏御順見之事、并金藏堀掃除之事

一、貸船屋取締之事

当御役所御手代石山江船二而御出之節、せた橋江当テ候事

吾妻川浚之事

堅田町白銀屋陸助藏、浜江建出し二付一札之事

一、荷問屋船賃払銭相場之事

上組仁右衛門船せた橋杭江船スレ候事

東御奉行森川越前守様御登り恐悦并御高札書替之事

常楽寺浦九艘付込之事

御所司代当御藏御順見二付、金藏堀掃除引合之事

彦根山門伊崎寺より艀二而人乗せ候二付引合之事

若狭藏仮橋江男死骸掛り有之、此方江御頼之事

肝煎山本兵次郎死去香典之事

上組五兵衛船乗合入水候事、はまり但當所丸五親類

殿様吾妻川御見分之事

仲間年寄市兵衛死去、跡役太郎兵衛願之事

市松船紛失荷出候ニ付御役所江願之事

多賀喜三太様御目附被仰蒙候事

嶋之関地面東本願寺江是迄貸付有之所講中ノ差戻し候事

右同処直様西本願寺江是ノ貸候事

〔寛政十三年〕

一、片田孫四郎船乗前積難船之事

一、同与五郎船吹被流候事

一、下組惣代退役願之事

一、御所司代御順見ニ付金蔵堀掃除之事

一、片田莚船当浦ニ而難船之事

一、年号享和と相改候月日之事

一、永田清左衛門祝義船断ニ参り候事

一、小野又三郎娘死去香典遣し候事

一、若狭蔵普請地上吾妻川砂之事

一、御目附せた川御順見之事

一、小船入朝船ニ乗せ候旅人矢橋ニ而病氣差出、乗せ帰り養生為致国

元江送り候事

一、御所司代牧野様江戸御下り之事

一、東願寺^(本脱カ)地代参り候事

一、船屋小兵衛株売、同人後家ノ忤江譲り候事

一、御所司代土井様御登りニ付惣年寄中ノ出迎之義引合之事并貸船

屋出迎ニ出引下ケ候事

一、船方下役北出雲平殿不勝^(手脱カ)ニ付仲間江無心、其外八ヶ浦江も被相頼

候事

一、船屋忠助養子先忠助川七ニ成并渋川屋六兵衛名前子息江被讓候事

一、当津六兵衛船田中江差船間違之事

一、吾妻川籌御役所ノ停之事

一、当津勘三郎船能登川行荷物盜賊、并右盜人堺表ニ而被召取候一件

一、矢橋浦安左衛門船旅人入水之事

一、野田平左衛門小船遣ヒ度由申参り候事

一、野洲郡安治村より出候米、野田浦と吉川浦と論之事

一、小頭^(左)左久間老母死去香典之事

一、湖边村々無株ニ而船持立丸船代之御書付願、右之義三ヶ浦ノ御役

所江申出候事

一、御老中牧野様御所司代御引付御登り候事、并御所司代土井大炊頭

様御登り候事

一、帳付船以来当会所江相届候事、并二出火之節船頭会所江可申事

一、当津長三郎片田ノ船買候事

一、船屋新右衛門株三つ永原屋江被預ケ候事

〔享和二年〕

一、貸船屋之者共貸船賃銀相滞候ニ付、御廻状相願候事

一、小濱小左衛門舟遣ひ相止メ、替り同所文四郎舟遣候ニ付、届ケニ

参候之留書

一、下組小舟忠兵衛儀困窮ニ付合力之事

一、四ノ宮庚申堂地築ニ付寄附之事、并四宮社修覆ニ付寄附之儀被頼

候へ共断申候事

一、御所司代土井大炊頭様御蔵御順見之事、右ニ付橋本町ノ八まん屋

之段前掃除之儀被申越候事

一、吾妻川見分之事

一、新二郎、忠二郎、龍之助、出勤之事

- 一、御役所^ろ浅井、高嶋、野洲、村々水難二付御手当米舟積之事
- 一、京御組様勢田橋御見分二付、小舟入^ろ御乗舟之事
- 一、当所御手代内藤様江戸御下り二付、事^ニ矢橋へ先触出し候事
- 一、風呂屋之関下ノ石垣際ニ水死人有之、町内掛り之事
- 一、常楽寺^ろ登し米之儀二付書状并返翰之写
- 一、上下小舟過人之事
- 一、酒甚^ろ坂本へ法経塔船積
- 一、海津与兵衛艦二而水死人之事
- 一、坂本浦舟積之儀二付出願致候故、当中間へ取嚙被仰付候事

〔享和三年〕

- 一、御老中土井大炊頭様、御所司代青山下野守様御登り
- 一、北之町組忠助出勤之事
- 一、御差紙野田、常楽参寺へ
- 一、芦浦片岡喜右衛門殿死去之事
- 一、貸船賃相滞候二付貸船屋^ろ出願二付、当仲間^ろ廻状差出し候事
- 一、早番荷乗合舟為積呉候様上組^ろ頼出候事
- 一、南笠肥シ人共乗前受候之事
- 一、小舟入請地二加子共溜り小屋建候事
- 一、尾州御役方御登り二付、せたへ艦申遣し候事
- 一、永田浦廻船一件
- 一、片田三右衛門内室小兒死去香典
- 一、善左衛門船八まん行鉄廿束紛失之事
- 一、尾州大代官唐崎へ御乗船之事
- 一、美濃屋庄兵衛裏石垣繕ひ之事
- 一、五海道筋御分見之事

- 一、京御池屋敷出火二付見舞之事
- 一、小野宗三郎死去香典
- 一、下坂本艦大風二而難儀之事
- 一、山王祭神輿船加子と坂本之者と口論、致御吟味之事
- 一、御茶壺御廻状之写
- 一、八幡忠兵衛小兒死去香典
- 一、勢田橋及大破二渡船之事
- 一、金蔵堀ニ赤子死骸捨有之事
- 一、御代官様御病氣二付御見舞申上候事
- 一、勢田川さらへ之事
- 一、庄兵衛船ノ加子喜八、湊町木屋甚右衛門^ろ米廿七俵隠積之事
- 一、八郎兵衛船売払之事
- 一、内堀様^ろ新造造り替之節舟大工連印之儀、被仰聞候事
- 一、年寄三郎兵衛死去、北出氏母公死去香典
- 一、内堀様御婚礼有之候事
- 一、金蔵とも綱杭朽損候二付、加子共二打替させ申候事
- 一、芦浦観音寺様御死去被遊候事
- 一、年寄三郎兵衛死去二付御届書之事
- 一、別所村六兵衛艦流失御廻状
- 一、無極印之船流失寄候事
- 一、御城米運賃之事
- 一、勢田橋諸負人竹柴類運送自由致度段、御役所へ申出候事
- 一、下番新八舟ぜ、新堀二而難儀之事
- 一、江頭村傳助艦流失御廻状
- 一、庄兵衛船常楽浦二而難船之事

〔享和四年〕

- 一、所司代青山下野守様御下向
- 一、京御奉行曲測様并中井様せた橋御見分度々
- 一、北之町組忠助本役成、同市兵衛出勤
- 一、大津町組市松死去、親伊兵衛市松と改名、并清治郎養子之事
- 一、有栖川樂姫様関東へ御輿入二付、石原様御賄為御用と御供被仰蒙候事

- 一、せた橋櫓打御廻文度々
- 一、永田浦廻船一件
- 一、坂本町組佐右衛門養子顔見世
- 一、矢嶋村金右衛門櫓大かや浜二而難船水死人之事
- 一、長命寺御開帳二付、宿清兵衛方仏供袋頼越候事
- 一、忠助船内海木綿荷紛失之事
- 一、入江吉兵衛様御老母死去香典
- 一、当所御手代衆伊香郡へ御越御先触之写
- 一、石山大黒天開帳二付幟差出之儀二付、和泉町と小舟入る掛合之事
- 一、大津町組新八舟せた橋へ舟当テ候事
- 一、往還筋道造り御役人嶋之関へ御越被成土砂御取寄被成候趣二付、御改願候事
- 一、御老中青山様、御所司代稲葉丹後守様御登
- 一、膳所城先棒杭之内人乗通船之儀二付、百艘、松本、石山、御呼出し之事
- 一、芦浦西川五郎兵衛様御老母御死去香典
- 一、矢橋出火二付見舞遣し候事
- 一、御役所る京極宰相様御籠城之節之書物差上候様被仰付、写差上候事

- 一、大坂御目附代御順見二付御召船差出候事
- 一、嶋之関喜兵衛方借り請候櫓流失之事
- 一、嶋之関葭苅取候二付若狭蔵へ掛合之事
- 一、享保十六比宮様御下向之節之写書差上候事
- 一、下寺村新蔵櫓二米青物等積登り難船之事
- 一、御役所る、矢橋、八幡、のと川方御城米舟賃御尋二付、書付差上候事

- 一、大濱御印場之先二溺死人有之候事
- 一、下組七兵衛相果跡相続人も無之、尤借財等有之組内へ引受候事
- 一、樂宮様御下向二付、御賄御用として石原様御下り被成候二付諸勤方

- 一、御手代篠田牧太郎様る金蔵舟ノ楫出張有之間、制度いたし候様被仰渡候事
- 一、殿様御留主居恩田半助様、北桜村へ検見二御越被成候事
- 一、知内弥四郎参四十物荷出候二付、片田小舟二為積度趣被申来候事
- 一、石原庄三郎様布衣被仰蒙候事
- 一、大濱極印場其外諸入用取集御廻状
- 一、登り舟俄風二而難儀致し候事
- 一、矢橋より山田行炭積登り当所へ着致候故、矢橋へ書状遣し候留
- 一、大溝浦二而海津小舟難舟之事

〔文化二年〕

- 一、篠田牧太郎様舟方助役二付挨拶之事
- 一、七里左六郎様御内室母公御死去香典
- 一、野田源蔵舟持立之儀二付市左衛門へ掛合之事

一、内堀繁太様元^ノ加判、牧野九郎兵衛様舟方助役被仰蒙候二付、御挨拶之事

一、町代部屋方彦根迄里数被尋候事

一、山王御神事神輿舟二法師^カ人急死之事

一、善左衛門舟八まん行積、金藏堀二而水入濡荷之事

一、御藏番衆方俵を多ク舟積被致候故掛合候事

一、年寄三郎兵衛跡役孫右衛門へ為勤度趣願書之写

一、忠次郎、忠兵衛と改名、市兵衛本役、庄兵衛見習之事

一、石山寺へ石舟積二付湖月坊へ掛合之事

一、内堀様御変宅御祝儀之事

一、吾妻川御見分

一、肥前町井筒や宗七水死之事

一、高橋角左衛門様小頭兼帶、川寫文左衛門様御目附助役之事

一、測量為御用天文方御役人様御越二付、舟御用相勤候事

一、肥前町^カ松本へ石被引取候二付、松本^カ断被申候事

一、江頭太郎三郎老母死去之事

一、芦浦観音寺様御入院恐悦之事

一、今津屋七兵衛退役、并八郎兵衛養子顔見世

一、乗前集金相庭之儀二付掛合之事

一、塩津年寄半兵衛、真熊村出荷物之儀二付被参候事

一、湊町塩屋甚助隠積之事

一、堀猪三郎殿内方死去香典

一、今津屋七兵衛養子顔見世

一、野口御高札一件

一、鳥井川村^カ蜷舟膳所表へ願出候事

〔文化三年〕

一、上組四郎兵衛舟二乗合せ候女、矢橋浦二而行たふれ候事

一、嶋之関二品々捨物有之候事

一、小笠原近所出火之節舟廻し候儀二付、三郎兵衛前^カ被頼出候事

一、内堀繁多様舟役御退役、跡役牧野様御勤被成候事

一、八郎兵衛見習出勤、市兵衛本役之事

一、柳町堀詰請地二建家之事

一、東尾上より丸船遣ひ申度段願出候事

一、舟役牧野様舟御入用之節ハ印鑑為引合差出し候様被仰付候事

一、岩熊村舟積之儀二付、塩津浦、月戸浦^カと出入二相成候一件

一、江戸大火二付石原様御屋敷類焼二付、御玄関迄罷出候事

一、山王御神事神輿舟二雇水主之事

一、膳所新堀二而すもふ有之事

一、市松名跡無之当町伊兵衛預り二付、酒肴被差出候事

一、牧野様初而山王御神事二御出役二付、是迄事替り候事共有之候ハ、書付呉候様被仰付候事

一、橋本町二三湊出舟宿と申札出し候二付、内々御役方へ届ケ候事

一、針江幸左衛門祝義舟之事

一、坂本町組小兵衛舟株之事

一、坂本町組八郎兵衛新造之事

一、内堀様、三好様、佐久間様、江戸へ御下り二付、御留主見舞并御

帰津御出向

一、矢橋治郎兵衛舟、同茂兵衛舟、行合二荷物落濡し候事

一、下堅田町年寄弥助殿講会之事

一、片山太郎兵衛舟金藏堀二而出火之事

一、御高札一件

- 一、御高札場繕ひ之事
- 一、芦浦松岡市左衛門様を御中間村人足乗船之儀二付書面之写
- 一、高橋角左衛門様江戸へ御下り二付、御留主見舞之留書
- 一、測量御用御役人様一件
- 一、若狭蔵裏築地之事
- 一、真野浜二新船入之事
- 一、下組甚兵衛小舟流失御廻状

〔文化四年〕

- 一、鍵屋利助を関津舟へ糖百俵隠積之事
- 一、尾花川、観音寺町、大火之事
- 一、八幡鉄屋卯兵衛行候鉄度々欠有之趣申立候事
- 一、赤ノ井太右衛門へ之書状之写
- 一、地舟ノ戻り四艘大風ニ而致難儀、別而治郎左衛門舟、忠次郎舟、山田浦二御世話二相成候事
- 一、三井寺観世音開帳之事
- 一、獅子飛為下見と御組様御下り被成候事
- 一、分銅改之事
- 一、弓弦半六唐崎浜辺二灯笼建度趣ニ而助力相願候事
- 一、内堀様、三好様、佐久間様、從江戸御召二付御下り被成事
- 一、新在家村油屋長兵衛を菜種舟積之事
- 一、石場を渡船之旅人入水致候へ共、早速引揚連帰り候事
- 一、大津町上番舟二金子取落し有之事
- 一、牧野様を矢橋渡船二入水人度々有之趣相聞候二付、被仰渡候事
- 一、新濱ノ草刈ノ者膳所沖ニ而入水候事
- 一、勢州龜山之旅人矢橋ニ而死去二付、京都を御檢使之事

- 一、石山丸屋五兵衛居宅普請之事
- 一、大溝五兵衛船へ積入候大溝蔵荷物盜取候事
- 一、尾花川町平三郎持體流失之事、但し不相知候二付潰し舟二相成候事
- 一、三好様、佐久間様、從江戸御歸り之事、并内堀様御歸り二付御出迎之事
- 一、田中屋角兵衛船賃米滞候二付書状之写
- 一、指物屋藤兵衛を長持六本際川へ持越候事
- 一、七里様御貸附之義二付表向御遠慮二付、御見舞差上候事
- 一、京御奉行様御朦中二付田内氏へ尋状之写
- 一、大洪水之留書

〔文化五年〕

- 一、能登川船揚之儀二付遣し候書状之写
- 一、西七兵衛殿再勤之事
- 一、六兵衛船道下りホクソゆるみ候難風之事
- 一、大濱ニ而男産子死骸有之、川口町を手切二御訴被申上候事
- 一、測量御役人御登り之事
- 一、勢田利右衛門體流失御廻状
- 一、川七兵衛舟、治郎左衛門舟、忠八舟、右三艘之錠縄切取候事
- 一、山本祐九郎死去香典之事
- 一、酒屋甚兵衛持地面二體圉出来候事
- 一、杉江浦こやし取入水之事
- 一、曾根源次郎様町役被仰蒙候事
- 一、舟木源七舟材木積登り候節、源七悴入水之事
- 一、大濱御印場二女水死人一件

一、大濱へ下ル道筋二門木戸、川口町を願出候一件

一、若狭蔵裏二男死骸浮上り候事

一、和尔村と片田浦と舟積出入之事

一、御門番吟助殿老母死去之事

一、小舟入浜二常夜灯一件

一、上田主水様と同弥右衛門様へ御縁組有之候二付、いせ屋清治郎を被頼館大舟差出候事

一、吉本弥四郎殿死去二付香典遣し候事

一、尾花川町徳兵衛持體作事方為滞候二付、舟大工仲間へ掛合一件

一、郡山御蔵裏石垣積出し二付掛合一件

一、堅田釣獵師惣代を石塔舟積之斷

一、日光宮様御下向二付、東御奉行様御警固被成候二付御出迎

一、山田木内小兵衛殿を石塔寺組舟積二付、乗前受取候事

〔文化六年〕

一、京都を包材木際川へ持越候一件、并尾花川町を^{三井寺}山門領舟積之儀

二付受取候一札之写

一、米原舟式艘柳ヶ崎二而難風二逢候事

一、赤塚村出火二付見舞遣候事

一、吾妻川御見分

一、江頭帳屋又次郎代り、傳右衛門二相成候事

一、京東御奉行小長谷和泉守様御登二付御出迎見送り之留、并御初入

御礼二付田内氏を之書状并返書之写

一、御高札一件

一、米原助十郎舟坂本浦二而水死人一件

一、江頭舟積之儀二付八幡浦を書状至來候写

一、御所司代酒井讃岐守様御登り

一、獅々飛下見分として京都御組様御下り

一、牧野様を山田浦へ藻草遣し候様被仰聞、御斷申上候留書

一、野田浦源蔵丸舟借り受遣ひ申度段願出候事

一、御上使井伊掃部頭様御登り、并御下り二御蔵屋敷へ御立寄被遊候事

一、郡山御蔵裏石垣之義二付、仲日野屋五兵衛へ掛合候一件

一、膳所御手舟二而若州御蔵を大豆御積取被成候一件

一、海津木舟二乗前荷為積度候二付、舟年寄へ掛合候事

一、大津浦舟積場御尋二付書付差上候事

一、片田町空泊り二乗せ候旅人老人、矢橋浦二而病氣之事

一、当所若殿様御病氣二付御見舞差上候事、右全快被遊二付御祝ひ至來之事

一、竹生嶋開帳之歸り二当浦を乗舟之事

一、大坂御目附様当御役所へ御立寄不被遊、直ク二御乗船之事

一、新地崎にて松本村伊助と申者致水死候一件

一、七里左六郎様押籠メ二御逢被成候所、此度事済二付御祝ひ申上事

一、膳所船積一件貝七殿挨拶にて事済候事

一、七月九日大風二付所々二而難船之事

一、橋本町米屋喜太郎居宅前小建直し之事

一、馬場村市右衛門體流失御廻状、和邇南濱治郎兵衛田地養舟流失御

廻状

一、北之町上り番舟二片原町備前屋松兵衛と申者病氣差出死去之事

一、鍛冶屋六右衛門難渋二付講之事

一、矢橋渡船二付取締一件

〔文化七年〕

- 一、膳所御礼初り之事
- 一、御門吟助殿死去二付香典之事
- 一、川口町堀浚之事
- 一、利玄関堀浚之事
- 一、八郎兵衛船道下り北小松浦二而難船之事
- 一、風呂屋ノ関堀浚八まん屋之段橋本町へ掛合ノ事
- 一、芦浦観音寺様矢橋へ御乗船之事
- 一、横江濱、船木村の北小松村ヲ相手取出願ノ事
- 一、京御公事方入江様御退役、跡役飯室様被蒙仰候
- 一、芦浦西川氏後室御死去香典之留
- 一、山王神事七本柳へ着船ノ義二付三井寺舟の着順之儀彼是被申掛候事
- 一、大濱御印場先ニ溺死人有之、東八丁ノ者二而早ク落着之事
- 一、舟木船二入水人有之候事
- 一、今津七兵衛船、則七兵衛致入水候事
- 一、当屋町内へ買得被致候事
- 一、大溝分部様為御迎大溝の船印ヲ建当浦へ着船致候二付、舟年寄へ掛合ノ事
- 一、京御奉行牧野様山門御修覆御見分
- 一、貝七浜ノ持屋敷石垣積直し
- 一、山門御修覆有之趣二付、前以御公事方へ船積方之儀申込有之
- 一、松本神社破損二付寄附之事
- 一、石原様御実母様御死去被遊御香典差上候事并御忌中御伺
- 一、金蔵堀二水死人一件
- 一、伊庭門九郎艦船二而青物積入通行致候二付、舟差留候事

- 一、野田村弥三兵衛艦流失御廻状
- 一、金蔵堀水中二水死人有之、百艘へ取片付被仰付候、御断之願書差上候事
- 一、杉野様の櫓打銀之事御尋被成候事
- 一、伊庭舟年寄門九郎義二付上津候事
- 一、膳所網町出火二付見舞候事、且又魚屋町出火事
- 一、嶋ノ関入水人一件
- 一、山田浦源兵衛艦流失御廻状
- 一、知内弥四郎心得違之儀有之掛合候事
- 一、吾妻川さらへ御見分
- 一、七里様御死去御香典
- 一、浅小井橋船賃一件
- 一、八幡喜十郎大濱崎二而難船濡米多、当仲間を挨拶致候事
- 一、内堀繁太様御元々役被仰付候事、跡町役篠田様被蒙仰候、船印之初祝義もの相互ニ無用ニ相究候事
- 一、北之町船へ旅人ふろしき包取残し置候事
- 一、上組小舟二高張拵候事
- 一、堅田浮御堂へ寄附之事
- 一、伊庭門九郎艦二而青物等積通行致候二付掛合候事
- 一、御役所御貯米土蔵松本へ小渡候事
- 一、和邇南濱十右衛門の道下り難船ノ趣申来、段々吟味致候所偽二而有之候事

〔文化八年〕

- 一、芝山様御子息御元服祝義ノ事
- 一、山門御普請二付薪中間其外中間へ掛合之事

- 一、矢橋浦久兵衛艦流失御廻状
- 一、圓光大師御忌之留
- 一、平方振舞日限相究候事
- 一、膳所桜ノ馬場出火二付見舞
- 一、当他屋井戸普請
- 一、朝鮮人対州へ来朝
- 一、御藏御順見金藏掃除之事、并同堀へ用達小船為廻置候事
- 一、尾州ノ者北ノ町舟二而風呂敷包取残し置候事
- 一、吾妻川浚之事
- 一、当所武兵衛舟御役所樹木ノ枝ヲ折書付差上候事
- 一、尾花川町ノ嶋ノ関砂貫度と相願候事
- 一、大濱御印場道筋ニメ切門木戸之事
- 一、木濱渡し之儀二付、杉江、赤井四人組相手取出願ノ事
- 一、御所司代唐崎ノ御役所御順見舟手当被仰付候へ共、御延引之事
- 一、牧野九郎兵衛様ノ御頼二付、海津へ鵜ノ事相頼候事
- 一、尾花川網引場御休所取しつらひノ義御尋之事
- 一、嶋ノ関地面本願寺ノ御戻し被成、跡玉屋十兵衛、池田屋嘉七へかし申候事
- 一、新在家、正興寺、赤塚、山上、右村々参宮之事
- 一、所司代御順見
- 一、海津舟難儀致見舞状遣し候事
- 一、忠兵衛船海津行古手荷切解盜取候事
- 一、御普請役菊名直市様ノ坂本へ舟賃御尋ノ事
- 一、猿ヶ関二而小船持徳藏召抱ノ女水死ノ事
- 一、大溝五兵衛船へ盜人這入御届ケノ事
- 一、酒屋甚兵衛艦、入雨覆被致書付取之置事

- 一、上番船二水戸女中方ノふとん壹つ紛失二付、桑名ノ書状来り返書遣し候事
- 一、彦根他屋へ、尾上、片山ノ船着候故、荷問屋当仲間と堺長方二而寄合ノ事
- 一、北比良舟年寄新左衛門丸船願之事
- 一、坂本町鍵長裏へ盜賊這入、尾花川艦持兩人へ掛合ノ事
- 一、尾上船他屋へ着候故呼留吟味致候処、段々断申同所船年寄登り断被申候事
- 一、塩津浦御召状舟大工之事、此留所々二有之候
- 一、坂本新兵衛死去ノ事
- 一、東尾上丸船願出之事
- 一、小野又三郎於江戸死去ノ事
- 一、道中御奉行御通り二付御出迎
- 一、牧野様舟方掛り御転役
- 一、嶋ノ関堀端二十余ノ男行たをれ居候事
- 一、永濱善四郎船石灰積登金藏二而出火之事
- 一、京御奉行三橋様御登り
- 一、松本へ東本願寺仏具長持類持越舟積一件
- 一、当他屋家賃直上ケノ事
- 一、酒井讃岐守様御組獅々飛御下見
- 一、御高札一件、右場所石垣之事
- 一、薩州御隠居様御登り御下り一件
- 一、吾妻川浚へ土砂、土井御藏、若州御藏裏へ持出し候二付、内堀様へ御届ケ申上候事
- 一、京都御組様廿人計矢橋へ御乗船ノ事
- 一、当所若殿様御元服恐悦之事

- 一、大溝蔵る大豆船積之事
- 一、廻りと八養子之事

〔文化九年〕

- 一、坂本善五郎艀流失之事
- 一、河村庄七抱屋敷裏石垣直し候事
- 一、上組治兵衛船早番かり切ノ戻りニ旅人乗戻り捨身致候事
- 一、一本松茶屋五郎左衛門居宅普請ノ材木小渡し
- 一、坂本西教寺万日諸留書、尾花川印札ノ事
- 一、伊庭村船年寄同村藤兵衛と申者へ小舟為遣度段申被来候事
- 一、橋本町年寄源助嶋ノ関砂貫ニ来り候事
- 一、木濱、赤ノ井、人渡し舟一件
- 一、今堅田村宇兵衛鳥獵ノ事
- 一、三井寺大僧正伊勢参宮ニ付舟差出し候事
- 一、栗太郡大江村金蔵艀流失御廻状
- 一、郡山蔵裏石垣築出し書付取之候事
- 一、小長谷和泉守様石山筋御願見ニ付、御役所る先例ノ留書御尋之事
- 一、矢橋勘三郎舟新堀先ニ而帆柱打こかし、乗合旅人ニ当り怪我致し候事

- 一、今津舟山王神事之神輿舟ノ櫓貸呉候様頼ニ見へ候事
- 一、荷問屋仲間と当仲間と貴布弥講取結候事
- 一、赤ノ井る船株願呉候様申来候事
- 一、御茶壺御廻状
- 一、八幡町中嶋屋新太郎、彦根他屋と風呂屋ノ関とノ間堀中ニ而水死之事
- 一、片田町組ニ奉公致居候五兵衛、上組小舟持市兵衛方へ養子へ参候事

- 一、松本浦へ長持持越一件
- 一、河村屋喜助裏石垣繕ひ之事
- 一、勘三郎舟、八郎兵衛船、三郎兵衛舟、紛失荷物御届ケ書
- 一、当申年五ヶ年之間御俵約ニ付舟賃貳割減し候事
- 一、船頭町会所普請之事
- 一、石原様御息女御死去葬礼ノ事
- 一、当役ノ下駄、傘拵候事

(表紙)

留帳書抜扣

八拾八番ろ百三番迄

(本文)

八拾八番

文化十四年

- 一、例年四組惣番積やめ二相成、正月四日ろもぎ取に相成候事
- 一、赤塚村出火見舞之事
- 一、京公事方加納萬五郎様御母公死去香典遣し候事
- 一、能登川宿彦三郎何角せ話不致候二付、宿替申度段舟頭共ヨリ申出候事

- 一、大津町組清治郎父浄真隠居年寄と唱候事
- 一、与治兵衛船内海行小木綿紛失之事
- 一、御役所地面荒候二付、吾妻川土砂五升計遣し候事
- 一、坂本町ろ当会所江出物差出し候様被申聞引合之事
- 一、篠田様町役御免、曾根様町役帰役之事
- 一、松本舟矢橋江参り掛沖二て櫓こかし侍二疵付候事
- 一、市松舟、治兵衛舟、忠兵衛舟積荷紛失之事
- 一、堅田町組三郎兵衛暫ク勝手勤二付会釈之事
- 一、北野町組市兵衛養子市三郎、仲間手伝として出勤之事
- 一、堅田町組三郎兵衛養子勇治郎顔見世之事
- 一、能登川宿長右衛門江相替り候事
- 一、和邇北濱、中濱及出入当仲間ろ取唆之事
- 一、石原様御出符(府)二付、部家ろ呼二参り候事
- 一、御元ろ柴山様出符(府)見立并餞別之事
- 一、滋賀郡之舟改帳御役所江差出し候事

一、石原様御親子初而御出符御目見御見立之事(府)

一、三井寺観音鐘楼堂大風二て大破二付、講中ヨリ再建申参り寄附之事

一、見せ村参宮小舟遣し挨拶参り候事

一、寛政二戌年船御改帳不残差出し并日吉御神事御引上廻文仲間ろ差出し候事

一、京東御奉行佐野様御登出迎之事

一、日吉御神事三之宮船二乗り候坂本之者入水助ケ候事

一、仲間年寄孫右衛門死去、跡役三郎兵衛江願書出し候事

一、能登川宿長右衛門悴初而宿之挨拶二参り候事

一、山上村参宮小舟遣し候挨拶之事

一、東御奉行御初入恐悦并御高札御書替願之事

一、大津町組与治兵衛養子与兵衛顔見せ之事

一、堅田町組三郎兵衛年寄成、北野町組市三郎見習之事

一、石原様其外御手代中御出府御留主見舞之事

一、清治郎古船常楽寺平八江壳渡同浦帳付之事

一、内堀様、曾根様、関津迄舟にて御下り之事

一、江戸御勘定奉行肥田豊後守様せた川筋を御下り之事

一、石原様江戸ろ御帰り二付御出迎并恐悦上物之事

一、金蔵堀二繋置候大船六艘、大風にて艫綱切レ御蔵高塀江もたれ損じ候二付、御役所江御断之書付差出し候事

一、杉江三郎兵衛難渋二付、合力相撲頼二付金百足遣し候事

一、御勘定奉行肥田様江戸江御帰り二付、当所御蔵御見分二付当仲間出迎見立之事

一、はりへ幸左衛門祝義炭不参二付、催促状遣し候事すミ

一、薩州様御隠居様矢橋ろ御船にて石場江御着之事

- 一、三郎兵衛舟、七兵衛舟、治兵衛舟、二置物有之御届之事
- 一、年寄与治兵衛死去跡役無人二付、暫ク御断願出し候事
- 一、川口堀ざらへ之事
- 一、石原様若殿御用御手伝被仰蒙候上物恐悦之事
- 一、同御息女江戸表江御縁付御下り二付恐悦之事
- 一、渴水二付小舟入橋掛、金藏堀入口水底之石あげ候事
- 一、町代堀猪三郎殿子息元服祝義遣し候事
- 一、当宿ヨリ割増願之事并吾妻川浚之事
- 一、御元メ内堀様江戸江御供留主見舞之事
- 一、江頭の下船にて米積登り候二付、書状遣し候事
- 一、扇屋関の女入水之様子相知れ湊町江引合之事
- 一、内堀様江戸の御帰りに二付出迎着^{ヨミ}飲之事
- 一、北野町組太郎兵衛子息暫ク不参又々出勤之事
- 一、江頭順番帳難立故急き米改并酉年中登り高之事
- 一、仙洞様崩御二付泉涌寺賄方御用石原様被仰蒙御上京中伺上物之事
- 一、三好順之助様町役被仰蒙候、飲遣し候事
- 一、嶋之関堀中浚之事

八拾九番

文化十一年

- 一、坂本町組治郎左衛門、大津町組孫右衛門、与治兵衛見習出勤、堅田町組三郎兵衛養子勇治郎手伝出勤之事
- 一、吾妻川御浚見分之事
- 一、海津木船二乗前積下し候事
- 一、川七船、治兵衛船、吉三郎船、紛失荷相知れ済口之事
- 一、北野町組助左衛門名前船持立之事
- 一、船改帳七冊御役所の御戻し延引二相成、岡田様江催促いたし候事

- 一、御普請役せた川筋御通り二付、道筋之書付差出し候事
- 一、牧野様舟方御帰役挨拶之事
- 一、白髪明神御開帳寄附之事
- 一、京御組舟にてせた江御出之事
- 一、せた橋掛替二付御配符并御役所にて被仰渡之事
- 一、せた川渡舟諸入用櫓打御配符之事
- 一、大坂御目附せた川筋御順見之事
- 一、御所司代酒井讃岐守様御中下り御出迎之事
- 一、堅田町組勘三郎年寄成御役所届之事
- 一、小舟入上ノ仁右衛門舟矢橋の戻り舟、品村之者江橋こけ疵付候事
- 一、百石町善通寺の墓所之古石大江村江舟積之事
- 一、堅田彦右衛門舟今津、海津、乗前荷積下り難舟いたし候事
- 一、京御役所当仲間江御役所銀拝借いたし候様被仰付御断申上候事
- 一、中保町の今堀川橋の下江竹垣申参り引合之事
- 一、湖水常水の何程干水二相成候哉御役所の御尋之事
- 一、尾花川治郎兵衛と申者彦根蔵江出入いたし、同蔵の同人江所持之船二家かたを被遣候事
- 一、八幡宿忠兵衛相撲興行二付心付遣し候事
- 一、寛政年中船改帳七冊御役所の戻り候挨拶之事
- 一、坂本新兵衛船にて際川上之村々江屎小便積参り度願之事
- 一、北出雲平殿子息見習出勤悦義遣し候事
- 一、惣年寄小野宗九郎殿死去香典之事
- 一、嶋之関にて相撲いたし度地面かり受二参り候事
- 一、野田源蔵相続人頼出候事
- 一、矢橋舟乗り候旅人入水いたし早速引上養生為致矢橋江連帰り候事
- 一、治郎左衛門舟三つ縄盗取候者相知れ表届之事

- 一、はりへ幸左衛門小舟持立不相成返書并返答之事
- 一、京西御奉行江戸御下り出迎見立之事
- 一、八幡忠兵衛船金藏堀にて博奕いたし、御目付ヨリ呼二参り候事
- 一、木濱舟二幸津川にて米積登、堅田二而一札取置候事
- 一、御所司代酒井讃岐守様江戸ヨリ御登り二付御出迎御見立之事
- 一、せた橋掛り与力、同心衆江寒気見舞之事

九拾番

文化十二亥年

- 一、芦浦観音寺様御任官、西川五郎兵衛殿御次男出勤之事
- 一、大津町組与治兵衛、孫右衛門、坂本町組治郎左衛門三人本役并北野町組市兵衛乗前役之事
- 一、大津町組四廻り新八忤新七親代り二相勤候事
- 一、せた川渡舟入用櫓打御廻状出候事
- 一、堅田町組年寄三郎兵衛子息勇治郎見習并組替り被致候事
- 一、片山村二小舟四艘持立願之事
- 一、三割増御免二付宿方江江戸表江御礼二被下候二付、舟遣し見立二参り候事
- 一、御目附梯沼小平太様御息女死去香典之事
- 一、東御奉行せた橋御見分御出迎之事
- 一、坂本町江出物相極り候事
- 一、貝屋半六頼母子頼出候事
- 一、三割増礼二宿方江江戸江被下候衆中帰津出迎之事
- 一、東御奉行御息女御死去二付、御機嫌伺二罷出候事
- 一、貳百回御神忌二付御神酒頂戴之事
- 一、せた橋渡り初之事
- 一、当御役所方山王御札請呉候様仲間江御頼之事

- 一、片山小舟願書奥書当仲間江御役所方被仰聞候事
- 一、隠居年寄浄真死去香典遣し候事
- 一、小舟入会所江盗賊這入候事
- 一、西御奉行御登御出迎、御初入恐悦、御高札御書替願之事
- 一、海津宝幢院江入院二付、荷問屋内高嶋屋久右衛門断之事
- 一、北比良村舟株願之事
- 一、大坂御目附せた川御順見之事
- 一、御元々篠田様病氣出養生見舞之事
- 一、嶋之関相撲二地面貸呉候様頼出候事
- 一、御老中酒井讃岐守様御所司代御引付御登御出迎御見立之事
- 一、嶋之関地面相撲二貸候事
- 一、太郎兵衛船御蔵さは垣江当テ損し御役所江御断書差出し候事
- 一、長命寺二舟入目論見当仲間江頼参り候事
- 一、八丁貴布祢御社大破二付、頼母子加入之義坂本町年寄方頼参り候事
- 一、吾妻川浚出来見分之事
- 一、常楽寺浦にて当所之戻り船貰出来不申趣船頭共方申出、帳屋江書状遣し候事
- 一、御所司代大久保加賀守様御登御出迎御見立之事

九拾壹番

文化十三子年

- 一、坂本町組勇治郎本役之事
- 一、坂本町納屋六左衛門居宅之前堀中江生洲仕込、雨覆ひいたし度被頼出一札取置候事
- 一、小舟入か子溜り場損じ取片付置候二付、御目附迄内届いたし置候事
- 一、地舟之所持鍋紛失、御目付江内届之事

一、京町代田内与助殿死去香典之事

一、松本舟石山を戻り舟二而当津之者水死之事

一、石山寺大黒天御開帳二付貸舟屋并艀持中江廻文出ス、并泉町人下ケ幟出し候二付引合之事

一、坂本来迎寺恵心僧都八百回御遠忌二付廻文之事

一、舟大工五郎八休株二成候事

一、大坂御目附せた川筋御順見之事

一、御目付左久間又兵衛様御両親死去香典之事

一、芦浦西川五郎兵衛殿不如意二付頼母子之義頼参り、掛け切二遣し候事

一、海津、大浦、塩津、御役所御内々呼二被遣、当仲間を飛脚遣し候事

一、海津木柴地舟酒手積いたし候二付同浦江遣し候、百石二付壹匁五分宛年限立又々一札取置候事

一、尾花町^(川脱)と堅田と藻草出入相始り候事

一、御元々柴山様江戸下り饞別并見立之事

一、右御同人留主見舞之事

一、坂本町組小舟泊り積置風呂屋関二而舟道具類紛失之事

一、御目付平塚傳十郎様小兒御死去香典之事

一、北国行荷物長濱舟二積夫を北舟にて飯浦江送候二付、長濱二手筋有之引合之事

一、堅田町組年寄七兵衛死去香典之事

一、申ケ関小兒死去、川口町東側沖水死人、下物村弥七艀二而横江村之者水死之事

一、坂本町組忠兵衛年寄成御役所届之事

一、膳所舟奉行役替り之事

一、吾妻川浚見分之事

一、小舟入亀吉舟矢橋行旅人風呂敷包紛失之事

一、当会所家請代り候二付、町内を出し物申参り引合之事

一、御元々柴山様江戸を御歸り出迎并挨拶之事

一、荷問屋米屋喜平治方江飯浦着北行荷物出打候処、折節北舟無之他家舟二積下し候故、早速長濱にて飯浦江舟積無之哉尋二遣し候返答参り候事

一、彦根舟役人片岡全之丞殿頼母子被相頼、掛切にて金子遣し候事

一、藻草出入二付しが浦之わけ并網引場所之義御役所を御尋之事

一、空泊り四廻り中之助成二相極メ候事

一、寺門領と堅田藻草出入発端之事

九拾貳番

文化十四丑年

一、朽木様を例年之被下物受取之事

一、矢橋金勝屋舟乗り合旅人入水、早速引揚養生相加江気丈二成矢橋舟役人被参同処江つれ歸り候事

一、棚蔵ヨリ例年非常挨拶参り候事

一、御役所石垣際二水死人有之、願書差上入用八津内掛り二相成候事

一、舟方牧野様御出役留主見舞之事

一、御所司代大久保様辛崎ヨリ当津御順見二付、肥し舟通舟差留候廻状之事

一、大坂御目附せた川筋御順見之事

一、松本宝浄院ヨリ常夜灯寄附頼参り候事

一、御目付平塚傳十郎様御男子死去香典之事

一、御城米舟賃貳割減し年限立候二付、下地通二被下置候様願書差出し候事

一、塩屋町萬屋孫三郎東側永原屋之関湖中之方江竹垣之書付取置候事
一、下組之内亀吉名前之小舟平蔵町海老屋平七江譲り渡し候二付一札取置候事

一、舟屋長三郎舟持薄ク相成難渋故、際川江出候石小便小渡被申出、其後同人死去大船被相休候事

一、舟方牧野様御小兒死去香典之事

一、大溝蔵裏石垣取繕ひ書付取置候事

一、平蔵町土居様御屋敷西地境二有之候地藏尊地面之義二付、講中^母仲間江被頼候義有之、一札取置候事

一、金蔵堀大船繫杭打替候二付、きんや権四郎^母故障申出、蔵はし町年寄江引合不残杭打替候事

一、服部陣家高谷九郎右衛門殿^母子年分挨拶参り候事

一、柴山様江戸^母御歸り候付帰宅^キ欲出迎之事

一、舟木大津屋孫兵衛^母例年之挨拶参り候事

一、御城米舟賃式割減し御免二付浦々江廻文出し、当仲間^母請印差上候事

一、和泉町人下出入一件之事

一、北野町組舟屋長三郎死去二付実子仲間江顔見せ之事

一、宿場肝煎山本氏貸付金催促状遣し候事

一、御元^母柴山様江戸下り餞別并見立之事

一、舟方牧野様町役被仰蒙祝義遣し并岡田大八様舟方に御帰役被仰付祝義遣し候事

九拾三番

文化十五寅年

一、御元^母柴山様御母公御死去香典遣し、御頼二付肝煎中垫帳役二上下二而罷出候事

一、堅田宿いせ屋三右衛門妻死去香義遣し候事

一、彦根様御上使御歸府之砌、他家^母石山江御乗船一件之事

一、八幡駄櫃蚊帳屋左兵衛死去跡相続人若輩二付、船賃先取預ケ外方江相頼候事

一、納屋仁兵衛方小渡し之事

一、海津、大浦、塩津、堀割之義二付御役所^母飛脚遣し候様被仰付、右飛脚賃仲間^母取替置右三ヶ浦^母請取候事

一、寺門領山上村^母小松江荷物下り乗前受取候事

一、西御奉行若殿辛崎^母石山江舟二て御参詣二付、辛崎江舟廻し御乗舟仲間^母年寄肝煎付添参り候事

一、舟方岡田大八様旧冬^母御出役二付、留主見舞遣し候事

一、町代堀猪三郎殿子息見習出勤祝義遣し候事

一、京御与力不破、入江、御両人公事方被仰蒙候祝義之事

一、西御公事方^母年寄兩人呼二参り、寺門浦^母大津之積場所といふ義并さ^母竹参り候事同浦二艘遣ひ候事共御尋二付、舟帳、艀舟請印帳、二冊持参いたし候事

一、御目付左久間又兵衛様御内室御死去香義遣し候事

一、石原様御息女江戸表二て御死去香義之事

一、日吉御神事サイカチ二て御供後論談出来、当所役舟戻り候処夜明二相成并御祥月御当日故献上看物御窺申上候事

一、竹生嶋觀世音弁才天并御宝物京都二て御開帳、上り物無之御下り之砌乗前之義二付寄附御頼之事

一、石山寺御開帳二付、貸舟や江廻文相廻し候文言引合之事

一、貸舟屋仁左衛門難渋二付、金子取替遣し候一件之事

一、年号文政と改元之事

一、石原様御隠居被成度思召之処相叶ひ不申由、若殿様江万事御用向

御免二付恐悦二罷出候事

一、当御役所^る寺門領船いつ之比^る舟帳江書入候哉御尋并大津浦之積場所といふ書付差出し候事

一、地舟登り物二常楽寺^る彦根領松原江米積下り、松原二而水揚げたし不申候故、彦根江内分開合引合之事

一、石山寺御開帳二付和泉町江挨拶之事

一、御所司代大久保加賀守様江戸御下り御出迎之事

一、御所司代御家中上笠村江御内分二て御出、南山田^る舟二而迎二参り、間狭二付差掛り小舟入^る舟遣し候事

一、江戸表^る御儉約被仰出御城米舟賃貳割減し被仰付、浦々江廻文差出し候事

一、浅井郡川道村酒屋左兵衛小舟持立之義三ヶ浦江頼出候一件

一、海津浦二当浦舟宿無之、此度改宿之義頼遣し候事

一、御蔵石垣際二女死骸浮有之、万事宿方掛りに相成候事

一、尾花川熊之川舟入町分^る中浚被致仲間^る一樽遣し候事

一、年寄勘三郎養子吉兵衛見習并坂本町江組替いたし候事

一、御目付平塚傳十郎様御母公死去香義之事

一、坂本町上番戻り舟二おして入水死去之事

一、高嶋郡今在家村船流失、御役所^る御廻文出候事

一、西御役所江差上置候舟帳、^る貳冊御下ヶ被成受取二

罷出候事

一、観音寺町矢嶋屋八兵衛裏波留場石垣普請一札取置候事

一、御老中大久保加賀守様御所司代御引付二御登り御出迎之事

一、御所司代松平和泉守様御登り御出迎御見立之事

一、御老中大久保様御下り御出迎之事

一、御元^る内堀様御小兒御死去香義遣し候事

一、寺門堅田藻草出入落着之事

一、宿場肝煎山本氏江取替金滞候二付、催促状矢嶋、堀、両家江遣し候事

一、当浦大小船数高御目付^る御尋二付、書付差出し候事

一、浅井郡川道村御年貢米積入呉候様南浜、川道村両浦^る頼二参り、川道村庄屋江引合之上当浦舟差下し積受候事

一、舟方下役北出雲平殿居宅大破二付、難渋故普請手当無之、浦々江樽代頼之事

一、当津江御用金被仰付候事

九十四番

文政二卯年

一、古望仁兵衛分家普請小渡し之事

一、金藏堀友綱杭式本おれ打替候事

一、御元^る篠田牧太郎様御小兒死去香義之事

一、いせ屋孫左衛門御用金不納故、船持御差留船ハ仲間江御預ヶ之事

一、寺門領柳ヶ崎建物引払二付、小渡賃請取候事

一、御元^る内堀繁太様御小兒死去香義之事

一、六月十二日大地震二付、八幡浦^る書状参り候事

一、御元^る柴山泰蔵様御用金之義二付、江戸下り餞別之事

一、大地震二而渡り合橋落其上旱水二付、能登川、常楽寺行上り下り

共橋舟之事

一、いせ屋孫左衛門御用金不納二付舟持御差留之处、御免被仰付候事

一、貸舟屋源助方船二て米盗取、中保町裏二有之貸舟屋之義故仲間^るも御届申上候事

一、四宮本社普請二付、先年仲間^る寄附有之候縁二ヨリ又々寄附被相頼候事

一、京上町代田内母公死去香義之事

一、堅田宿いせ屋三右衛門忤死去香義之事

一、御元々柴山様江戸表御歸り出迎并肴料遣し候事

一、京町御奉行様若殿并奥方江戸御下り二付、出迎之先例有無聞合二参り候事

一、川道村江御年貢積入当津之船廻し候哉、書状遣し候事

一、下地町役御勤之三好順之助様京都御歸り二付、御挨拶二参り候事

一、船方下役北出雲平殿居宅大破建直し、九ヶ浦出し物并仲間段々世話二付一献被差出候事

一、堅田宿いせ屋三右衛門再縁祝義遣し候事

一、早水二付川口堀浚、当仲間出し物之事

一、京東御奉行佐野肥後守様江戸御下り御出迎見立之事

一、月戸清左衛門小舟持立之義二付催促状あり、返書遣し候事

一、はりへ幸左衛門小舟持立之義断申遣し候御事

一、平方振舞御用金二而延引いたし有之、料物被差出候事

一、浅井郡川道村御年貢船積之義二付仲間遣し候書状之返書参り、

南濱江仲間書状遣し候事

一、同郡同村酒屋佐兵衛と申者小舟持立之断状遣し候事

一、早水橋舟二付尾州様御米橋舟之義、蔵元古望方江引合之事

一、早水二付泊り積小舟矢橋浦二て度毎難渋いたし候故、書状遣し候事

一、早水二付嶋之関堀浚并堀中之堤巾直し候事

九十五番

文政三辰年

一、地舟欠米之義二付舟頭共江申渡し之事

一、石原様江戸御屋敷御類焼二付御伺二出候事

一、道下り積和邇濱橋舟掛合之事

一、八幡積先取同処舟年寄喜十郎殿江相頼置取之事

一、江頭帳屋三軒、同問屋式軒、右五人登り仁正寺米大津舟二為積不申旨申参り候事

一、京東御奉行牧野備後守様御登り出迎見立、上町代田内江書状遣し候事

一、海津舟宿善八方江年始鰯遣し候事

一、山田行荷物出方薄ク成同処頼状参り、返書遣し候事

一、浅井郡川道村佐兵衛と申者小舟持立之義毎々おして頼出、南濱江書状遣し候事

一、貴布祢様お貸かりかさ之義二付寄附頼参り志上候事

一、御高札御書替之事

一、洪水二付当御役所江御伺二罷出候事

一、御高札場所普請之事

一、満水二付膳所舩取払願之事

一、町代堀猪三郎殿娘死去香義遣し候事

一、吾妻川浚二付仲間持川筋浚之事

一、西御奉行松浦伊勢守様御下り出迎見立之事

一、浅井郡八木濱二小舟持立度段申出、差支申遣し候事

一、上町代田大祖母死去香義之事

一、嶋之関二て勧進相撲有之、地代受取候事

一、禁裏御付曾我豊後守様西町御奉行被仰蒙、田内江書状遣し候事

一、石山寺辺村舩二而客を乗せ、当御役所北裏近辺二て鳴ものならし候二付、同処舟年寄御召之事

一、仁正寺米大津舟二欠立積入不申旨先達而引合有之候処、此度相済

候事

- 一、長命寺清兵衛江金子三両合力遣し候事
- 一、西御奉行御代り二付御高札御書替之事
- 一、大溝浦江堅田浦の帳付舟之義二付相談之事
- 一、浅井郡八木濱小舟持立之義段々利ヲ以申聞相やめ候二付、一札之印形戻し候事
- 一、石山艦ニて御役所裏大鼓ならし、御召状参り候事
- 一、御目附柿沼小平太様御子息死去香義之事
- 一、御高札御書替之砌、百艘と唱候由緒書差出し候様被仰付、書付差上候事
- 一、東江州在々る艦ニて辛崎辺江白米積登り御差留之御廻文相廻り并山田、下笠、赤之井、杉江の積登り、右之四ヶ村御召一札御取被成候事

- 一、石原庄三郎様若殿捨之進様御縁段御願之通被仰付恐悦并御縁女様江戸の御入二付出迎上物之事

- 一、石原様若殿御婚礼恐悦上物相増候様御内意有之、先例の相まし二重二差出し候事

- 一、膳所舟役人相代り下役の知らせ参り候事
- 一、京都御奉行様寒気伺之砌魚鳥留メ之事
- 一、八幡正神町商人兩人坂本町空宿り二てけがいたし引合之事

九拾六番

文政四巳年

- 一、海津舟宿江年始鯛遣し候事
- 一、舟屋三郎兵衛分家舟屋吉兵衛方江船株三つ被讓候二付、帳切初而顔見せ出もの之事

- 一、下堅田町白銀屋陸助裏之浜当仲間請地之处、同丁の地かり致度頼

出一札取置引合之事

- 一、当所御蔵弁天尊御社大破二付、頼母子之義御蔵番衆より被相頼候事

- 一、御所司代松平和泉守様辛崎の当御役所御順見之事

- 一、杉江、下物式艘之舟坂本江白米送り候二付、式艘之舟仲間江御預之事

- 一、御所司代様御順見二付、御蔵并御役所江砂運び被仰付、其義二付願書差出し候事

- 一、右同断二付金蔵堀掃除、町御役曾根様の御尋二付書付差出し候事

- 一、御元メ柴山様江戸下り見立并餞別遣し候事

- 一、飯浦熊十郎小舟金蔵堀ニて紛失物之事

- 一、石原様暑気伺之素麵余り輕少故当年の相増候事

- 一、上田弥右衛門様公事方被仰蒙祝義遣し候事

- 一、堅田の京登り魚荷尾花川町江着下り二も乗船いたし候二付、引合祝義受取書付取置候事

- 一、東江州の京都江為登候白米辛崎辺江着候二付、米会所宿方より出張之義二付、当仲間江引合有之候事

- 一、延勝寺村の舟帳納二、当年の舟船書増納候二付呼二遣し候事

- 一、東江州浦々の坂本江白米積登り候二付、浦々江御召御廻状相廻り候事

- 一、右同断浦々御召之处、不参之浦又々御呼出し之事

- 一、当津六兵衛舟堅田浦ニて難舟二付、三湊の見舞御持参之事

- 一、平蔵町若州御屋敷裏新規築地願、江戸御勘定所の当御役所江差支筋御尋二付、当仲間差支之願書并絵図差出し江戸表江御差出し之事

- 一、当秋渴水二付江戸表の御尋二付、当御役所江書付差出し并常水荒

まし之事

- 一、延勝寺村小舟壹艘御差留メ之事
- 一、京御公事方加納萬五郎様、公事下寺田弥惣左衛門様、江戸表江伏見様御姫様御供ニて而御下り二付、餞別并当宿御着挨拶ニ罷出候事
- 一、御城米運賃式割減、昨辰年限之処当巳年々又々三ヶ年式割減被仰付、御請印并浦々江廻文差出し候事
- 一、御目付平塚傳十郎様死去、跡役一井様江祝義遣し候事
- 一、八幡積先取同処喜十郎江せ話料相極メ并銘々々四十八文宛仲間江引取候わけ合之事
- 一、若州御屋敷裏新築地之義二付差支申上候絵図、御引合之ため御元メ内堀様嶋之関間数御改之事
- 一、御所司代様坂本山王御巡見、小関越御歸り二付御出迎御見立之事
- 一、御元メ柴山様江戸下り留主見舞遣し候事
- 一、石原庄三郎様御隠居被仰蒙、若殿捨之進様御家督被仰蒙候二付、浦々江御廻状并当仲間々貸舟屋江廻文出し候事
- 一、御元メ柴山様江戸江御登り二付出迎着歡遣し候事
- 一、右御同人御子息婚禮祝義遣し候事
- 一、石原様御隠居被仰蒙、若殿御家督被仰蒙候二付、当仲間々恐悦上^(物)もの之事
- 一、京御公事方加納萬五郎様、寺田惣五左衛門様御登り二付、当宿江挨拶二出并京都江歛二登り候事
- 一、近年艀舟ヲ以而荷物運送甚敷、三ヶ浦江相願御触流出候二付、おこと村、比叡辻村江御廻文二下札有之、御召状両村江参り早速請印被仰付何事なく印形相済候事

九拾七番

文政五年年

- 一、芦浦觀音寺様五ヶ年之間御儉約二付、年礼御断故年始之書狀計差出し候并案文之事
- 一、舟方下役北出雲平殿死去香義遣し候事
- 一、年寄三郎兵衛永々病氣故退役被申出、定役遣し候事
- 一、舟方下役北出氏子息大治郎殿江跡役被仰付祝義遣し候事
- 一、海津宿善八江年玉遣し候事
- 一、石原捨之進様当正月江清左衛門様と御改名之事
- 一、三好順之助様当正月江元メ加判被仰付祝義遣し候事
- 一、志那之艀川口堀ニて夜中こもへ火付もへ上り候事
- 一、石原様御隠居御病氣御大切故御伺ニ罷出御菓子差上候事
- 一、右御同人様御死去二付御香義差上御悔ニ罷出候事
- 一、右御同人様京都本圀寺江御葬式ニ罷登并当処御見立御中陰伺之事
- 一、御元メ柴山様御二男御死去、当仲間江野帳頼参り并香義遣し候事
- 一、舟方御役岡田氏御二男江戸表江養子ニ被参祝義遣し候事
- 一、山上村参宮舟遣し土産物并船賃参り候事
- 一、京公事方入江吉兵衛様御親父死去香義遣し候事
- 一、舟方下役北出氏妹死去香義遣し候事
- 一、舟屋源助様ニて彦根他家江土砂湖中江捨二出、御役所御目障り義出来、当仲間呼二参り候事
- 一、当駄御上使御下り其外大通り馬支二付、御上使御荷物矢橋浦江百駄計舟ニて送り遣し、右二付宿場役人江当仲間江挨拶参り候事
- 一、吾妻川浚見之事
- 一、御役所稻荷之裏江打寄物有之取片付之事
- 一、古望仁兵衛宅之前、仲仕部家堀中江少し建出し致度旨、内分当仲間江頼込之事

一、下堅田町請地江建家二付、吾妻川石垣并川中茂直し度同丁^ろ頼二
参り見分ニ参り候事

一、尾花川板庄家ニて、青物市之西瓜八幡江艀ニて通舟無用之旨、申
渡し置候事

一、舟方岡田氏御子息病氣見舞遣し候事

一、町役牧野氏退役之事

一、長命寺觀世音御開長^帳ニ付、地舟船頭共^ろ寄附物いたし候事

一、三好順之助様町役被仰付祝義遣し候事

一、当会所并他家中町持ニ相成家賃上ニ付町内引合之事

一、御所司代松平和泉守様御下り御出迎之事

一、惣年寄小野又三郎殿養母死去香義遣し候事

一、いば蔵納米大津舟江積入年々欠お^多ふく相立候旨、内分いば^ろ申参
り地舟船頭共江嚴敷取^多り申渡し置候事

一、海津浦ニて当津舟木柴酒手積之義ニ付引合之事

一、御老中松平和泉守様御登りニ付御出迎之事

一、坂本伊勢^國その松之坊^子ろ八王寺江大般若經寄附頼ニ参り、廿卷寄
附いたし候事

一、御所司代内藤紀伊守様御登りニ付御出迎御見立之事

一、芦浦觀音寺様御不如意ニ付頼母子御頼之事

一、日吉御神事之砌御役所御乗船場石垣際土砂浚之事

九拾八番

文政六末年

一、いは村納米大津舟積欠お^多ふく立取^多り申付候ニ付、同村より謝礼参
り候事

一、御元^ろ内堀様江戸表江御下りニ付餞別之事

一、坂本松之坊^ろ日吉御札仲間江納始り之事

一、芦浦觀音寺様権僧正被為蒙勅許候ニ付恐悅之事

一、石原清左衛門様御家督後初而御出府ニ付恐悅上物御見立并町役三
好御供餞別之事

一、中嶋剛之助様町役被蒙仰祝義遣し候事

一、山科西御坊所蓮如様三百五十回忌御法事御營ニ付、小舟入上下之
者共^ろ寄附物之手伝頼出候事

一、石原様御出府御留主伺、内堀様、三好様、御留主見舞遣し候事

一、関舟治兵衛死去ニ付香典遣し候事

一、御所司代内藤紀伊守様、山王、辛崎、三井寺、近松寺、御順見陸
地御出小関越御歸りニ付御出迎御見立之事

一、志賀新在家村参宮舟遣し候事

一、北出雲平殿後家身持不埒故離縁ニ相成、雲平殿^ろ三ヶ浦江銀子頼
之事

一、膳所御城先湖中棒杭之内通船相成不申旨、御役所^ろ被仰渡候事

一、日吉御神事御延引之御触出候ニ付、松之坊江御日限御治定前以知
らせ被呉候様手紙遣し置候事

一、舟方岡田様御内室永々病氣ニ付見舞遣し候事

一、石原様江戸表^ろ御帰館ニ付御出迎上物、御供御役方上物御着後恐
悅之事

一、日吉御神事六月廿三日ニ相成御舟割出、宵宮^ろ御当日大以吹風、
神輿船并役船難義、右触穢ニ付御延引、祇園会も御定日延引ニ相成
候事

一、草津宿役之者矢橋戻り舟ニのせ呉候様頼参り、同宿田中氏江引合
置候事

一、関舟治兵衛相続人顔見せ酒肴持参、一札取祝義遣し候事

一、堅田いせ屋三右衛門近火ニ付見舞遣し并舟年寄両家江見舞遣し候

事

- 一、舟屋忠兵衛、いせ屋十兵衛、両家下地^{ろく}之舟大工被仕替候事
- 一、日照二付尾花川町雨請二付、雨降り返し相勤候事
- 一、御役所^{ごやくしょ}の艀^{はね}舟勝手ニかり参り候義差留り、舟方御役御印札無之者江ハ艀差出し不申旨被仰渡之事
- 一、際川吉兵衛舟入浚二付角力札頼参り、無抛少々遣し候事
- 一、日吉御神事御延引ニて、参社八月六日相勤候事
- 一、風呂屋之関地先湖水石垣きわへ坂本町^{さかもと}の新築地いたしかけ、為取払候一件之事
- 一、御所司代当所御蔵御役宅石山筋御順見二付、御役所水門前石垣際掃除之義相定り候事
- 一、平蔵町地続当仲間請地之内江、同丁^{どうてい}を建家いたし度旨被頼出候一件之事
- 一、西御奉行曾我豊後守様江戸御下り出迎見立之事
- 一、打風^{うちかぜ}村より先達而出入後艀舟ヲ以石積通ひ候二付、堅田浦ニて一札取置候事
- 一、塩津林忠左衛門錢積歸り候二付引合之事

九十九番

文政七申年

- 一、西御奉行様御初入無之候得共、年頭上物差上候事
- 一、東本願寺様江嶋之関地面貸上候事
- 一、御元^{ごもと}柴山様御病氣京都江出養生二付、見舞ニ登り候事
- 一、東本願寺様江嶋之関地面貸候二付、当御役所江内届申上置候二付被仰渡之事
- 一、西御奉行須田大隅守様御登り二付御出迎御見立、町代田内江御初入恐悦日限知らせ被呉候様手紙遣し置候事

一、上組治兵衛相続人之事

- 一、西御奉行様御登り二付、御定札御名御書替願之事
- 一、諸浦之艀運送猥^{わづ}り之浦々十一ヶ浦、御役所^{ごやくしょ}の請印御取被成候事
- 一、御城米運賃又々二割減し被仰付、浦々江廻文差出し候事
- 一、北出雲平殿婚礼祝義遣し候事
- 一、芦浦頼母子銀平蔵町上組借家普請二付、右銀子仲間^{みぎぎんこ}同丁江貸遣し候事
- 一、御定札御名御書替御印紙共御下之事
- 一、上組治兵衛名跡相定り酒肴差出し候事
- 一、久保江村吉蔵艀ニ而湖上運送之義、手筋ヲ以内分願出候得共御聞届無之、其旨百艘^{ももふね}を吉蔵江申渡し候事
- 一、小舟入忠兵衛難渋二付持舟大破作り替難出来、惣代^{そうだい}を願二付銀子壹貫匁遣し返済相済挨拶出し候事
- 一、御元^{ごもと}柴山様死去香典遣し野送り之事
- 一、舟屋源助細工場日隠普請二付一札取直し候事
- 一、野田浦源蔵舟か子不埒之義有之、舟差留メ候事
- 一、平蔵町借家普請貸付銀証文之事
- 一、松本浜にて塩津行釣鐘持越舟積いたし候二付、御役所江届同浜^{なみ}を一札取候事
- 一、石原清左衛門様御小兒御死去香義差上御悔之事
- 一、京御奉行八朔御礼京地役百艘跡江引続御礼有之处、当年者例年之通下町代引続百艘相勤京地役之分跡江廻り候事
- 一、曾根源治郎様御元^{ごもと}、中嶋剛之助様町役被仰蒙、祝義差上候事
- 一、北比良村百姓半兵衛弟半七艀通いたし、舟差留一札取候事
- 一、野田浦源蔵舟差留候处相済舟差戻し候事
- 一、御箱虫干之事

一、修覺寺村鳳凰御殿御普請出来二付、石原清左衛門様下見御見分被仰蒙、京都御旅宿江伺二罷出上物いたし候処御請無之事

一、石原様御二男御死去香典差上御悔之事

一、湖上船御改廻文、閏八月十九日右御改御出立之事

一、寺門領赤塚村出火見舞之事

一、当津三郎助舟岡山ニて難渋いたし候二付、三湊酒三升参り候事

一、彦根他家着荷物八ヶ浦舟二積登り候心得方、同浦江御役所御尋

二付、同浦江御召状参り候事

一、平蔵町借家普請貸附銀都合二相成、証文取直し候事

一、御元々内堀様新建方御屋敷柴山様跡江御宅替二付、祝義遣し候事

一、舟方岡田様御息女御縁付被成祝義遣し候事

一、下組長七難渋二付、舟買受代銀之内江老貫文仲間を貸遣し候事

一、彦根他家着荷物積合登り候義不被相成旨被仰付、当所高荷問屋の

願書之写八ヶ浦請印之留、当会所を浦々江廻文差出し候事

一、舟方御役岡田様退役、跡役舟橋佐助様江被仰付祝義遣し候事

一、四宮本社、拜殿不残焼失之事

百番

文政八酉年

一、四宮社内不残焼失二付、当仲間江当町始社家并氏子中を寄附之儀申参り候事

一、当津庄兵衛船海津行荷物積入、加子おして兩人荷物之内三十壹品

盗取、兩人共入牢いたし既二可及死罪処助命願二付出牢、右二付役

方大江挨拶之事

一、仲間内菱屋伊兵衛近年借財相増難渋故、丸船貳艘、舟株十貳浦ヲ

以諸方江借財引当いたし、世上之噂高ク不宜故、仲間ヨリ銀子差出

し船浦共不残仲間江暫ク帳切いたし候事

一、平蔵町会所并借家普請二付、芦浦之頼母子銀借用被致度仲間江被申出、相談之上貸遣し候事

一、御所司代内藤紀伊守様四月八日御逝去二付、御尊骸御下り二付御出迎之事

一、勸修寺宮様辛崎江御内分二而、尾花川舟屋忠兵衛裏ヨリ御乗船之事

一、京東御奉行牧野備後守様江戸表江御下り二付御出迎御見立之事

一、貸舟屋二而かり舟致かり賃相滞貸舟屋を願付、尾花川之者故当仲間江催促之義、御役所を被仰渡候事

一、御老中水野様御登り二付、御役所舟橋様を湖水浦々順次并里数書

付いたし早々差出候様御頼二付、荒々相調へ書付差出し候事

一、当秋雨天強風吹秋日和不宜、米直段上り候事

一、吾妻川浚二付仲間持場所相浚、御見分之事

一、北山田浦二而舟入目論見二付、湖水浦々江合力頼度候処、山田浦

計二而者承知茂無之故、百艘を奥印被相頼候二付断申入候事

一、上組治兵衛舟相続人幼年、親類を世話難成故、四廻り兩人江舟預

け世話為致候事

一、京東御奉行神尾備中守様御登り二付御出迎御見立之事

一、京筆工奥田九右衛門仲間筆工之処、中路政吉与申筆工二仕替候事

一、松本浜を矢橋浦江艀舟ヲ以渡湖いたし并御定十五文之処三文用捨

いたし候二付、御役所江御届申上艀舟御差留之事

一、下組五兵衛舟小舟入二而作り替いたし、仲間江挨拶いたし候事

一、京東御奉行御代り二付御定札御書替之事

一、御老中水野出羽守様御登り御出迎之事

一、御所司代松平周防守様御登り御出迎御見立之事

一、御印場大破二付不残建家并文化二丑年を文政八酉年迄取替物不残

御役所江申上、浦々御取集メ之事

一、平蔵町上組を当仲間請地之内江町会所并借家新建出来、仲間出勤者被相招祝と遣し一統被呼候事

一、御印場諸人用取集メ銀御役所を仲間江御渡二付、受取書相認メ銀子受取候事

一、近年八幡行西国を登り候繭出舟積いたし候処、舟賃二追々仕掛強ク相成、当地問屋江引合相場直り候事

一、舟方御役舟橋様御小兒疱瘡二付見舞遣し候事

一、常楽寺浦甲屋平右衛門船、野村沖にて難船か子兩人水死いたし、当御役所江御届申上京都御検使御下り之事

一、馬場村を舩目論見御役所江願出当仲間江差支筋御尋二付差支之義申立候事

一、海津浦宿舟野善八難渋二付金子借受度申参り貸遣し候事

一、川口町升屋市左衛門艀荷積入通ひ刎銭引合之事

百巻番

文政九戌年

一、堅田宿いせ屋三右衛門江金拾両貸附候事

一、海津浦木柴酒手積年限立一札仕替候事

一、大浦、海津、肥鯡駄付出入二相成、仲間を取扱ひ候事

一、紀州御屋敷当処江新規二相建候二付、仲間を右御屋敷江御立入いたし候事

一、松本浜を御定十五文宛之處、三文用捨ヲ付十式文宛二而人足之者矢はし江相渡候二付、御役所江願出候事

一、吾妻川浚之事

一、松本宮神輿再興二付、当仲間江頼参り少々計寄附いたし候事

一、矢橋浦を渡船二乗合之内、金比良参詣之者船中を病氣発り難帰、

いろくたらし歩行いたし大工町にて行たをれ候事

一、日吉御神事二付五ヶ浦并諸浦江請印被仰付候事

一、膳所舟奉行退役、跡役江挨拶二罷出候事

一、寺門を御雇舟申参り、唐崎を近衛様山中越御出、唐崎を御乗船、嵯峨大覚寺、実相院御門跡御出、唐崎江御迎舟遣し候事

一、北之町組太郎兵衛子息新太郎見習出勤之事

一、寺門を御雇舟之船賃受取并船賃払之事

一、松本浜を矢張り十式文宛にて人足乗せ候二付、証拠人手当致又々御役所江願出候事

一、三尾神前二而往古之通本能始り見物場所申込置候事

一、長命寺宿代り艀舟作り賃遣し一札取置候事

一、下組長七舟作り替二付銀子取替遣し候事

一、堅田町組庄兵衛会所出勤引養子いたし候事

一、惣年寄矢嶋氏老母死去二付香義遣し候事

一、嶋之関舟入堀入口浚之事

一、川口堀浚二付仲間を先例之通金式歩遣し候事

一、当津舟大工作料増一件二付、万事仕事之義申聞一札取置候事

一、貸舟屋株御糺二相成、譲り株之砌百艘を奥印いたし候義、又々取極り被仰渡候事

一、堅田町組庄兵衛名前養子留三郎江譲り切いたし候事

一、大橋下水中二赤子死骸捨有之、届方之義二付町内より申参り候得共、当仲間掛り合無之旨申遣し相済候事

一、扇屋関堀端浚二付御乗船場所浚之事

一、坂本新兵衛死去香義遣し候事

百式番

文政十亥年

- 一、紀州御屋鋪初而年頭之礼相勤、扇子箱持参之事
- 一、芦浦観音寺様御儉約二付年礼御断之处、当亥年を又々御請相始り
芦浦江相勤候事
- 一、堅田町組年寄三郎兵衛永々病氣死去香義遣し候事
- 一、御元々内堀繁太様御母公御死去二付、妙心寺寺中江葬式有之、年
寄勘三郎、忠兵衛、京都江葬式之砌罷出候事
- 一、海津浦舟宿舟野善八江年始鯛遣し候事
- 一、御老中松平周防守様御上京御出迎ひ之事
- 一、御所司代水野越前守様御登り御出迎ひ御見立之事
- 一、海津善兵衛舟旅人乗せ登り当浦着之砌、舟中にて旅人之内傭人病
氣出即死いたし、其俣直二帰舟いたし候事
- 一、御老中松平周防守様御下り二付御出迎ひ之事
- 一、上組徳藏舟せた屋孫四郎と申者江相譲り候事
- 一、三井寺順礼観音三月十一日を三十日之間御開帳相始り、仲間を寄
附物并艀持、貸舟屋江仲間を廻文出し候事
- 一、貸舟屋仁右衛門死去、跡貸舟屋仲間二相続之義二付論談二相成、
公辺二相成り候旨故舟方御役を内分、当仲間勘三郎を取扱ひいたし
候様被仰付、和談相調ひ候事
- 一、仙洞御附成瀬因幡守様石山御参詣二付、障子家形小舟二て御参詣、
石場播磨广屋磨御乗船、年寄勘三郎付添石山迄参り、船中二て御目録
金貳百足被下置候事
- 一、三井寺順礼観音御開帳二付、尾花川を辛崎迄渡し舟多おふく有之、
先例之通刎銭帳惣代江相渡し置候事
- 一、右同断二付、当御開帳者群集いたし艀二て浦々を参詣おふく故御
役所を浦々江御廻文出候事

- 一、坂本新兵衛代替り之顔見せいたし一札取置候事
- 一、小舟入会所前江落チル溝筋付替願一件之事
- 一、仲間年寄役三郎兵衛跡役延引二相成、其旨御役所江書付差出し候
事
- 一、石場浜二而人足歸り之砌御定舟賃之内三文宛減少いたし十貳文宛
二て渡湖いたし、其旨御役所江御訴申上、早速石場江御召状参り遣
し候事
- 一、三尾神能相始り、旧例之通寺門を疊被下候事
- 一、矢橋渡舟二て加子共余銭乞請候二付、矢はし年寄橋加子共江取締
り之義申参り候事
- 一、彦根様御上使二付せた迄御乗船一件之事
- 一、御老中青山下野守様御上京御出迎ヒ御見立之事
- 一、小舟入波留場石垣大破二付積直し候故、御役所江届之事
- 一、京都西御奉行須田大隅守様、日光新宮様御供二て江戸表江御下り
二付、御出迎ひ御見立之事
- 一、瀬田川浚二付浦々御廻村、江戸御役方江江戸表を之御用状御役所
へ御遣し被成、仕立飛脚相立候事度々有之候
- 一、御老中青山様御下り二付御出迎ひ之事
- 一、町代堀猪三郎殿老母死去香義遣し候事
- 一、宿場肝煎吉本弥四郎殿死去香義遣し候事
- 一、寺門を暑氣見舞素めん被下候事
- 一、舟方御役舟橋作助様せた川浚御見分、江戸御役人と御廻村二付永
々御留主故、留主見舞遣し候事
- 一、御目附柿沼小平太様御母公死去香義遣し候事
- 一、舟屋吉兵衛舟之薄縁三枚盗取候一件之事
- 一、勢田川浚二付浦々御廻村御役人、寺門領御改之節大船差出し候義

二付、寺門役人を舟屋忠兵衛方江頼参り、大船家形組貸遣し候事

一、西御奉行須田大隅守様御代り、禁裏御附松平伊勢守様西御奉行被仰蒙候旨、宿鍵左を知らせ参り候事

一、勢田川浚御役御勘定、当津江御着御逗留中二膳所城近辺之魼数并間数内分御聞合二付、舟方舟橋様を御頼二付篤と聞合書付差出し候事

一、小舟入波留場普請二付、右波留場先江上り段付呉候様上下を頼出候二付、右会所先干水之砌土砂掃除上下を可致筈とて上り段付遣し候事

一、海津浦太右衛門舟、善九郎舟、御役所内堀様御宅前を扇屋之関下向か子上り候二付、御同人を御咎有之仲間を挨拶いたし事済いたし候事

一、先舟役岡田大八様御子息御死去二付香義遣し候事

一、治郎左衛門舟八幡行積受金蔵堀にておして之者船中にて死去いたし、検使請候一件之事

一、知恩院行用木嶋之関を京都江引取候二付、町御役中嶋様を被仰付候一件之事

一、御所司代水野越前守様御順見、辛崎を御乗船二付引綱御上覽御蔵御巡見一件、右二付御蔵江砂歩ひ一件事

一、九月十八日右御同人様辛崎を御乗船之場所、此節干水二而辛崎北かわ石垣際を長橋掛り、御供乗船場船橋掛候之件坂本舟仲間をいたし候事

一、九月廿三日御所司代御姫様御女中方辛崎御参詣二付、御帰り之砌御乗船二付御召家形組相廻し御乗船之事

一、舟方舟橋作助様御内室御死去香義遣し候事

一、舟方下役北出雲平殿、先代を借財三貫文計有之難渋二付頼母子被

相頼、三ヶ浦二而四（処カ）掛四十人取結び遣し候事

一、御所司代御姫様辛崎を御乗船二付、仲間江御目録被下置候事

一、坂本組舟屋治郎左衛門不如意、舟株船共不残仲間内江譲り切いたし仲間離散二付、仲間を書付之義頼二付認メ遣し候事

一、西御奉行松平伊勢守様御初入恐悦、御定札御書替願之事

一、小舟入上組治兵衛舟、同人甥弥太郎と申者江此度相改相続之事

一、右同上組之内舟屋仁右衛門不如意二付、堺川町小川屋伊助方江譲り切いたし候事

一、貸舟屋仁右衛門不如意二付家出いたし、所持艀舟御役所江御引上二相成候一件之事

一、芦浦観音寺様を例年御納豆被下候処、近年御儉約二付御断之処当冬を又々被下候事

一、貸船屋仲間持株、此度舟大工茂八江譲り切二相成、当仲間を奥印いたし御役所へ御届申上候事

百三番 文政十一年

一、片山村与兵衛小丸舟壹艘持立願之事

一、正月御神酒を肝煎八郎兵衛忤八治郎見習出勤、同北野町組市兵衛年寄成り之事

一、正月廿三日市兵衛年寄役御届申上候事

一、三月朔日二割増再願草津宿を江戸下り之事

一、同十日を石山寺大黒天御開帳之事

一、芦浦西川丹宮殿不如意頼母子入講被頼候事

一、二月十四日八幡忠兵衛舟御役所船除杭江舟当テ右杭打折、御断書差出し候事

一、丸舟、艀舟共石付極印消失有之候二付、相改御印受候様浦々江御

廻文出候事

一、石山大黒天御開帳二付、和泉町、材木町、猿ヶ関江幟出し候二付、御目付中江届置候事

一、右同断二付、寺辺村、せた橋本江肝煎吉兵衛挨拶ニ参り候事

一、堅田宿いせ屋三右衛門不勝手二付、勧進相撲興行二付札参り候故、為心付金子遣し候事

一、三月十二日三尾神能有之、見物場所三井寺を被下一統見物ニ参り候事

一、岩倉宮様石山江船ニ而御参詣之事

一、御所司代様を カイツブリ 鶴 御注文之事

一、北出雲平殿内室之兄病氣二付、御同人方江同居ニ而死去被致香義遣し候事

一、北野町組太郎子息新太郎死去香典遣候事

一、御元々内堀繁太様永之御暇出候事

一、五月比永雨降り湖中定水る三尺計水増、秋之比九州筋大風大津波田地損し死人おふく米相場高直相成候事

一、八幡先取銭相庭仕掛直し、当地問屋仲間江引合之事

一、京都御公事方退役、跡役江祝義遣し候事

一、御所司代様を又々鶴御注文之事

一、高嶋郡今濱村江郡山林山切出し候二付、地舟海津行戻り舟御手積之義二付知内弥四郎江引合之事

一、八幡先取銭相庭日々同処江取申度料物掛り候二付、忠兵衛を右料物手伝呉候様頼出高荷問屋江引合、右賃銭問屋、百艘を遣し候事

一、舟屋七兵衛川口弥蔵跡相続二付、仲間出勤之義断二付聞届遣し候事

一、京都八朔御礼之砌、二日朝御公事方江罷出候様丁代部屋ニ而被申

聞勘三郎罷出候処、大津舟何れを何れ迄荷物積受候哉御尋二付、急成事故即座ニ荒々之書付相記し差出し候事

一、東御奉行様御順見、辛崎を御乗船、尾花川引網御上覧、当御役所江御入御帰京、尤此度者船割御減少之事

一、御所司代様水野越前守様御出迎御下り二付

一、御役所前砂土之義御尋二付御答申上候事

一、当御役所寒氣伺是迄鴨舌掛差上候処、近年鳥不猟二付右之鴨代として白銀五両差上候事

一、京都両御奉行様江寒氣伺之砌鴨舌掛宛之処、近年鳥不猟二付御伺延引ニ相成候故、是茂料物ニいたし度町代田内迄申込置候事

一、舟方御役舟橋作助様御退役、跡役杉本又蔵様江被仰付祝義遣し、其外御元々町御役御代り夫々祝義遣し候事

(表紙)

留帳目録書拔帳

但百四番^ろ

(本文)

百四番

文政十二己丑年

- 一、日光宮江戸御下、東御奉行御供之事
- 一、坂本町組忠兵衛忠藏本役、大津町組六兵衛退役六助見習之事
- 一、御老中水野様御登出迎之事、御所司代様同断
- 一、彦根御領江安養寺村鰯流寄当御役所江申参、百艘^ろ請取遣舟主へ相渡申候事
- 一、御元^ろ三好様、七里様、濃州笠松御役所江御出役御挨拶持参、御帰津恐悦之事
- 一、御城米舟貸式割減シ年延之事
- 一、観音寺町大火之事
- 一、勧修寺宮石山御参詣小丸舟四艘貸申候事
- 一、御元^ろ内堀様俄二御暇出候事
- 一、坂本町組八郎兵衛忰八治郎本役、親父八郎兵衛儀肝煎役二付退役可被致害之所、当時多分若輩之衆中二付暫勝手方取締申聞、無役料二而別段挨拶遣申候事、大津町組清次郎忰太吉見習役并養子顔見世之事
- 一、紀州大御隠居様御逝去御悔出申候事
- 一、尾花川^ろ当町之もの小鯰^(鯰カ)御差留御願申上候二付、惣年寄、町代衆^ろ御触御出之事并同町小漁舟御免之事
- 一、東御本江山嶋閑地所貸渡有之候処、此度作事方御取寄木拵二成候二付、御番所行馬御役所へ御届之事

一、大風二付御役所へ御伺之事

一、勢田橋御普請二付八ヶ浦渡舟差支候節、大津始近浦^ろ舟召出候様御請印之事

一、和泉町大工吉兵衛へ銀子取替之事

一、東御奉行小田切土佐守様御初入、御高札頂戴二登り候事

一、勢田御掛与力入江吉助様へ、御用木大津へ出候節ハ先例之通運送方百艘へ被仰付被下度、前以御願出申候事

一、東本願寺御用木勢田川流二付、講中^ろ乗前減し方被相頼候二付、先年振合^ろ以執計いたし遣候事

一、矢橋渡舟三割増被下置、是迄通五割増候事

一、石原様御奥方御大病二付御伺申上候事

百五番

文政十三庚寅年

- 一、三井寺公文所御三人共江戸表へ御下二付見舞物持参いたし候事
- 一、八町黒門井筒屋、石場舟方被申合、旅人案内いたし二付吉本弥四郎様へ取締相頼候事
- 一、膳所舟町藤吉八幡行蜜柑荷運送致候二付、松本村舟年寄相手取御願申上候処、殿様御直二厳敷被仰渡、相手方御請書仕事
- 一、東海道江州浦々^ろ白米坂本辺へ運送二付、御差留浦触出候事
- 一、三尾御能拜見場被下候二付、御金子献上之事
- 一、御役所地先流物百艘引請人用宿場^ろ出候事
- 一、東本山御用木川流二付講中御出、百艘へ乗前請取候段不埒二付御出被仰付候事
- 一、勢田御用木当所問屋掛合相究申候事
- 一、伊勢御影参二付諸仲間^(旅)施行員数御調二付、小舟入施行乗せ町代部や差出候事

一、片田町組年寄勘三郎死去御届申上候事

一、油屋善左衛門問屋相止メ小舟入定詰頼被出候二付、役料別段相定申候事

一、年寄勘三郎、太郎兵衛跡役与次兵衛、孫右衛門、相勤申候様御届申上候事

一、大濱地面当仲間江拜借御願候二付、小頭川嶋様、多部様、御立会御改御貸渡被下候事

一、大地震二付御役所并御役方様へ御伺申上候事

一、北出雲平殿、諸浦舟持八朔相勤候様、当仲間廻文出し呉候様被申聞候事

一、御勘定役様大江崎勢田川筋御見分被成候二付、御役所舟橋様御附添御乗舟之事

一、大溝浦伊勢御蔭参夥敷乗舟致候二付荷物相嵩、片田附込有之候廻舟二荷物積請可申旨申入候処、同浦承知不致候二付三か浦打寄申談候事

一、今津浦山王神輿舟借り参、舟賃申請候事

一、北之町組太郎兵衛養子藤五郎顔見世見習之事

一、小舟入水主之内九軒町鉄次郎、親孝心二付御役所鳥目被下置、当仲間も遣し申候事

一、御所司代様御蔵石山御順見之事、尾花川肥し舟不調法仕候二付御察当之事

一、当御役所浦触二墨附穢等之節ハ、其後御断書相添廻候様御申達し被成候事

一、膳所水仙寺浜二山田木内魴被致候二付、大津、矢橋渡舟差支之段御断申上候事

一、坂本町組八次郎死去二付香奠遣候事

一、勢田通舟願人有之、当所宿役人并材木屋薪や京御奉所^(行脱)御糺二付、一同差支申立御断書差上申候、尤右願面二百艘由緒書加へ有之候事

一、勢田橋御用木舟積方之儀二付、請負不法申聞候二付、上様御詰役所与力入江吉助様へ申上候事

百六番 天保式辛卯年

一、紀州様御用所御紋附高張御貸下之事

一、勢田川浚石原清左衛門様へ御掛二付京都御奉行所湖辺村々江御触書出ル

一、隠居年寄太郎兵衛老死去金百疋送る

一、石山寺御開帳一件

一、片田浮御堂開帳二付金貳百疋遣ス

一、御役所諸浦へ御印切継御差留之事

一、紀州様御高張御下二付御役所江届之事并御用所へ御請書差上申候事

一、三尾御能

一、若州御蔵築地御掘二付、内堀様へ百艘存念御咄申上候事

一、御所司代松平伯耆守様御下り之事

一、勢田川浚出来二付山門衆徒徒法花八講御勤二付、小丸舟差出申候事

一、御役所御用二付矢橋浦へ御乗舟之分以来者無舟賃二而役舟差出可申旨被仰渡候事

一、地舟土用洗并舟上ケ卸トモ小金酒手銭渡し致候事

一、殿様有姫様御婚御用江戸御下二付御伺申上候事

一、殿様并御手代様方湖水縁地先御見分被成候事

一、御所司代太田備中守様御登り之事

一、殿様御出府二付京都御旅宿へ御伺申上候事、御姫様御通行二付近浦舟持へ廻文出申候事

一、大溝浦廻舟故障二付三か浦へ御願申上候処、同浦舟年寄御召状御出被成候事

一、当夏以来舟積米紛失二付御目附様へ御届申上候、右盜賊相知申候二付代銀二而御下り二相成候二付、舟主へ割合銀相渡申候事

一、舟頭町仲間持借家、同町菱や伊兵衛持家二振替申候

一、東御奉行深谷遠江守様御登二付御出迎ひ、御初入恐悦、御高札頂^(戴)代一件

一、大濱会所地是迄組屋鋪御預り地面之所、此度江戸表御伺二相成候間、近日御沙汰被下候様被仰渡候事

百七番 天保三壬辰年

一、小舟入髪結床^壹ヶ所地貸之事

一、大濱会所建家御請地願之事

一、御代官様湖辺寄洲并船御改二付、御役方様、御附様、御用舟差出、百艘年寄乗舟廻村

一、加州御蔵^〆今津舟御米御下届無之出舟いたし候二付、今津舟年寄掛合候処、此度之儀ハ日数相立候跡之儀二付、金三百疋二而相断申候事

一、御所司代様御蔵、石山御順見二付、近浦へ舟之手当被仰渡候事

一、舟掛杉本又蔵様子息婚礼御祝差上申候事

一、松本三ヶ所もの共借舟紛敷、貸舟や御申渡之事

一、勢田川通舟願人此度願下致候趣、江戸表ヨリ当御役所へ被仰達候事

一、艀舟ヲ以隠荷物、人乗等不相成趣御触之事

一、御蔵舟除杭損シ候節ハ、以来丸舟^〆入用差出可申旨御触出シ事

一、八幡他屋前^〆二付、橋本町^〆舟二水主差出シ呉候様申参り候二付、百疋挨拶遣申候事

一、愛宕山再建、御役所^〆一日^〆文掛五ヶ年寄附可仕様被仰渡候二付、^壹ヶ年金^壹両も差上申候事

一、平蔵町^〆近來嶋関建家被致候処、此度当仲間へ買得被相頼候二付無抛引請申候事

一、京紀州御留主居木村様御死去二付香奠持参上京候事

一、当会所肥代初而米五表^(候)請取申候事

一、大濱御請地被仰渡候二付、御冥加銀百目も相納申候事

一、南山田肥取人足前々ハ白銀屋浜^〆乗舟いたし候二付、年々米^壹表も相納可申^〆二対談いたし候事

一、大溝浦、三ヶ浦出入、米会所役人取喰被仰付候事

一、坂本、唐崎へ米着舟山中越通り、百艘、宿場、米会所、申合吟味いたし可申旨被仰渡候事、尤入用ハ三つ割二相成候事

百八番 天保四癸巳年

一、石原様御若様御死去御悔申上候事

一、元^〆七里様娘子御死去同断

一、大濱明^〆地米屋佐介、炭屋嘉兵衛へ貸渡申候事

一、元^〆三好様江戸^〆御帰津御出迎之事

一、南笠村肥取矢橋舟二乗帰候二付、^壹ヶ年二米式表宛相納メ申^〆之

一、元^〆中嶋様御養子御祝差上申候事

一、御所司代様御順見二付、金蔵堀大舟加子共心得方被仰渡候事

一、三尾御能^〆見場被下候事

一、山上村参宮熊の川へ相廻申候事

前々忠兵衛方へ申参候二付、聊土産物ハ同人遣ス

一、湖辺新開御用二付殿様并御手代様方御出役之節、江戸表御老中様御印附之御証文ヲ以人足差出可申旨、御触有之

一、新開御用二付当所御役方様方御出役二附、時々御先触記し有之事

百九番

天保五甲午年

一、膳所舟奉行様御役替、年頭之節御酒被下候事

一、今津浦七兵衛舟、当所乗前荷積下木戸沖ニ而難舟二付、荷問屋方被相頼当仲間付添申候事

一、矢橋渡海三割増年限四ヶ年分勘定書当宿吉本氏へ差出候事

一、元々三好様御子息婚礼御祝申上候事

一、舟帳案紙御触流之事

一、御所司代太田備中守様御下之事

一、善左衛門舟株舟トモ請切被申候事

一、御城米舟賃式割減シ年延被仰渡事

一、日吉山王太こ神輿、生源寺越前守殿方舟方杉本様へ内願被致、諸浦へ廻状差出申候事

一、湖辺新開貞之助膳所舟御聞濟二相成、当仲間方八ヶ浦へ廻状差出申事

一、御老中太田様、御所司代伊豆守様、御登之事

一、去卯年小松才兵衛艀舟御取上二相成御座候処、百艘奥印二而御下ヶ願仕候二付、御聞濟相成候事

一、御代官所御年貢米舟賃銀渡被仰付候二付、御城米出候浦々江廻状差出申候事

一、山中越米荷物積登候二付、宿役人、米会所、百艘、坂本辺へ出張吟

味いたし候事

一、八幡浦舟年寄、惣代、都合四人御召状之事

一、小舟入猿ヶ関方西松本村地先、当仲間請地二御願申上候事

一、湖辺貞之助新開此度御免被相頼、地元村々江請請⁽⁶⁾二相成寺門領地先者四ヶ村与尾花川立会請二相成候事

百十番

天保六乙未年

一、紀州様御下二付御出迎相勤申候事

一、御所司代様御順見、尾花川網御上覽、片田藻取舟御差留、百艘方申達候事

一、滋賀、高嶋、浅井、栗田、五郡菜種、外浦々江運送御差留廻状御出シ之事

一、艀舟ヲ以荷物運送并三ヶ浦廻舟場へ立入荷物積間敷御浦触、御出シ之事

一、大津、堅田式ヶ浦方八幡浦廻舟差向方二付濟願申上候処、此度内談仕候、別紙二有之

一、当地雨風強御役所其外御伺申上事

一、御公役様東海道御取締御登之事

一、石原様御実保御不幸二附御香奠差上御見送り、御葬式御供上京之事

一、艀舟当所分貸借混雜二付、北出氏二而相調申候事

一、西御奉行佐橋長門守様御登御出迎、恐悦、御高札御書替願、上京之事

一、芦浦御講満講二付御目録被下置候二付、御礼二御菓子献上申候事

百拾卷番

天保七丙申年

一、小舟入地先去卯年御願申上候処、此度江戸表御伺御冥加銀御定請地二被仰付候事

一、北野町組市兵^(衛)へ忤利三郎見習之事

一、大坂御目附御二方御乗舟之事

一、新造其外舟願書是迄下役北出氏御取計被下候処、以来者御重役様へ直々罷出候様諸浦へ御触出候事

一、舟方下役北出雲平殿不首尾二付御暇出、代役喜八郎殿へ被仰付御触出候事

一、満水二付御役所并御役方へ御伺申上候事

一、惣年寄矢嶋藤五郎殿死去香奠遣候事

一、嶋関借家井戸普請、油屋平三郎与入用二つ割之事

一、大凶作二付当津江登米無數京都差支候二付、^(貼紙)田舎郷米運送百艘^の相調可^し申旨被仰渡候事

一、三ヶ浦廻舟場江立入米買積致候二付、諸浦へ御触御出被下候事

一、舟方御掛杉本亦蔵様御死去香奠差上申候事

一、舟方御跡役舟橋様、草川様、御両家へ被仰付候事

一、七里官助様元々御役付、柴山順之丞様御町役、恐悦申上候事

一、川越御蔵^の杉江村江御救米御下シ、乗前請取申候事

一、竹生島二而施行積下二而、乗前減シ遣候事

一、北浦江御役舟之所舟賃御定被下候事

一、大溝蔵^の御救稗御下シ、乗前請取申候事
當時四斗俵壹俵二付金貳両余

百拾貳番

天保八丁酉年

一、湖上舟方船橋作助様、草川愛助様、御二方江被仰付候趣、諸浦へ

御触出候事

一、東御奉行梶野土佐守様御登御出迎、御初入恐悦御、高札御書替之事

一、未曾有凶作二付仲間帳固延引之事

一、当津町々并諸仲間施行二付、当仲間方七組方申越候二付、金五両差出断申事

一、大津町組与次兵^(衛)へ息義三郎乗前役之事

一、嶋関二非人相果候二付、大江与五郎改相談申候事

一、石原様御息女様姫路御家老江御嫁入被婚候二付、恐悦申上事

一、米格別高直二付、江戸表^の御下知ヲ以宿々川々渡舟場相渡候もの共へ三ヶ月之間貳割増被下置候趣、当所御役所二而殿様^の直々御申渡二相成候事

一、所司代松平伊豆守様御登二付、町代部屋^の別礼之仲間心得方廻文出申候事

一、仲間当五月造酒内祝之節、坂本町組八郎兵^(衛)へ息弥蔵本役之事

一、米高直二付先達而宿々并水主働之者共へ割増被下置候処、尚亦月延被仰渡候事

一、艀舟ヲ以坂本辺へ米穀隠登し申候二付、諸浦へ嚴敷御触出候事

一、金蔵堀石垣申年七月洪水風波之節水主共大石三つ落シ候処、此度蔵はし町^の不残取繕ひ被致候二付、酒貳升遣ス

一、米穀亦々坂本辺へ舟着いたし二付再諸浦へ御触出候事

一、御蔵水門二流もの有之、御蔵番之衆^の御申越二付、前々^の宿方掛之旨申断

一、山中越、勢田筋、其外七ヶ所二、米穀其外諸荷物共京都へ差登申間敷旨、道中御奉行様^の御制札御建被成候事

百拾三番

天保九戊戌年

一、石原清左衛門様若殿様御用御手伝御勤被遊候二付、恐悦上ケ物之事

一、片田左次郎江頭積難舟見舞之事

一、東御奉行様御下御出迎之事

一、当御役所江九鬼長門守様御姫様御入興、御出迎恐悦上ケ物之事

一、長命寺宿茂七艀舟造替手伝并取替之事

一、所司代様御下之事

一、貝屋七兵衛^左松本村へ荷物持出候二付、当方^右掛合引戻候事

一、大坂御目附御順見之事

一、矢橋浦渡舟櫓式丁紛失御浦触之事

一、御老中様、御所司代様御登之事

一、東御奉行様御登恐悦御高札之事

一、御目附一井様^左高嶋へ荷物御下二付、乗前銀半銀二いたし請取申候事

一、貸舟屋六兵衛株尾花川源六^左源二郎讓請二相成二付、百艘^左奥印致遣入、先例之通酒式升持参之事

一、御城米舟賃代銀二而御渡二相成候二付、百艘^左諸浦江通達被仰渡候、尤信樂御支配者除之申候事

一、主不知艀舟式艘御弘二相成候二付、百艘二而入札いたし可申旨被仰渡候二付、会所二而入札貸舟屋源介落札之事

一、菅浦石灰積場大浦与出入二相成、百艘へ取扱被仰渡、三ヶ浦積場二相成候事

一、松本村江伏見^左蜜柑夜出シ松本舟ヲ以矢橋へ積送候二付、対談之上一札取候事

一、塩屋七兵衛^左乗前は迄^左急^左仕掛二而請取来候処、外方差支二相成候

二付、再懇対談いたし以来者^左忝分仕掛二致候事

百拾四番

天保十亥年

一、大橋東詰二男死骸流寄、坂本町^左立会御届可申旨被申越、町分引受場之旨申答し遣候処、坂本町手切御届被申上相済申候事

一、與次兵衛殿子息市太郎役付、三郎兵衛殿子息吉三郎再勤之事

一、大溝舟囲場築二付頼母子加入願参り、掛切金子遣し候事

一、膳所御城先杭内通舟不相成候処、近来猥相成同所御用人中^左当御役所へ申参り候趣、依之当御支配所舟之分百艘通達可致旨御掛り様^左被仰渡、通達書差出シ候事

右二付地舟并小舟入加子共へ申聞候処、無拠節者城下へ漕寄せ候事申出候二付、加子頭方へ訳合申入置候事

一、真野村舟入大湊二付櫓代遣し候事

一、川口町堀浚二付先例之通櫓代遣し候事

一、矢橋舟小舟入江着舟之節、金子入之財布^左乗人之内之者拾ひ候二付、同所加子預り置矢橋役人連印二而当御役所へ御届申上候処、建札差出し候様被仰渡建置候処、落し主尋参り候始末取計一件之事

一、御城米舟賃式割減年限二付、猶又当亥年^左五ヶ年之間被仰渡、浦々へ廻状差出し候事

一、菅浦村石灰焼始メ運送方、三ヶ浦進退二相究乗前二而打切二相成候一件、但同所庄屋、舟年寄、村惣代、連印一札取置候

一、小舟入寄洲場請地年限二付跡受御願申上候事

一、御所司代間部下総守様御下り御出迎、右御所司代八月下旬山門、辛崎御巡見御乗舟二而、尾花川二而曳綱御上覽有之、十二月二御下

り被遊候事、御順見御乗舟一件者役舟帳二委細留書有之候事

百拾五番

天保十一子年

- 一、御老中間部下総守様御登御出迎相勤、右御下り三月十七日追分迄御出迎相勤申候事
- 一、御所司代牧野備前守様御登、先例之通御出迎見贈相勤候事^(送)
- 一、西御奉行佐橋長門守様御下り
- 一、舟屋庄兵衛養子顔見世之事
- 一、石山寺大黒天御開帳ニ付艀持貸舟屋中へ廻状差出シ候事、右ニ付石山、勢田橋本へ肝煎太吉挨拶ニ参り候事
- 一、石山御開帳ニ付渡舟場へ幟差出シ候ニ付、御目付方へ御届申上置候事
- 一、嶋関請地建家、平蔵町油屋作兵衛へ壳渡候事
- 一、御台様薨御ニ付停止触度々
- 一、西御奉行柴田日向守様御登、先例之通御出迎相勤
- 一、右御奉行様御初入御礼、御高札御書替願之事
- 一、仙洞御所崩御ニ付御停止触度々
- 一、仙洞御所御葬送御賄御用石原様被為蒙仰御在京ニ付、先例之通御旅館へ御窺罷出候事
- 一、湖上方向古高周蔵様被蒙仰先例之通祝持参致シ候事
- 一、芦浦観音寺様御儉約中年頭御礼御受無之段、西川氏方来状
- 一、膳所本田^(多)兵部大輔様御腹御死去ニ付、来丑年頭之御礼流レニ相成例歳之目錄明春御忌明之上被下候趣、町役所方来状
- 一、仙洞御所崩御御停止中ニ付、来正月京都御役所向御礼之義如何可有之哉町代田内方へ問合手紙遣候处、例年之通ニ有之候段、返書到來之事
- 一、例年京御役所へ寒中御窺鴨壹掛宛上ケ候处、当年者仙洞御所崩御ニ付魚鳥留メ与相心得目錄金貳百足差上申候、別段御断不申上候得

共何之御沙汰茂無之候事

百拾六番

天保十二丑年

- 一、旧冬仙洞御所崩御ニ付未御停止中ニ候得共、都而御役所向年頭御礼ハ不相替御受有之候事、但京都町方ハ礼者一切無之候事
- 一、石原若殿様御儀、殿様御痛所有之御勤難被成節ハ為御名代御老人立御用御勤被成候旨御願之通被為蒙仰候、右ニ付恐悦罷出候事
- 一、芦浦御家鋪年始披露状差出し候事
- 一、膳所町奉行へ年始出礼之義、旧冬流シニ相成候様手紙至来候处、目錄金正月廿八日持参被到候而、潤正月三日ニ相勤申候事^(潤)
- 一、大御所様薨御ニ付御停止浦触度々
- 一、三宅順助様町方御掛り被蒙仰、役附御祝持参致候事
- 一、京地へ運送致候米穀諸荷物、閑道越而見受候荷物ハ決而積受申間敷旨浦触出候事
- 一、忠兵衛殿息忠蔵殿死去金貳朱香儀遣候事
- 一、湖边浦々舟改御廻村之事
- 一、嶋関油作波濤場先男死骸流有之儀、同所浜先石垣際ニ女死骸漂有之、右両所御届御檢使御越之一件、水死人留帳ニ委細書留有之候事
- 一、領家太郎右衛門与貫川小十郎舟積出入一件、淀御役所取嚙被仰渡熟談相調、願下ケ相成一札之写仲ケ間江茂取置候事
- 一、田地養舟寸延兩年御廻村之節御打出シ相成候处、当時舟一代限之处ハ先御運上通ニ而御免之願、諸浦惣代ニ而願書差出シ候处、御聞濟相成候ニ付、右之趣浦々へ廻状差出し申候事
- 一、京都御役所寒中御窺鴨之義、昨年より目錄ニ直シ差上候处、何之御沙汰も無之候ニ付、当年方金子ニ而差上申候事

一、藏橋町町分を金藏堀際請地へ建家致度段内願致し候段、右町分を申来候二付、御掛り様江右場所へ建家出来候而者舟方一同差支難渋仕候段内々御願申上候処、御聞込相成候事

一、東御奉行松平兵庫頭様御登二付、先例之通出迎見贈相勤、十二月廿七日御初入御礼御受有之、先例二者御初入御礼之続月番御役所江御高札御書替願出候得共月廻御用仕舞後之事故来正月御用始メ迄差扣申候事

一、若州御倉目録金三百疋始り之事

百拾七番

天保十三寅年

一、芦浦観音寺様昨丑年を巳年迄五ヶ年之間御検約被仰出、年頭御礼御請無之候二付、年始状差出候事

一、東御奉行松平兵庫頭様旧冬御登、御初入御礼十二月廿七日罷出候二付、御高札御書替願為見合当正月御用始願出、先例之通無滞御書替相済候事

一、高嶋郡新保村、滋賀郡真野村、舩舟積船賃受取方之事

一、三井順礼観音御開帳二付艀持并貸船屋中江廻状差出候事

一、所司代牧野備前守様坂本筋を大津御順見之事

一、諸株御取放問屋仲間組合等名目御停止被仰出、御触書之写度々

一、湖上舟賃之定往昔を増減之義御尋二付、旧記取調書附差上候事

一、六月尾花川町出火多分焼亡二付、艀方中へ見舞遣し候事

一、嶋関地所昨丑年を東本願寺へ貸置候処、地代銀二枚油作を被差越候事

一、御主意被仰出諸色直下ヶ之御触出し有之、湖边船大工、貸船屋江御触出有之候事

一、西御奉行柴田日向守様御下向之事

一、湖上舟賃銀引下ヶ方之儀二付八ヶ浦被召出候事

一、右二付九ヶ浦相談之上差上候願書之事

一、忠兵衛殿息三代松、市兵衛殿息源之助、見習相勤之事

一、湖東甲賀郡辺村々多人数申合検地改公役様へ強訴一件

一、西御奉行田村伊勢守様御初入御礼、御高札御書替之事

百十八番

天保十四癸卯年

一、当所十兵衛船内海戻り葭荷積登り堅田沖二而難舟之事

一、坂本来迎寺四万日回向、同西教寺十式万日回向二付、艀持中、貸舟屋中へ廻状差出候事

一、五街道宿調御役人様方御登り二付、帳面取調土山駅迄持参之事

一、当駅御囲米坂本町河村屋喜助方へ仮蔵被仰付候二付、出火之節船相廻候様被仰付候事

一、日光御社参二付、往来之旅人二疑敷もの通行之有無、日限中日々御届可申上旨被仰付、御請一札差上候事

一、石原様御小兒御死去二付香儀差上申候事

一、御所司代牧野備前守様、三井寺、石山筋御順見之事

一、御勘定御役人様方当所を矢橋へ御渡船之事

一、京東御奉行松平兵庫頭様御下之事

一、御目附上原甚太郎様小兒死去香奠遣し候事

一、湖边浦村庄屋舟年寄名前印鑑相改候様被仰付候趣、船方下山田喜八郎殿を諸浦へ廻状被差出候事

一、長命寺観音開帳二付寄附差遣候事

一、御印場修覆入用割賦廻状之事

一、津内町人共諸家を紋附又者合印之桃灯絵符等預り居候分可申出旨町触有之、当会所をも書付差上申候事

一、年寄役孫右衛門退役、跡役太郎兵衛二届書差上候事

一、石原清左衛門様越後頸城郡川浦江御場所替被為蒙仰候二付、当所
の海津へ御荷物運漕并御役人江餞別之事

一、京東御奉行伊奈遠江守様御初入并御高札御書替之事

一、御代官都筑金三郎様御至着之事

一、御支配御代り二付湖上方御引渡、百艘并二八ヶ浦船年寄御呼出し
被仰渡候事

一、堅田町組吉兵衛息吉蔵見習出勤之事

一、御支配御代り二付、津内空地、浜地、冥加地、町掛り御役人御見
分之事

一、御改革御主意被仰出、諸色直段引下ヶ方御糺二付、北行乗前下地
壹割引之処二割引二相成候事

一、海津宗兵衛船当所舟宿の乗せ候旅人之内船中二而病死致候二付、
船漕戻し^(檢)俟使之事

一、御所司代牧野様御下り之事

一、当御役所の百艘由緒并船賃御尋之事

一、関東御勘定所のヶ条書を以御尋之儀有之、返答書差上候事

一、御代官都筑金三郎様始而御目見、年寄四人罷出候事

一、常楽寺浦の丸船代持立願出候二付、差支之旨願書差上相止候事

一、京西御奉行田村伊勢守様、伊予守様与御改名二付、御高札御書替
之事

一、御所司代酒井若狭守様御登り御出迎之事

百十九番

天保十五甲辰年

一、船御極印御打渡、毎月三、八日二願出候様浦触出候事

一、忠次郎、源次郎、吉蔵、役付之事

一、御支配代り二付、船極印御改御打替日割附、浦触出候事

一、湖辺浦々二新規丸船持立候得者差支二相成候哉之旨御尋二付、大
津、堅田、八幡、三ヶ浦の差支之旨書付差上候事

一、湖水諸浦二新規丸船持立荷物運漕不相成旨、御奉行又者御支配の
被仰出之有無御尋二付、御答書之事

一、山王御神役、勢田橋掛替等之節、諸入用割賦方御尋二付、八ヶ浦
惣代として堅田浦の書付差上候事

一、艀船二而諸荷物運漕不相成旨、御触書出之事

一、衣川村之もの艀船二而旅人のせ入津いたし御察当有之、御詫当浦
の奥印願書差上申事

一、都筑様の艀折順番之訳御尋二付、返答書之事

一、御運上御触書二銀目浦名并二貸船屋名前とも相認御差出二相成候
事

一、湖上船方へ抱り及出入、御奉行所又者御支配の裁許申渡之義有之
場所者、裁許書写差出候様御触之事

一、赤野井村出入之訳御尋之事

一、勢田橋本の大津へ艀二而小渡し之訳御尋之事

一、一位様薨去二付船造作御停止之事

一、当津諸家様御蔵屋敷裏地先キ湖中江築出し之有無御尋之事

一、仲間持船浦三ツ、八郎兵衛、瀬次郎江譲り渡候事

一、当御役所へ銀子拝借願出候事

一、膳所船奉行交代二付挨拶二罷出候事、附り杭内通船掛合之事

一、北保町市兵衛持艀流失二付御浦触願上候事

百貳拾番

弘化二乙巳歳

一、膳所町奉行昨冬交代、川那辺壯右衛門様当年初而年始二付御酒被

出候事

- 一、御代官都筑金三郎様御加増御祝之事
- 一、御印場湖中先キ打寄もの有之事、水死一件留帳ニ委し
- 一、郡山御蔵屋敷裏築地之事
- 一、平蔵町字小舟入請地年限二付、継添御請書之事
- 一、はりへ幸左衛門持無印船、百艘江御預ケニ相成候事
- 一、御所司代様唐崎、大津辺御巡見ニ付触書之事
- 一、御元メ并町役御交代ニ付挨拶ニ罷出候事
- 一、惣年寄矢嶋真十郎殿死去香儀遣し候事
- 一、新規丸船持立候得者差支ニ相成御差留願候趣意、且何浦も願出候之段御尋ニ付、先前も書上之写数通差上候事
- 一、尾張大納言様逝去ニ付八朔御礼申置ニ相成候事
- 一、京東御奉行伊奈遠江守様、山門、唐崎、大津辺御順見之事
- 一、勢田橋御掛替ニ付被仰渡御請書之事
- 一、小舟入常夜灯修覆之事
- 一、和邇漁船ニ而木柴運漕致片田浦も出訴、右吟味中船当会所へ御預ケ之事
- 一、今堅田貸船屋久右衛門無印船貸附、右船御預ケニ相成候事
- 一、船方下山田喜八郎殿御手代見習被仰付候事
- 一、勢田橋御普請掛り京御役方へ廻勤之事、附与力真野八郎兵衛様も来状之事
- 一、当所御組御同心役替町触之事

百貳拾壹番

弘化三丙午年

- 一、禁裏様崩御ニ付御停止浦触之事
- 一、^(勢)橋田橋御掛替中渡舟入用櫓打浦触之事

一、御所司代様唐崎も大津辺御順見之事

- 一、紀州御家老山中筑後守様江戸表も帰国ニ付、土産物到来之事
- 一、赤野井村も丸船代持立内願致候者御差止メ願上候事
- 一、御所司代様、三井寺、石山筋御巡見ニ付、松本より勢田迄御乗舟、役舟差出し候事
- 一、仁孝天皇様御葬礼ニ付、当御代官泉涌寺御賄御用、御在京ニ付御伺之事
- 一、御役所裏柵際近ク船差寄御差当ニ付御託之事
- 一、紀州大納言様御逝去ニ付、当御用所へ御悔ニ罷出候事
- 一、女院御所崩御ニ付御停止浦触之事

附御賄御用ニ付、御代官御在京中御伺之事

- 一、京都西御奉行田村伊予守様御下り之事
- 一、安曇川出水ニ付材木流失致、京御番所も湖辺浦郡々江御触之事
- 一、当津之船五艘下り積入、膳所網町裏ニ而日和田之内難風ニ出逢候事ハ、一件難舟留帳ニ委し
- 一、勢田渡船入用手当金差出方目論見之事
- 一、京西御奉行田村伊予守様勢田橋御見分石場も御乗船ニ付、松本村も御役舟相勤度旨申上候ニ付、百艘先格申上当方も相勤申候事
- 一、小舟入西角米屋作右衛門家、当中間へ買得之事
- 一、嶋之関地所東本願寺江貸置候ニ付、地料来り候事

百二拾二番

弘化四丁未歲

- 一、勢田橋御普請出来、櫓打錢過打戻し浦触之事
- 一、都筑金三郎様御子息御婚礼ニ付恐悦之事
- 一、勢田橋出来為御見分京東御奉行御越、石場も御乗船ニ付船差出し候事

一、御奉行水野下総守様御登り之事

一、正興寺参宮船賃錢受取方并心得方之事

一、湖上船方役交代之事

一、石山光堂開帳二付、幟差出候方御届之事

一、御代官御次男御縁付祝并源次郎様於関東御役義被為蒙仰、悦二罷出候事

一、船方下山田常三郎殿見習出勤、附り船方下役成御触之事

一、京西御奉行水野下総守様御初入御札、御高札書替之事

附り御高札板取替并場所繕之事

一、御極印場修覆并右入用金当分百艘を取替之事

附り極印場并御役所近辺水死流寄もの等入用賄方、先例書上ケ之事

一、当会所土蔵普請二付内届絵図差上候事

一、勢田渡船入用御手当金仕法書并御証文之事

附り当中間を金百両差出し、右金子拝借いたし候事

一、船御用持出シ場所書上ケ之事

一、御印場修覆入用銀御渡二相成請取書并右入用割賦浦触之事

一、女院御所崩御二付御停止浦触之事

附り御葬送御賄御用二付、当御代官御在京中御伺二罷出候事

百式拾三番

弘化五戊申歲

一、堅田町組吉三郎再勤之事

一、石山觀世音開帳二付、船乗場印之幟差出御届之事

一、片山村丸船持立年曆并願書之写書上ケ之事

一、御役所裏鳴もの通船相慎可申旨通達致有之事

一、加州倉着廻米小渡賃并右小渡積方米方取締へ掛合一件

一、御簾中様御逝去二付浦触之事

一、小船入地先湖中二施我鬼執行之事

一、会所土蔵普請出来御届之事

一、御役所近辺非常之節船相廻候様御内意有之、勤方心得書上ケ之事

一、御目附上原儉蔵様死去二付香儀遣し候事

一、御運上浦触御文言二、諸浦庄屋、船年寄、役替届方御加条相始り候事

一、比留田村無印艀御預ケ二相成候事

一、御代官検見御用船勤方等閑二付、混雜之次第御託之事

一、八ヶ浦舟年寄被召出役舟勤方被仰渡并役舟賃錢御取究之事

一、都筑様御出付二付御悦并御見立之事

一、泊り積荷之内釘壺箇紛失之事

一、御印場修覆入用割浦触之事

一、京東御奉行伊奈遠江守様御下り之事

一、淀御蔵湖東詰役人渡海乗前目錄二相成候一件

百式拾四番

嘉永二己酉歲

一、湖上船御支配、当分多羅尾久右衛門様被為仰蒙、津内町々トモ御支配二相成御見分有之候事、附御悦申上候事

一、都築様御手代衆当所御出立、石原様御手代衆御登之事

一、石原様御着御悦之事、附御支配被為蒙仰候二付御浦触之事

附り御手代衆御役付舟方三宅陣助様、古川忠八郎様、御廻村船改之事

一、東御奉行明樂大隅守様御附御転役御初入之事、御高札御書替願之事

一、船極印御打替一件之事

一、船極印願其外諸願諸届并先年申渡候趣ニ准し、舟方御掛り方へ相届差図之上下役方へ罷出候様浦むらへ通達可及旨船方へ被仰付候ニ付、浦々へ廻状差出し候事

一、乗前之訳、小舟賃、定舟賃并積場之義御尋ニ付、書上一件別留有之、金銭相場掛合之事

一、吾妻川浚之事

一、造船作料文政度取究有之処、天保仕法之後渡し切之造船無之二付、今般文政之振合を以渡切舟大工磯次郎ニ為造候事

一、江頭丸船持立ニ付心附之義年限熟談之事

一、同所問屋甚右衛門類焼見廻遣し候事

一、小舟入寄洲受地年限ニ付跡請願之事

一、今津船のり前荷紛失一件ニ付、御目附一井氏へ百艘方船積為致候義与再応御尋有之二付、口上書差出し候事

一、堅田艀舟風波ニ逢尾花川へ助舟参り無難ニ着致候へ共、浦内之義ニ付御届申上候事

百二十五番

嘉永三庚戌歳

一、芦浦観音寺様近年御省略ニ付年頭出札御断之処、当正月ハ御入院有之、年頭相兼御祝持参罷出候事

一、小舟入寄洲請地、当戊年へ寅年迄五ヶ年跡請被仰渡、則請証文差上申候事

一、吾妻川下杭打出□堀浚出願一件

一、伊香郡片山村田地通ひ小丸船御極印願一件

一、御目附へ百艘舟持名前御尋ニ付認差出候事

一、尾花川小渡一件

一、御所司代酒井若狭守様御下向之事

一、加賀蔵へ拝借米積下り候ニ付乗前受取候事

一、大津町組市松名前伊兵衛死去ニ付、同家武助跡預り顔見世之事

一、坂本町組年寄忠兵衛隠居、跡役八郎兵衛相勤候事

一、船株御印札御下ケ願差出有之処、御取調御猶予之願書差上御聞濟

二相成候事

一、尾ノ源六、次郎兵衛、日覆屋形五ヶ年聞濟遣し候事

一、関次家形舟刎銭差出し可申様及掛合候事

一、浅井郡石川村丸船板印願出候一件

一、荷問屋金銭相場掛合一件

一、湖辺浦村へ諸願諸届差出方之義通達被仰渡、廻状差出候事

一、八幡船木舟、江頭無帳積舟賃割方一件

一、坂本新兵衛代替ニ付一札之事

一、御簾中様御逝去停止浦触之事

一、勢田渡舟御手当金御貸附拜借御利息上納御貸居願書之事

一、十兵衛ふね長命寺ニ而難舟之事

一、長命寺宿茂七艀造替ニ付合力并金子貸渡遣候事

一、木濱村へ夫食拝借糲松本船ニ而積入候処、及掛合積替運漕いたし

候事

一、東御奉行明楽大隅守様御下り之事

一、御蔵東之水門へ男死骸流寄、宿方引受片付被申候事

一、御老中松平和泉守様御登り之事

一、御所司代内藤紀伊守様御登り之事

一、東御奉行河野対馬守様御登之事

附り御初入御祝之事

百貳拾六番

嘉永四辛亥歲

- 一、御高札御書替願之事
- 一、松本村方矢橋江肥物運漕致候二付、掛合之上、一札取之内、濟一件
- 一、大津町組市松家相続一件
- 一、所司代内藤紀伊守様山門御巡見之事
- 一、諸株再興町触之事
- 一、柳ヶ崎沖二而堅田藤八船難風二出逢候事
- 一、船木甚三郎船比良沖二而難船之事
- 一、伏見御奉行内藤豊後守様三井寺順見、尾花川曳網御見物之事
- 一、御所司代石山御順見之事
- 一、吾妻川浚度々之事
- 一、矢嶋村肥取船持立一件
- 一、大溝浦船借替一件
- 一、彦根領へ大津御支配船貸借法度之旨、前々御触出し御尋二付書上一件
- 一、太郎兵衛息久馬吉、忠次郎弟千之助、見習出勤之事
- 一、御手代衆毛見御用、吉川方迎船二乗舟有之二付書附差出候事
- 一、志那中むら運漕之一件
- 一、平蔵町東側抱屋敷譲り切一件
- 一、御所司代内藤様御下向之事
- 一、東御奉行所方与治兵衛、太郎兵衛、清次郎、被召出御尋一件

百二拾七番

嘉永五壬子歲

- 一、大津町組年寄与治兵衛死去御届之事
- 一、栗太郡品中村収納米当分山田浦方便利為致候事
- 一、北野天満宮九百五十年御神忌二付奉納之事

一、吾妻川浚之事

一、江戸表問屋再興御触之事

一、石山大黒天開帳二付、和泉町、材木町、浜通へ例之通目印幟相立候事

一、御老中内藤紀伊守様御登り之事

一、所司代脇坂淡路守様御上京之事

一、同御順見坂本方大津迄御乗舟之事

一、湖辺船持立方并造り方取締被仰渡候一件

一、京西御奉行浅野中務少輔様御登り之事

一、御高札御書替之事

一、八幡、舟木出入取嚙被仰付候事

一、風呂屋関秋葉山常夜灯一件

一、大溝倉端荷物断り方掛合一件

一、御代官検見御用木濱行大舟御用之事

一、同赤野井迄御迎ふね、同浦方頼談二付差出候事

一、芦浦観音寺様荒神堂御立寄二付、挨拶二罷出候事

一、湖東伊庭村小丸船壹艘為弁利借舟届済遣し候事

一、片山村御領問屋取立一件始り

一、関次代替り一札之事

一、瀬次郎年寄役御届之事

一、人馬会所普請祝之事

百貳拾八番

嘉永六癸丑歲

- 一、紀州一位様薨去御達二付、御屋敷へ御伺申候事
- 一、同右観如院様御尊骸御通行二付、船手取締一件
- 一、湖上船役三宅順助様、古川忠八郎様御廻村之事

- 一、大濱堀江水死打寄もの二付、蔵橋町連印御届候事
- 一、住吉社家沼間左内御札被配候事
- 一、京西御奉行浅野中務少輔様山門御順見、唐崎^ろ御乗船御用之事
- 一、御所司代石山筋御巡見二付御用船之事
- 一、干照二付諸方雨乞、寺門領出作津内雨乞之儀二付湖上方届方一件
- 一、江頭村隱艀五艘御糺中預り申候事
- 一、公方様薨御二付御停止触之事
- 一、寺門領志賀村鍵市^ろ今津行樽運漕之事
- 一、小船入二乞食行倒レ有之、町内^ろ取片付候一件
- 一、彦根松原船他屋先キ二而難舟之事
- 一、東御奉行河野对馬守様御下向之事
- 一、片山御領彦根領出入一件
- 一、彦根他家^ろ嶋之関へ油小渡差止、橋本町^ろ小船入舟二而小渡致候事
- 一、日照二付堀浚并はし船掛合一件
- 一、嶋之関請地内油作并町内へ地貸一札掛合一件
- 一、前記江頭隱船御吟味事済一件

百二十九番

嘉永七甲寅年

- 一、京東御奉行岡部備後守様御初入并御高札御書替之事
- 一、片山船年寄源五郎^ろ来状之事
- 一、御代官御次男菊様息女死去之事
- 一、塩津浦船年寄^ろ浦方御立二付御願申出候条、差支之義二付御下ヶ内願いたし候事
- 一、橋本町源助紀州産物楨縄小渡二付御用所江掛合積前申受候事
- 一、大門町子供入水二付三町掛り合連印御届御調一件

- 一、御所御炎上之事、附り京都大火之事
- 一、川口升一艀小渡し祝義仕切之事
- 一、北野町組年寄太郎兵衛死去御届之事
- 一、膳所御城主御菩提所出火御見廻二船差出し候事
- 一、嶋之関請地地貸掛合一件
- 一、御代官御病氣之事
- 一、当津下り荷物問屋積直積入用等御尋二付書上一件
- 一、彦根倉警衛御用船作事掛合之事
- 一、小船入浜請地年季明キ二付跡請願之事
- 一、嶋之関二而包^⑧術稽古差支御尋二付返答書之事
- 一、異船渡来二付心得方被仰渡之事
- 一、船屋次兵衛養子顔見世、親類三郎兵衛^ろ引付之事
- 一、膳所家中町四拾軒計焼失二付町奉行江見舞之事
- 一、小舟入角家普請出来困払之事
- 一、山梨子清蔵船下り伊崎沖二而難舟之事
- 一、御代官石原清左衛門様御死去之事
- 一、関次代替り二付一札之事
- 一、京都御用材二付川触之事
- 一、御代官御舍弟太三郎様先年死去之処、此度披露葬送之事
- 一、御所御用木嶋之関江船揚二付被仰渡候一件
- 一、五割増年季明キ二付追願御聞済二相成候事
- 一、来年頭膳所へ出札之義朦中二付延引申来候事
- 一、大地震之事

百三十拾番

安政二乙卯歲

- 一、膳所町奉行川那部^⑧壯左衛門様退役、跡役中根仁左衛門様始而之

義二付例之通御酒被下候事

右年頭出礼御朦中二付正月十五日二罷出候事

- 一、小船入地先キ請地年限当卯方五ヶ年跡請之事
- 一、鳥井川蜆見空比良船二而運漕二付掛合之事
- 一、御代官石原清一郎様被為蒙仰候二付御触之事
- 一、八幡舟木長左衛門安積二付、三ヶ浦引合之事
- 一、坂本町美濃庄堀中へ掛出し之事
- 一、片山出入二付宝曆年中書類御尋之事
- 一、尾源六次郎兵衛日覆屋形年季明キ二付、当卯方五ヶ年間届遣し候事

- 一、御代官御家督被為蒙仰候二付御祝之事
- 一、塩屋与荷問屋船積出入之事
- 一、山王御神役御代官御服中二付、柴山順右衛門様御勤之事
- 一、大溝虎丸持舟二願出御聞濟之事
- 一、吾妻川請地下堅田町裏方通ひ板橋掛替之事
- 一、嶋之関二而砲術稽古差支有無再御尋之事
- 一、御代官御代替り二付西ノ切方酒差上候処、御返し二相成候事
- 一、土井蔵裏築洲二付願書之事
- 一、常樂寺六兵へ船御柵損候二付御察当之事
- 一、禁裏御附二先御代官都筑駿河守様被為蒙仰御登り之事

百三十一番

安政三丙辰歲

- 一、湖上方古川忠八郎様退役、船橋泰助様跡役之事
- 一、嶋之関請地郡山倉へ用木囲場二去八月方貸渡候二付、地借料被下候事

- 一、人馬会所方駅々相对定賃之分取締示談二付、矢馳^(橋)へ之舟賃定人数

不足之節相对舟賃書出候事

- 一、当津七兵衛艦流失山田浦二拾ひ届出候二付、御下ヶ願之事
- 一、御所司代脇坂様、町御奉行浅野様、御附大久保様、其外御地役御乗馬二而堅田辺迄御越之事

- 一、堅田町孫左衛門艦流失山田二被拾候二付願書之事
- 一、醍醐三寶院宮様石山へ御乗舟之事
- 一、坂本町鍵屋利助抱屋敷石垣普請二付一札之事
- 一、南比良村早舟一札之事
- 一、膳所下総守様与御改名之事
- 一、逐龍丸新造作料大工磯次郎引合之事
- 一、はりへ丸船目論見内談之事
- 一、尼ヶ崎之者竹生島行石場方かり切差止候事
- 一、坂本町組八郎兵衛息孝太郎稽古旁見習之事
- 一、元忠分家十兵衛出勤之事
- 一、干水二付嶋之関堀さらへ油作方申出、土井蔵裏寄洲之義二付白崎へ掛合之事

- 一、抜荷舟賃十倍増之義御町役方御尋二付返答書之事
- 一、御代官御舍弟京地へ養子之事
- 一、御代官様矢馳^(橋)へ御乗船御先触延刻二付御断之事
- 一、江頭廻船出附帳之義二付帳屋方尋二来り、返答状之事
- 一、下物艦堅田沖二而今津舟拾ひ百艘方引渡候事

百三十貳番

安政四丁巳歲

- 一、帳固メ下々方出礼之義、上下小船旧冬方中間へ引請二相成候二付、惣代出礼無之事

- 一、湖上方三宅様退役、大川忠八郎様跡役之事

一、大津町組平方家菱屋市松頼談二付見習出勤之事、同人代替り顔見世出もの之事、但瀬次郎引付

一、御所司代脇坂淡路守様御下向之事

一、塩津、海津、大浦、舟賃京御役方^る御尋之事

一、片山御領、彦根領出入再熟談之事

一、竹生嶋開帳二付用物引取二付掛合之事

一、吾妻川浚之事

一、小船十五艘トモ中間へ譲り切御聞濟之事

一、□浦船博奕致候二付御吟味中御預ケニ相成候事

一、川口町碇捨有之、掛合并主へ御下ケ願一件

一、はりへ借浦船遣ひ差止一件之事

一、京御役所^る諸浦江舟賃御尋二付書上申候事

一、京公事方飯室様勢田行かり切舟賃間違之事

一、御老中脇坂中務太輔様御登り之事

一、御所司代本多美濃守様御登り之事

一、勢田橋御用材二付御達并二諸方掛合之事

一、西御奉行浅野中務少輔様和泉守様与御改名二付、御高札御書替之事

百三十三番 安政五戊午歲

一、朽木幾五郎様事主計助様与御改名之事

一、御所司代御屋敷焼失二付、妙満寺へ仮御役館之事

一、堅田町組与治兵衛、右太郎兵衛跡役年寄成之事

一、御老中堀田備中守様御上京之事

一、大溝廻船年限二付尚又対談之事

一、三井順礼観音開帳寄附并鬼子母善神開帳之事

一、右開帳二付貸船屋江廻状故障之事

一、堀田備中守様御下向之事

一、御所司代本多美濃守様御下向之事

一、西御奉行小笠原長門守様御登り、御高札御書替之事

一、東御奉行岡部備後守様事土佐守様与御改名之事

一、公方様薨御浦触之事

一、御所司代酒井若狭守様御登り之事

一、御老中岡部下総守様御登り之事

一、御代官御舍弟林三郎様御死去之事

一、東本願寺御普請二付、嶋之関仮御作事場二貸渡候事

一、駅之御用往来繁難渋二付、割増之上へ今般六ヶ月之間二割増被下候事

一、菅浦小丸船壹代限聞濟御届書并一札之事

一、御城米御刎積出し一件

百三十四番 安政六己未歲

一、観音寺様年頭出礼御省略二付御断之处、尚又当末年^る五ヶ年之間御断之事

一、日光宮様関東へ御下向二付、町御奉行岡部土佐守様御供之事

一、御上使酒井雅樂頭様御登り之事

一、年寄八郎兵衛退役、忠次郎年寄成之事

一、尾源六次郎兵衛^衛へ漁儀見物貸二付一札之事

一、彦根様京用木水揚二付御尋之事

一、大久保^伊勢^伊様御附^伊町奉行江御転役二付、御高札願之事

一、伏見奉行内藤豊後守様、坂本、唐崎辺御越、当津御通行之事

一、同石山へ御越、御役所^る為御馳走屋形舟差出し申候事

- 一、湖辺船改御廻村御掛り御出役之事
- 一、東御奉行大久保伊勢守様御下向之事
- 一、借り舟賃相滞候二付御触并二百艘の艀持へ触書之事
- 一、小船入地先請地年限二付、来申の子年迄跡請御願之事
- 一、京都東御奉行関出雲守様御登り之事
- 一、坂本新兵衛代替り一札之事
- 一、辛崎湖中常夜灯寄附之事

百三十五番

安政七庚申年

万延改元

二、「万留帳」延宝九年

(表紙)

辛 延宝九年

〔後筆〕
「但シ天和元二成」

万留帳

〔後筆〕
「番付之外也」

酉 正月吉日

〔後筆〕
「壬戌天和二年」

(本文)

定

一、観音寺様

一、小野半之助様

一、小野長左衛門様

✕

右御両三人様方御指船申来候ハ、公事船役二仕船指シ可申候、尤二度之御番衆二而も御両三人様より申来候ハ、役船二可仕候、たとひ舟賃如何程被下候共、中間へ出シ可申候、為後日仍如件、

延宝九酉ノ四月晦日二相極

覚

延宝貳年迄

一、矢橋江

人壹人二付六文
駄荷壹太二拾八文
乗懸人共拾八文

右御定り通、

一、矢橋渡海

右ハ延宝三年卯年より式割まし被下如此二候、

延宝九酉ノ四月ノ

一、矢橋江渡海

〔人壹人二七文〕
駄荷一駄二廿壹文
のり下人共二同断、

〔人壹人二七八文〕
駄荷壹太貳拾五文
乗懸人共二同断、

右ハ延宝九年酉ノ四月中比二膳所本田隠岐守様方半之助様江使者参り、式割まし之義、矢橋舟と大津と壹所二江戸仰被遣候故、酉ノ五月五日二式割まし之御証文参り、五日方人荷物共二船賃取申候、右式割まし之義ハ膳所方過急ニ申来候故、半之助様御両人之御衆として、江戸へ御申遣被成候、尤観音寺様御在所二御座候故、御在所江又左衛門・仁兵衛参り、右之段々申上候儀ハ、御尤ニ思召別義無御座候、右式割まし、江戸方相済来申候節、膳所へも礼二又左衛門・与次兵衛・傳左衛門三人礼ニ参り相済候、并観音寺様ハ京ニ被成御座候故、則喜兵衛・仁兵衛礼ニ参り相済候、但式割まし公事証文ハ舟頭町之箱二入置申候、跡書御座候、

延宝八申ノ極月四日二

一、村瀬伊左衛門様、坂部三左衛門様

〔設巻〕
一、しゅたら長兵衛様

右両三人巡見二御廻り被成候、其時大津百艘之船数初り諸事不残り、船賃以下迄書付、会所へ書付差上ケ申候、其跡書舟頭町箱二入置申候、

東海道宿々式割増之覚

一、大津の矢橋へ五拾町 船賃荷物壹駄 乗掛下 人壹人
式拾五文 拾七文 八文

当年道中就困窮、右之通船賃増候間、当酉十月晦日迄如書面之、
十一月朔日の者延宝三年卯正月可為相定通候、以上、

延宝九年酉四月日

彦壱岐守判

高善左衛門判

彦源兵衛判

大五郎右衛門判

大津 問屋
年寄

道中就困窮、矢橋へ之本駄賃・から尻、人足賃・船賃共二式割増候間、
当年十月晦日迄可取之、十一月朔日より式割増相止、可為最前之通候、
委細ハ別紙連判之証文式通遣候間、両宿共二請取之、無相違様に板
二写、問屋所二差置、通之者二可申聞候、一錢成共取過候ハ、可
為曲事候、証文請取候之由、宿付之下二問屋致印判、此廻状可返之候、
右之証文十一月朔日可差上候、已上、

延宝九酉

彦壱岐印

四月廿五日

草津の矢橋迄式割増、御証文壹通頂戴仕候、

草津

問屋吉兵衛印
年寄勘六郎印

大津の矢橋迄船賃式割増、御証文壹通頂戴仕難有奉存候、

大津

百艘船持惣代又左衛門印
同舟持惣代仁兵衛印

右宿々

問屋 中
年寄

肥前町桶屋喜助万覚帳

一、銀五拾目にて永代家屋敷売券状二而買申手形有之、

肥前町桶屋

売主

喜助印

同丁証人

庄左衛門判

右ハ

寛永廿年末ノ三月十五日、延宝九年酉ノ極月迄、年数三拾九年成

二、右之五拾目ノ銀二 利足壹割式二して三拾八年拾ヶ月分

此利合式百八拾目六分 但延宝九酉ノ極月迄二

二、銀八拾目 但借状ノ手形有之

かり主

証人

右同人也

右ハ慶安五年辰ノ九月廿一日、延宝九年酉ノ極月迄、年数三拾年二成

二、右之八拾目ノ銀二 利足壹割式二して廿九年四ヶ月分

此利合式百八拾七匁八分壹リ也

五百六拾八匁四分壹厘 二口ノ利

百三拾目 二口ノ元銀

二口元利

此本手形ハ舟町ノ書物箱二有之、

合六百九拾八匁四分壹厘

一、桶屋喜助相はて被申候後、手形之通申届ケ、其後延宝九酉ノ八月廿
六日二仁兵衛参喜助子并証人庄左衛門兩人へ有之手形之通具二急度
申届ケ候、証人庄左衛門も代替りにて御座候事、

一、延宝三年卯ノ正月二東海道困窮仕候二付道中江三割増被下候時、当
津本宿二而御座候故三割増取申様二被為仰付候得共、片原町八枝宿

にて式割増致為仰付候二付、双方式割増被下候様二百艘を御公儀様江御訴訟申上候二付、式割増二被為仰付候、其時観音寺様・小野半之助様を片原町之舟持共へ、荷物旅人引取申事堅ク法度ニ可仕と御申付被下候事、

一、延宝八年申ノ四月六日ニかれ木町米や共々たわら大分二膳所へ参候ヲ、片原町九兵衛舟・与兵衛舟式艘二阿部次兵衛屋敷つち取場両所ニ而積申候ヲ、右式艘ノ舟取、則平蔵か関にて当所又左衛門舟二積、膳所問屋中へ相渡シ、舟賃八百文取申候、

未ノ年中 三わり引 千九百廿八艘

一、式千七百五拾五艘 但荷物人共積下申分

内千三百五拾九艘 但正月を六月まで

申ノ年中 三わり 九百五十式艘

一、式千四艘 同断

内千式百九拾八艘 但正月を六月迄

右之船数ハ、延宝九年酉ノ七月廿七日ニ御国廻り御両三人様を御尋被成候故、為御訴訟右之船数三わり引千四百三艘ニ書上ケ申候、

御国廻り之衆中

御宿

一、大関勘右衛門様 扇や藤五郎殿

々

一、中根佐兵衛様 小野又三郎殿

々

一、内藤重之助様 嶋や半兵衛殿

× 三人

西ノ年^中分

一、千百拾壹艘

但正月を六月迄三わり引七百七拾七艘

一、御上洛候時かつせ三ほ村にて上ケ申候事、

以宿継申遣候、宿々本駄賃・から尻人足賃、当三月十五日を同十月晦日迄式割増取之、十一月朔日より可為前々之通由最前相ふれ候得共、来年戌五月晦日迄、只今如取来可取之候、六月朔日、延宝三卯年可相定通候、以上、

天和元酉十月十六日

越後高田在留付無加判

彦 源兵衛 判

高 善左衛門 判

大 五郎右衛門 判

彦 壱岐守 判

越後

此廻状順々ニ急遣触留りより返シ申候刻可写取候、未々へ遅り可届候間、如此候、

右之御書、同廿四日ニ爰元へ参候、

一、延宝九酉十一月朔日を式割増之義、道中人馬之間屋衆、江戸へ罷下り御訴訟仕候処、相叶十月十六日之御証文ニ而被為仰付候、然共矢橋渡海之船賃之義、被為仰登^上せ無之故、膳所隠守^{（越脱）}様を矢橋舟賃式割之義仰被遣、十一月中旬ニ江戸を相叶申二付、当地百艘之者ともを観音寺様・半之助様御両所様へ御訴訟申上候得ハ、御両所を連状ニ而彦坂壱岐守様江仰被遣候得ハ、御訴訟相叶、酉ノ極月十七日ハ式割まし取来候、則壱岐守様を御奉書観音寺様へ御留被遣候、其時観音寺様へ又左衛門・仁兵衛・傳左衛門罷下り申候、為後日如件、

天和元年酉十二月十七日

一、右之御証文戌ノ十月廿八日二膳所へ持参仕、足立源太兵衛殿へ指上ケ、則請取申請候、是ハ舟町之箱ニ有之候、使二郎兵衛、膳所へハ又左衛門、仁兵衛兩人持参仕候、

天和元年 戌ノ二月十七日二江戸江御下被為成候而、
同卯月十一日二御上津被為成石津着、
(場力)

一、小野半之助様御帰路被為成候時草津迄御迎ニ百艘ハ矢橋迄御迎舟

一、大艘貳艘 但四人加子 年寄衆

内壹艘ハ畳入ル 喜兵衛

召船ニ 同 又左衛門

壹艘ハうすべり入 同 喜右衛門

御供舟ノ分 同 甚左衛門

役人彦兵衛

外二小船大津ハ参候分五艘留置候、

肝煎

矢橋ニ 市郎兵衛

役人

久五郎

一、餅・酒・肴致持参、御供廻り之衆ニ進し申候、此時殿様ハ御廻り被為成、船へハ御荷物、御家来衆少御越被成、御酒進し申候、

一、召船之大船二小野甚四郎様御召ニて御帰被為成候、

一、殿様御帰被為成候、御悦ニ肴致持参候へとも、何茂共ニ不納候

右此時ハ馬借・町代仲衆茂草津迄御越被成候、

一、天和元年戌八月三日、枯木町米屋文右衛門ハ朝鮮人荷物拾駄程出申

候ヲ、則此方ハ支配仕、小舟入伊兵衛舟二積、八幡へ下シ申候、加子三人遣申候二付、舟賃貳拾目取申候、

天和元年戌極月十七日夜太風ニ而、

一、米貳百貳拾六石五斗 杉江ハ太郎兵衛舟積

内拾石五斗ハ 織田三左衛門様

平野町織田源左衛門兄

六拾四石ハ 小野半之助様

百貳石 ハ ひろはた大納言様

(広幡) 宿丸や町喜兵衛

五拾石 ハ 水野半左衛門様

(米カ) 宿材久町米や六右衛門

✕

右ハ戌極月十七日之夜、大風ニ出合舟破損いたし、上乘、加子共二五人相果申候、上乘三人之内壹人ハ金ヶ森・壹人ハ大門村・壹人ハ桜村、

一、右之米者、村々ハかきあけ申候、然共拾三表ハ不足仕、残而貳百貳拾石上ケ申候、如此ニ而相済申候、

天和元年戌極月廿八日之昼之七つ過之大風ニ、

一、平蔵町彦助舟、矢橋渡海ニ而、

人数 (マツ)

杉江 赤野井 山賀 申遣又認書

天和三年亥二月廿一日

一、四斗俵ニ而貳百石切り

一、大表之義ハ百八拾石切、但見合可被致候由、

一、加子四人と被申越候義ハ村々へ相談被成、加子代御了簡被成五合被成可被下候、此方よくりやう二不仕候間、如何様共御了簡被成可被下由申遣シ候事、

天和三年亥三月廿日

一、勢多	海上壹里半	一、山田	海上五拾丁
一、志那	同 貳里	一、片岡	同 貳里五丁
一、木濱	同 四里	一、水保	同 四里五丁
一、八ッ崎	同 五里半	一、野田	同 六里
一、野村	同 七里	一、牧村	同 七里半
一、八幡	同 八里	一、常楽寺	同 九里
一、伊庭	同 拾里	一、彦根	同 拾五里
一、米原	同 拾六里	一、長濱	同 拾七里
一、大濱	同 拾七里	一、尾上	同 拾七里
一、片山	同 拾七里拾丁	一、塩津	同 貳拾里
一、月出	同 拾九里	一、菅浦	同 拾七里
一、大浦	同 拾八里		

右者稲葉石見守様・彦坂壱岐守様・大岡備前守様、大和川御見分二御上り之時、小野半之助様を被仰下、如此二仕指上申候、

三月廿二日、堅田弥兵衛舟

京北野柳町たんはや市兵衛・女傭人、三河岡崎者十三郎・角兵衛・十大夫・忠兵衛・丹波者以上六人、京二条もの傭人間近江之もの貳人、
×都合拾五人

是ハ永原屋ノ関ニて舟返し候へ共、傭人もあやまち無之、無事ニ

有之候、

卯月廿八日

一、米原傳吉舟二小舟入にてかわら、千枚余舟積仕候二付相尋候へハ、佐和殿様之公事、舟かわらのよし申二付色々せんき仕候へハ、かきや丁作左衛門所る積せ申候、右いつわり義あらわれ申候、蔵奉行衆へ御届ケ可申処ニ、他屋市右衛門殿・彦右衛門殿兩人わひ事ニて相済申候、

亥閏五月六日、但此日ハ大雨ふり申候、

一、稲葉石見守様・彦坂壱岐守様・大岡備前守様、勢田川下へ上江御見分被為成日暮二当所御通り被成、すぐ二御上京被成候、此時舟共楢候へ共御乗無之候、

天和三年亥十二月十八日

去年当年豊年たる間、東海道只今迄取来候駄賃増銭之内、去ル卯年増銭「^(貼紙)之候三割、此度」令減少唯今迄之添高札、於其宿々改之書直シ追付可相立候間、右之添高札立候以後、其札之面、賃銭之員数、堅相守可取之候此廻状品川より守口迄順々遣之、留之宿を此方江可相返候、
高 伊勢判

去年当年豊年たるの間、駄賃増銭之内三割令減少之、大津より草津江駄賃銭壱駄二付而百拾四文、乗懸荷は人共二同前、荷物なくして令乗は七拾貳文、人足賃ハ傭人にて五拾五文、矢橋江渡海船賃壱駄は拾七文、乗懸下壱駄は拾壱文、人傭人は五文、京江百拾六文、荷なしに乗は七拾三文、人足賃ハ五拾六文、伏見江百貳拾文、荷なしに乗は七拾五文、人足賃は五拾八文可取之、但泊り二而木賃主人壱

人ハ貳拾五文、召仕之者老人には拾貳文可取之、馬壹疋も貳拾五文
たるへき者也、

亥十二月日

奉行

(裏表紙)

(後筆)
「五冊之内」

(後筆)
百艘舟持中
「番附外」

三、「万留帳」元禄二年

(表紙)

巳 元禄貳年

万留帳

(貼紙)
「八番」

己 正月大吉日

(表紙見返)

目録

船賃駄賃定書之事
湖水浦々米運賃之事
堅田の諸浦へ廻船差免申訳
堅田与五ヶ村与出入内済之事
板屋新五郎石垣願之事
小橋石垣断之一件、但し風呂屋関奥也
今津かつへ米申分断之一件
雨宮庄九郎御高札御建被下候事
今津船打かへし失荷物一件
但し済口之訳
金丸様浦々江御触書之事
関々堀さらへの事
諸浦増運賃願之事
八幡行干か増運賃之事

宝永四年矢はせ行荷物旅人増運賃事

正徳年中増運賃御免御触書之写

古郡様御高札之事

享保四年敦賀の塩津迄切抜申願之事

小船入江流落候溝筋之一件、并堀さらへの事

諸浦増運賃願之事

隠居年寄祝義之定書

年寄肝煎死去香奠之事

塩荷物二付八まん町へ一札遣候写并干か荷物同断

堅田わに漁師出入取扱内済証文之事

(本文)

口上之覚

一、大津浦百艘船持之内、四人宛矢橋渡海之場所へ昼夜相詰、御公用、又者往還之旅人、遲滞無之様ニ御用相達申候御事、
一、矢橋渡海之運賃御定之儀、元和貳年、延宝貳年迄ハ、人壹人二六文、乗懸下二拾貳文、駄荷物二拾八文ニ而御座候御事、
一、延宝三卯年式割御増銭被為仰付、人壹人二七文、乗かけ下二拾四文、駄荷物二貳拾壹文宛ニ罷成候御事、
一、延宝九酉年重而式割御増銭被為仰付、人壹人二八文、乗かけ下二拾七文、駄荷物二貳拾五文宛ニ罷成候御事、
一、天和貳戌年十一月ニ、右式割御増銭之内、式割減少被為仰付、人壹人二七文、乗かけ下二拾四文、駄荷物二廿壹文宛ニ、御定之通運賃取申候御事、
一、天和三年亥ノ極月ニ、右式割御増銭減少被為仰付、其節、人壹人二五文、乗懸下二拾壹文、駄荷物二拾七文宛ニ罷成候御事、

一、大津浦船持共二、田畑少も所持仕候もの無御座候、一切人荷物乗せ送り家職二仕候御事
右之通相違無御座候、以上

元禄三年正月十六日

百艘惣代

又助判

同

仁兵衛判

小野半之助様

追而此度増銭之為御礼、一宿より問屋年寄之内忝人宛勝手次第第二可罷越候、以上

近年道中宿々令困窮に付而、只今迄取来候駄賃銭之上へ、東海道者
忝割半、外之宿々者忝割、此度増之、只今迄之添高札於其宿々相改
書直候間、此度之添高札立候、以後其札之面賃銭之員数堅相守可取
之候、若右之外増銭取者有之は可為曲事、但美濃路、佐屋路者忝割
増之候間、可得其意候、此廻状宿々にて披見之上、宿附之下に如例
問屋忝人宛致判形、順々相廻し、留り之宿より以宿次可相返候、以上、
午六月三日

高伊勢

品川

岩塚

馬入川

此度増為御礼、舟頭之内
忝人勝手次第可罷越候、

万橋

右同断

富士川

右同断

天瀧川

右同断

荒井

此四ヶ所ハ佐
や廻り之宿也

佐屋

神守

近年道中宿々令困窮付而、此度駄賃銭忝割半増之候間、大津草津
へ駄賃銭忝駄二付百貳拾八文、乗掛荷は人とも同前、荷なし二令乗
は八拾貳文、人足賃者忝人にて六拾貳文、矢橋へ渡海舟賃荷物忝駄
ハ貳拾貳文、乗掛下忝駄ハ拾五文、人忝人ハ八文、京へ忝駄二付
百三拾文、乗掛荷ハ人共二同前、荷なし二乗は八拾二文、人足賃ハ
六拾三文、伏見へ忝駄二付百三拾五文、乗掛荷ハ人共二同前、荷な
し二乗は八拾四文、人足賃ハ六拾五文可取之、但泊々にて木賃主人
忝人貳拾七文、召仕忝人拾三文可取之、馬忝足にも貳拾七文可取之
者也、

元禄三年五月日

奉行

諸浦上り米運賃覚

一、杉江、赤野江

御城米 忝石二京升三合五勺
商人米 忝石二京升四合

一、木濱、矢嶋、大曲、開発

御城米 忝石二京升五合
商人米 忝石二京升五合

一、野田、吉川、(津脱力)幸河

御城米 忝石二京升六合
商人米 忝石二京升六合

一、江頭、八幡

御城米 忝石二京升五合
商人米 忝石二小升壹升

一、伊庭、常楽寺

御城米 忝石二京升九合
商人米 忝石二小升壹升

一、南濱

御城米 忝石二京升壹升一合七勺

守口迄 問屋
年寄中

商人米

一、塩津 商人米壹石二京升壹升四合

一、片山 商人米壹石二京升四合

一、飯浦 商人米壹石二小升壹升三合

一、大浦 商人米壹石二京升四合

一、海津 御城米壹石二京升壹升

（商人米壹石二小升壹升四合

一、今津 大俵壹石二京升壹升一合四勺

一、大溝永田 小俵壹石二京升壹升六勺

一、永田 商人米壹石二京升壹升

一、和邇真野 壹石二八合

一、堅田、真野 御城米壹石二京升六合

但し小俵ハ小升也

御城米壹石二京升五合

但し小俵ハ小升也

右之通午ノ霜月廿五日ニ、辻弥五左衛門様江書付上ケ申候、

一、元禄四年末十月廿五日ニ塩津甚次郎被登申され候ハ、堅田衆方諸

浦江廻舟のゆるし被出候事、何共紛敷候間、何とぞ堅田衆へ相談致、

以後紛敷無之様ニ致度由申被参候二付、尤ニ存、則堅田衆呼寄、右

之段相談致候へハ、四郎兵衛殿、十兵衛殿ニも尤ニ被存、兎角以後

之義ハ一艘も廻舟のゆるし出し申間敷、其上前々出し申舟かぶ其舟

主末孫ハ無異義艫折ニ廻り申筈、万一其かふ売買二仕、廻舟積申度

と申者有之候而も、売買ニハ成不申候筈ニ、十兵衛殿立寄相談極メ

申候、塩津甚次郎殿へも、右之様子申聞せ、則三ヶ浦共ニ依田伊左

衛門殿へ、右之段々申上、無別義相極メ申候、

一、堅田方諸浦江廻船ゆるし被申候趣、

湖水諸浦江前々方廻舟致候させ候舟持之覚

尾上浦 早崎浦

庄次郎 長左衛門

源四郎 助右衛門

久六 治大夫

藤大夫 孫六

藤九郎

藤内

助左衛門

喜大郎

片山浦 北比郎浦

源七 新九郎

甚右衛門 与四郎

彦六 大蔵

清吉 又七

久兵衛 八木濱

作兵衛 庄五郎

善五郎

右浦々江遣候手形之写

一、何村誰と申仁、小船持申候間、ともおり之帳付申度由、此方江断ニ

候、いつれ之浦ニ而茂無相違帳ヲ付、廻舟ニ御廻し可有之候、為其

如此二候、以上

年号月日

諸浦廻船御舟中参

堅田年寄

惣代

右之通、申正月二写

一、元禄五年申七月二、北舟路村并堅田村善太郎と木戸、荒川、大物守山、南比良、北比良、南小松、北小松と舟積出入出来申候故、舟御奉行之御内依田殿を御内証二而、百艘中二噺申様二と被仰付、平左衛門、助兵衛、次兵衛、傳兵衛、甚左衛門、佐右衛門、又助、右七人双方又堅田へ挨拶仕候得共、埒明不申噺上ケ候得共、七月廿日二半之助様を又噺申様二と被仰付候故、何茂罷出下二而相済し申候、則双方堅田善太郎済状一紙二いたし、中間へ取置候、其済状之通二双方堅田へ申渡し、以来迄相違無之筈二御座候、尤其砌金丸様へ又助参り、済状写指上ケ申候、殊外之御悦二候、本紙舟町会所箱二有

一、酉ノ六月二坂本町板屋新五郎屋敷湖端五間石垣出し申度由御蔵町善太郎半之助様江訴訟被致候へハ、殿様被仰付候ハ、兎角外之かまいさへ成不申候ハ、出し申様二と被仰付候よし、其後平蔵町善三郎を以右新五郎願之義此方へも断被申、百艘二もかまい無之事二候ハ、近日普請二も取付申度由断被申候故、此方寄会之上二て、当分かまい二成事も無之、然とも干水節ハ沖ノ捨石有之候へハ、諸浦米舟出入二もかまい可申候間、半之助様江右捨石干水之節ハ少のけさせ被下候哉、うかゝひ可申候、おけんくわん江重左衛門、甚左衛門伺公仕、幸殿様直二右之段々申上候へハ、殿様被仰付候ハ、海之義支配二成不申間、捨石之義仰付被成候義成難間、先達而新五郎願之節兎角外二かまい二成申候ハ、石垣出し申事叶申間敷と申付候間、新五郎へ其段申聞せ、百艘と相談仕、其上にて少之義ハかまい二さへ成不申候ハ、了簡仕様二と被仰付候、

右被仰付新五郎御けんくわんへ被召、家老衆、殿様被仰出候趣、新

五郎へ被仰聞、兎角百艘と相談之上可然よし被仰渡候、新五郎も番所江被参、如何様とも御了簡くれ候様と被申候故、願ハ五間二候へ共、四間計二被成普請取付被成候様二と善三郎へ申渡候、其後新五郎も礼二被出、弥普請被致候、

一、酉六月二風呂屋関ノ奥、納や仁兵衛を掛被申候小橋、両方を壱軒つゝ石垣出し被申候よし、此義も殿様江訴申され候よし、此方へも材木や伊左衛門を以右様子相談二被出候、此義も奥小橋之義二候へハ、さしてかまい二成不申故、願之通普請被致候様、伊左衛門へ申遣し候、

一、魚屋町納屋弥右衛門前石かけも、壱間出し申度よし右伊左衛門此方江断被申候故、是も苦有間敷申渡しゆへ、右兩人殿様江訴訟被致、弥無相違普請被致筈二罷成候、其後普請半二様子聞付、事外約束とハ相違いたし、石かけ出申候二付、此方を見分二遣し候へハ、西江壱軒半之出、南江四軒壱尺之講へ出し申二付、右弥右衛門へ使ヲ立、右約束と相違仕、過半出申候間、約束之通二被致候様二と申渡し候、それゆへ、普請も留り其後町代勘右衛門佗言二度々被出候へ共、何分二も右約束之通ならてハ成不申義申渡し候、

一、小野宗庭老、右之義勘右衛門与舟町助兵衛二而此方江達而御断被仰候得共、右壱軒之外壱尺二ても御請申事、何分二も迷惑二存候と達而御断申シ、少も同心不仕候、其後度々勘右衛門ヲ以御断御座候得共承引不致候、

一、北川庄兵衛様、横山利兵衛様江も此方御召被成、右石かけ之義仕かゝり申事二候へハ、少々義二て候かまひ二成不申候ハ、了簡致候様二と被仰付候得共、達而御断申上候、其後材木や伊左衛門ヲ以、弥右衛門を石かけ右約束之通二仕直し申候間、左様二心得申様二与申

来候、

一、坂本町衆中此方江被出被申候ハ、弥右衛門石かけ何とも氣之毒ニ存候間、かまひニ成申間敷義御座候ハ、約束之壱軒ニ貳軒之場を西江出申、壱軒江三尺取、南へ長クならし申度由願被申候、此方ハ申候ハ、兎角約束之通り殿様迄絵図上り申事ニ候へハ、何茂被仰候へ共、下ニ而ハ指図成不申由申渡し候、其後坂本町方殿様江右之様子訟被申候得ハ、兎角下ニ而事相済申義ニ無別義と被仰付、又々此方江被出断被申候故、其通ニ西江三尺、南江四軒ニ致させ相済申候、勿論西仁兵衛方も壱間之出幅橋幅ニ致させ、九月ニ相済申候事、

口書

一、今度今津古津浦出入二付、御尋被為成故、私共申上候口上之趣

一、古津浦之船、新船古舟かと御尋被為成候時、私共申上者、右古津浦之船新舟とも不被申上候、此段ハ先御奉行観音寺様御帳面に御座候故、新舟とも不被申上候、尤古舟と申上儀も難成候、此段ハ私共一所二仕、艫折之廻船相待渡海仕候舟ニ而ハ無御座候故、古舟と申儀成不申候御事、

一、古津浦江出申候順礼之儀者、私共船二ハ一円乗せ不申候故、此段も曾而不存候、又順礼ヲ古津浦之者共引取のせ申候儀も、遠方ニ而御座候故、此段も曾而不存候御事、

一、古津浦之船艫折舟ニ而無御座候、此段ハ先年諸浦ともをり之出入御座候節、入用銀出し不申候故、私共之組之中江ハ入不申候、それゆへ艫折二舟ニいたさせ不申候御事、

右之通口上ニ而申上候段、御書付を以指上ケ申候、少茂相違無御座候、以上、

大津小野半之助様御下

寅八月四日

百艘舟持惣代

平左衛門印

同

傳左衛門印

辻弥五左衛門様

一、今津浦方かつへ米貳百三拾七石、当津加賀蔵方罷下り申二付、今津甚四郎舟上り積下り申度と此方へ段々断被申候得共、左様之義成申間敷由申候へハ、舟御奉行依田伊左衛門様江小野半之助様江今津衆色く相断被申候へ共無其儀候、然所ニ川口市兵衛・今つ屋源兵衛色々断二付、此方彦右衛門舟、九郎右衛門舟二百八拾石積、残り五拾七石右今津甚四郎舟ニとらせ積下し申候、則貳艘ニ請取手形取置申候、其後右之舟賃とても渡し不申、斗樽二千鱈廿枚今つ屋源兵衛番所へ持参被致候へ共請不申候、卯ノ十一月十八日ニ、右為舟賃金貳両、五升樽二肴相添、今つ屋源兵衛、同三次兩人持参被致相済申候、

一、元禄十二卯十一月十七日ニ、雨宮庄九郎様御高札成被下難有奉存、則十八日ニ吉例之献上物指上ケ、御礼ニ罷出申候、勿論家老衆、町役人様へも、即刻御礼相勤申候、

一、元禄十三年辰二月、今津、かいつへ加賀蔵方米貳百石、百姓かつゑ米ノ断御座候而、今津甚四郎舟ニ積下し、此為礼銀子三枚、樽壱つ、今津や源兵衛持参被致受取申候、

一札之事

一、江州八幡町商人衆中、若州小濱商人衆中荷物、別紙書付之通、私共

方々今月二日、今津六郎兵衛百五拾石船二積、同日何時出舟、八幡へ遣候所ニ、沖ニ而同日之夜夕立嵐ニ船打かゑし候由申来候故、早速我等共返り船の方へ参吟味仕候処、荷物無之何共気毒ニ存、色々僉儀仕候得共荷物相見へ不申候、船頭致方重々不調法ニ御座候段、商人中私共御同前存候処、大津・八幡衆御噯ニ而、御了簡之上御済被下候、向後猶以八幡町荷物船足輕クかさ高二無之様ニ積、尤船頭随分大切ニ送り届ケ申様ニ急度可申付候、勿論荷物浪かゞり等無之様ニ念ヲ入可申付候、為後日之仍如件、

元禄十三年辰七月

今津問屋

傳三郎

同

宗右衛門

同

八右衛門

同

平右衛門

江州蒲生郡

八幡町商人衆中

若州

小浜商人衆中

一札之事

一、私百五拾石積之丸船ニ江州蒲生郡八幡町、若州小濱両所商人衆中之荷物、米何百俵、大豆何百俵、干鰯何百俵、当七月二日ニ今津浦の船積致候八幡へ出船致候処、右二日之夜沖ノ嶋方式里計も可有御座候哉、西北ノかた湖水第一之ふかミニ而、俄ニ夕立嵐ニ出合、船打かへし、右荷物等不残水入ニ罷成候処、同三日ニ今堅田村ノ獵師徳兵衛耆人乗之小船ニ而参、船頭兩人たすけ、耆人ハ沖ノ嶋へ乗せ被参、

其後沖ノ嶋方網船通り合、帆柱をぬき船引おこし、船道具等も少々取上ケくれ候上ニ、八幡商人衆御出見分之、上舟少も損し不申、其上船道具も有之候処、荷物少も無御座候段御不毒^(審力)ニ思召、船御支配役へ御訴御僉儀可被成之由、御尤ニ奉存候、船なども引おこし不申候内ニ、商人中江見せ不申候段、船頭重々誤申ニ付、万一船頭共荷物取かくし申義も可有御座哉と、様々吟味致候へ共、少茂疑敷儀無御座候、依之大津百艘年寄衆并川口町市兵衛殿、八幡舟木舟年寄衆、長命寺宗兵衛殿を以御侘申候、若後日ニ荷物少ニても取かくし申なと、御聞ニ候ハ、御吟味之上船頭横道ニ相極り候ハ、右之船頭何方ニ罷有候共、船主方々尋出し、僉儀之上あやまり紛無御座候ハ、船主并船頭兩人、右之荷物并可申候、向後八幡町かさ高之荷物ハ猶以かさ高二無之積申様ニ念ヲ入可申付候、今度名ヲ以御侘申候処ニ、御了簡之上御済被成忝奉存候、為後日之連判一札如件、

元禄十三年辰七月

江州今津船主

六郎兵衛

同船頭

清三郎

同船頭

長三郎

同船中間惣代

弥右衛門

大津百艘年寄

噯人

次郎右衛門

同

長兵衛

同川口町

市兵衛

八幡船木舟年寄

九左衛門

同

新左衛門

同

太郎兵衛

長命寺

宗兵衛

江州蒲生郡

八幡町商人衆中

江州若州

小濱商人衆中

一札之事

一、江州八幡町江参候御荷物、米、大豆、油糟、干鰯等、書付之通今津六郎兵衛百五拾石船二積、船頭式人乗、当七月二日二出船仕、同夜五つ時分沖嶋を式里計沖二而俄二夕立嵐仕、帆おろし申間も無之船打返し、御荷物海へ不残沈、船頭漸命介舟之敷二取付、夜明迄介船ヲ相尋罷有候処二、堅田徳兵衛船通り合、則其船二番二付居申候処へ、沖嶋を網船式艘二人数廿四人乗通り合、船をおこし舟道具等も少々取集くれられ候、舟打返し申所、七十尋余も深キ処二而、御荷物知レ不申候、然共通り船其儘二置、八幡町御問屋中様へ見せ不申、船おこし船道具ハ取あつめ、御荷物ハ鹿抹二仕候段、不届キ二被思召候由、御尤至極ニ奉存候、私共重々誤申候、乍去御荷物ハしつミ見へ不申、船ハ流夜中之儀と申、十方ニくれ罷有候、此儀者堅田徳兵衛、沖嶋網船之衆中能被存候、御荷物之儀ハ壱固ニてもかくし置候盜取候か、外方後日ニ相知レ候ハ、何年過候共、此手形ヲ以御よひ寄、御僉儀之上如何様ニも可被仰付候、為後日手形如件、

今津六郎兵衛船頭

元禄十三年辰七月

清三郎
長三郎

江州蒲生郡

八幡町商人衆中

若州

小濱商人衆中

八幡舟数覚

元禄十三年辰八月留也

一、百十五石

市左衛門

一、百拾五石

助十郎

一、百拾石

作左衛門

一、百五拾石

与兵衛

一、式百石

伊兵衛

一、式百拾五石

理右衛門

一、式百石

九郎左衛門

一、百九拾五石

次兵衛

一、百廿五石

同人

一、百石

同人

一、百八拾石

善右衛門

一、式百廿五石

太郎兵衛

一、百廿式石

新兵衛

一、百廿三石

次郎右衛門

一、式百石

同人

一、百六拾石

九兵衛

一、百四拾五石

七兵衛

一、式百石

又右衛門

一、式百四拾石

九左衛門

一、百四拾石

四郎兵衛

一、式百十五石

同人

一、百六拾石

同人

一、百十三石

新九郎

一、百六拾石

彦兵衛

一、四拾石

同人

一、百四拾石

吉左衛門

一、百四拾五石

同人

一、百八拾石

忠右衛門

一、式百石

作兵衛

一、式百石

新左衛門

一、百七拾石

庄左衛門

一、式百石

喜十郎

一、百九拾五石

同人

一、百六拾石

庄十郎

一、百九拾七石

同人

一、百五拾石

八兵衛

一、百五拾石 同人 一、百貳拾石 四郎三郎

一、貳百石 庄兵衛

×三拾九艘

一、元禄十四年巳四月初比、川口町和邇屋角兵衛方比良江土荷物五拾貳表、凡駄数拾三駄余御座候、此荷物比良地頭庄田小左衛門殿荷物二而御座候間、比良之戻り舟二積せくれ候様二断被申候故、酒テ五百文取積下し申候、右酒テ之儀二付御江戸御勘定衆之内正木藤右衛門様方金丸又左衛門様御手代服部久左衛門殿江戸二御座候二付、此仁ヲ正木藤右衛門様御召被成御尋被成候ハ、大津江通路川七里之所二而川舟通り候節、石高二応銭取候由、但夜ル通り候節ハ銭取不申、昼通時分計銭取候由、右之わけ承合候と被仰付候得共、右久左衛門殿湖水之訳御存知無御座候故、舟御改役人依田伊左衛門様へ右服部久左衛門殿御状参候、則正木藤右衛門様方御書付之趣、大津江之通路川七里之所二而川舟通り候節、石高二応銭取候由、但夜ル通り候節ハ銭取不申、昼通候時分計銭取候由、右わけ承合度事、如此御江戸方申来候故、不殘寄合度々仕、金丸又左衛門様江書上ケ仕差上ケ候処、則其書上ケ御江戸へ御下し被為成候、

一、元禄十六末年卯月十五日、二条御番新見彦四郎様、三枝八郎左衛門様御両人、嶋之関方大船貳艘御召被成候処、風つよく松本浦打よせ申候、此方方役人参御断申上候得ハ、小船二て渡海可被成候由、此方小船呼参候間無之故、松本小舟四艘二御召被成候、尤舟賃御定之通松本舟へ相渡し申候、則松本方手形取置申候、舟賃×四百六十四文、

一、元禄十六年末十二月二日、金丸又左衛門様方御廻状箱四通

右之内壹通大津方坂本へ 壹通ハ松本方

壹通深溝方 壹通ハ木濱方

御廻状之留

覚

一、其浦々丸船艀船為改、鈴木金兵衛可相廻候条、可得其意候事、
一、田地養船も焼印可申付候間、弥定之通幅三尺迄二可限候、若隱船仕候もの於有之者可為越度事、

一、浦々流失船多有之、相尋候得共出不申候、向後見のかしに不仕、ひろい留置、大津役所へ可申越候、尤船流失申者も、右役所へ可相断候事、
一、流失船ひらい申もの、或者隱置或ハとき船にいたし申之由相聞へ候、向後左様之者有之ハ可為曲事、

一、兼々申渡候通、難風之節渡海あやうき船有之ハ、其近辺より早速たすけ船出し可申、若早速不出所ハ吟味之上可為越度事、
右之通可得其意候、村付之印二庄屋、船年寄中壹人致印形、順時相廻^(々カ)留り所より大津役所へ可相返候、已上、

未十二月

金丸又左衛門御印

大津方留り打下

堀わり覚

宝永三戌九月十五日

中間分東貳組不殘出ル、

一、風呂屋関

右人数出候分

風呂屋関中不殘出ル筈也、

一、艀四艘

寺町柴や庄兵衛方

一、々八艘、人廿人

尾花川方出ル、

一、々壹艘

八まんや左次兵衛方出ル、

一、々々艘 せたや長三郎方出ル、

✕

右堀ほり二付、所々方樽肴出候分

一、三升樽壺つ 八幡や左次兵衛方

一、三升樽壺つ 本地や忠兵衛方

一、五升樽壺つ 坂本町 山田や五郎右衛門

いたや新五郎
ミのや庄兵衛
さゝや次兵衛

一、五升樽壺つ 橋本町方

一、壺斗入壺樽 魚屋町方

✕

一、坂本町方出ル人数 いたや新五郎
わ田や五郎右衛門
ミのや庄兵衛
さゝや次兵衛

一、橋本町方出ル人数 左二兵衛、同人、七兵衛、小兵衛、市兵衛、
さゝや次兵衛
五兵衛、小兵衛、中野や彦兵衛

右之通、先年方罷出候分也、

一、十七日、大風二而相止候、

九月十七日

一、蔵橋町川口壺所二ほり

一、中間分西式組不残出ル、

一、弥藏殿方昼食、年寄・肝煎役人不残、

一、五升樽式つ 川口町方するめ式把

一、五升樽壺つ 舟頭町方するめ五把

一、艀六艘、人廿五人、尾花川方雇申候、

一、々々艘、観音寺町方

十八日

一、蔵橋町

一、五升樽壺つ 白崎久太夫殿方

一、式升樽壺つ 柴や長兵衛方

一、式升樽壺つ 木や喜兵衛方

一、式升樽壺つ かいほつ村方

✕

一、五升樽壺つ 高荷問屋中の方出ル、

右者堀ほり見廻二参候、

一、十九日、金蔵川口前之さらゑ二埒明不申、中間惣出二いたし、巻ろ

くろ二而ほり申候、

一、廿日、嶋ノ関内ヲほり申候、中間惣出

一、三升樽壺つ 油や善兵衛

古田九兵衛

油や庄三郎

一、五升樽壺つ いせや町方

一、式升樽壺つ いせや孫左衛門方

一、中食 油や作兵衛方

一、壺人 石屋傳右衛門手つたい

✕

右ほり堀之儀二付、御町役人へ窺申候処、玄関へ出候様被仰候二付、次郎左衛門、与二兵衛、忠兵衛、御屋敷へ罷出候処、首尾能被仰付、則九月十五日方普請二かゝり申候、不残仕廻申候而、御家老衆三人へ三升樽壺つ、町役式人へ鳥目五拾文宛持参仕、御礼申上候、長左衛門、伝兵衛被参候、

一、宝永四丁亥年、大津、堅田、八幡三ヶ浦寄合、此節申談候ハ、近年諸売買高直、別而舟材木、鉄物等過分高直故、湖水浦々共二舟持之分困窮二付、依之四月廿六日二北浦今津、海津、塩津、大浦へ申遣上三ヶ浦も竹生嶋へ寄合相談之上、北浦を諸浦運送之諸荷物、有来之舟賃二三割増之儀、諸方へ断申入、同七月十五日をかいつ、大浦塩津より之舟賃三割増取申候、今津浦ハ有来之舟ちん高直故、追而相談有之筈二候、尤米舟賃之儀も諸浦有来舟賃二式合増之願二、東西浦二舟持・問屋へ断二、六月六日、六月廿二日兩度役人罷下、御給知米、商人米之増舟賃断申入候得共、諸方見合居被申、埒明かね申二付、八月九日大津、堅田、八幡を触出し、大溝、舟木、今つかいつ、大浦、塩津、右九ヶ浦大津へ寄合相談之上、御公領米増舟賃之願二相談相究り、其後九月二日を十二日迄、右之浦々寄合有之、口上書相認舟御奉行様へ御願申上度由、舟支配役遠藤弥次兵衛殿郷御手代長沼庄右衛門殿へ御内意申上、石原清左衛門様へ御窺被下候処、御公儀事如何様可有も不存候得とも、諸浦困窮之節二候へハ、御取次被遊可被下之御意二御座候二付、相談之上口上書願之趣指上ヶ候留、尤大津御奉行様へも御願申上候旨、九月廿一日二申上候、則口上書留、

乍恐奉願口上書

一、江州湖水廻船之儀、先年ハ北国筋并江州御蔵入共御年貢米大津御蔵詰御座候二付、浦々を運送仕御定之加米被下置、舟持共渡世仕来り申候、其外北国御給知米大分江州着御座候二付、五百石積迄之大舟所持仕候、然所近年北国筋御蔵入御年貢米大廻し二罷成り、其上御給知米、諸商人荷物共悉ク大^坂廻し二罷成候二付、湖水舟持年々困窮仕、五百石之大舟壹艘も無御座、漸諸浦之内四百石積迄之舟壹艘

有之艀二罷成候、依之壹艘二積可申荷物も小舟二、三艘二も積申候故、猶以手廻し悪敷罷成、其上近年舟材木、鉄物等殊之外高直二罷成候而、新造舟所持仕候儀罷成不申候故、古舟修覆仕、大舟ヲ小舟二造直し、漸々御役儀相勤申候、舟持共困窮仕廻舟年々減少仕、諸浦迷惑仕候、依之乍恐奉願上候ハ、御年貢米御運賃、前々御定之外、今年を少々御増被下候様二御慈悲之御了簡奉願上候、左候得ハ、御給知米并諸商人俵物も相對ヲ以少々宛増賃申請候ハ、浦々舟持共相続仕、御役儀古来之通相勤、尤只今迄之通船御運上銀無滞差上ヶ申様二仕度奉存候、

一、往古を湖水浦々御役儀相勤候品ハ、御代々様御上洛之節、舟持共不残大津江相詰、舟之儀諸御用相勤申候、其外御年貢米運送、日吉御神事、御神輿舟并御役舟、勢多御橋御掛替被為遊候節ハ、渡船新規二造立、諸浦之舟持共勢多江相詰、往還之御用相勤来申候、且又御運上銀儀ハ、元禄三千年より以来年々上納仕候、右之通奉願上候、御慈悲二御運賃加子米少々御増被遊被下候ハ、浦々舟持・舟頭共迄難有可奉存候、以上、

江州湖水諸浦舟持惣代

堅田浦舟年寄

宝永四年亥九月

十兵衛印

又右衛門々

大津浦舟年寄

次郎右衛門々

甚左衛門々

八幡浦舟年寄

九左衛門々

太郎兵衛々

大溝浦舟年寄

清兵衛々

舟木浦舟年寄

六郎右衛門々

海津浦同

助右衛門々

石原清左衛門様

右之通相認、石原清左衛門様へ指上ケ申度奉存、御断奉申上候、已上、

亥九月廿一日

大津百艘舟年寄

次郎右衛門印

甚左衛門印

雨宮庄九郎様

雨宮源次郎様

宝永七年寅七月廿七日御順見

一、嶋田藤十郎様

御宿斧や弥市

一、高井作左衛門様

同摂津国や五兵衛

一、寛助兵衛様

同沢村藤兵衛

覚

一、八拾六艘

百艘船株

内十式艘者式百石積

此御運上銀百貳拾匁 但壹艘ニ付拾匁つゝ、

七拾四艘、百六拾石を百九拾八石積迄

此御運上銀六百貳拾九匁、但壹艘八匁五分つゝ、

右之通大津百艘船困窮仕、十四艘ハ減少仕候、然共船株御座候ニ付、

御役儀ハ相勤申候、

右之外百艘下知随家職仕候船之分

一、貳拾三艘

但三拾石を四拾九石積迄、狛船共

此運上銀百貳拾貳匁五分

一、百拾壹艘

大小艀舟

此御運上銀貳百九拾壹匁五分

外

小艀舟七艘

田地養船

右之通安井平内殿江書付差上ケ申候、

宝永七年寅三月、八幡千か商人中増船賃之儀、川口町かい津や市兵衛挨拶被致、双方得心之上相済、依之八幡商人中一札より被申相認遣し候留、

一札

一、干鰯荷物船賃之儀、諸浦三割増相調申請候、八幡町之儀ハ三十八年以前、從御郡代様之御裁判書并五年以前私共方を手形有之ニ付、増運賃御得心無之段、御尤ニ存候、然共舟持困窮迷惑仕候ニ付、挨拶ヲ以当分御救銀被下、忝存候、然上ハ荷物念を入無滞早速積送り可仕候、勿論諸色下直ニ成候ハ者、御裁判書之通之舟賃ニ而、無相違運送可仕候、為後日手形仍如件、

大津百艘舟持惣代

宝永七年

茂太夫印

寅三月

同

与次兵衛印

同

忠兵衛印

同

吉兵衛印

挨拶人

海津屋

市兵衛印

八幡町

商人衆中

挨拶済口之覚

一、干鰯荷物駄貳二付、元舟賃九分五厘二而候所、

但此度方三割増貳分八厘五毛之内

壹割分ハ前銀御借歩合を以了簡

右之通挨拶を以、如此相済申候、以上、

寅三月

八幡町

商人衆中

挨拶人海津屋

市兵衛印

一、宝永四亥年東海道宿々就困窮御願申上、道中駄賃・人足賃・船賃御増被為下之旨御願申上、被為下之候、但東海道ハ三割増、中仙道ハ貳割増二被為仰付、江戸道中御奉行、安藤筑後守様、石尾阿波守様、萩原源左衛門様、杉岡弥太郎様、右御屋敷へ御礼二宿々方も参上仕候、大津馬借、百艘方参上仕候、

馬借方

忠助

百艘方

善三郎

宝永四亥七月朔日方

一、荷物駄貳拾九文、乗掛下拾九文、人老入拾文

右之通被為下候事、

宝永八年卯四月廿二日、貳割増舟賃御触書之留

蒲生、神崎郡之内、村々湖水増舟賃指出申間敷由二而、江戸迄御訴訟二罷下候、然処御勘定所方我等方江被仰付候者、右滞之分外並貳割増為請取候様二与御下知有之候間、此段村々へ申達、前方滞之分

請取之、向後貳割増之積り弥相違無之候間、其心得可有之候、若差支之儀有之候者、早々可申出候、以上、

卯四月廿一日

石原清左衛門御印

追而此書面浦々写取、近辺最寄浦々江急度通達可有之候、尤村下二船年寄名印いたし可被相返候、以上、

大津

堅田

八幡

大溝

舟木

今津

海津

大浦

塩津

右御触書之趣奉拝見候、

右之御触書浦々へかいつ助右衛門、かたゝ又右衛門持廻り被申候、印形取申され候、

(貼紙の下之墨書)

「書面之江州湖水増運賃之儀二付、私領方百姓寺社出雲印、奉行衆江訴状差出候付、吟味被致候趣、評定所一座 近江印」

書面之江州湖水増運賃之儀二付、私領方百姓寺社 出雲印

奉行衆江訴状差出候付、被致吟味候趣、評定所一座 近江印

之衆中江申聞候間、書面之通四給之百姓所之私領 大隅印

之通、運賃差出候様可被相心得候、断者本文二有之 藤右衛門印

候、以上、

卯三月

右者湖水浦々々大津着米石運賃有来運賃二、式割増積り船持共奉願、則願之通被仰付候、然処蒲生、神崎郡之内難渋之村々有之、江戸江訴訟ニ罷下り候付、遂吟味候趣再応御勘定所江相窺候処、書面之通御下知有之候間、奉得其意式割増之積運賃一同ニ可請取候、此旨諸浦船持共江可相達候、以上、

正徳元年卯五月

石原清左衛門

湖水浦々船持惣代

堅田

大津

八幡

大溝

船木

今津

海津

大浦

塩津

右浦々
船持中
年寄

一、御肴 三種 鯛老折 白台載テ

鰯老連

昆布式束

右者殿様江

佐藤十藏殿

御家老衆

西谷武知衛門殿

樋口唯右衛門殿

右鳥目式百足宛

檜崎仲右衛門殿

右同断

上坂条右衛門殿、外二条右衛門殿金子百足、是ハ前度

遣候、

三宅弥右衛門殿

右鳥目百足つゝ、

御組衆拾八人

右鳥目式百文つゝ、

門番兩人式百文つゝ、

家老衆家来同断

仲右衛門殿家来同断

正徳三年巳十一月

当津御奉行古郡文右衛門様江百艘船御高札往古之通御願申上、町役上坂条右衛門殿迄御断申処、御取次ヲ以首尾克御高札被為下置候、御文言之儀古格御改成被下候、尤町役三宅弥右衛門殿へも申入候、此節舟支配役檜崎仲右衛門殿御病氣ニ付、御断申入候迄二有之候、御快気存弥々文言之訳なとも仲右衛門殿御吟味有之候事、

右御高札為御祝儀旧例之通、

一、鳥目 五百疋

一、御樽 壹荷但巻樽ニして壹

一、生鯛老折 殿様江

一、鳥目百疋宛

佐藤十藏殿

西谷武知衛門殿

樋口唯右衛門殿

檜崎仲右衛門殿

一、金子百疋つゝ

上坂条右衛門殿
神尾斧右衛門殿

右御証文此節何角中間取紛候事有之、御願不罷出延引二及候、此以後御奉行様御代り之節ハ、御高札御証文一度二相願候様二、以後之役人其心得可有之ため、如此書付置候、以上、

一、正徳四年九月、寄合之上遂相談、大津ノ湖上諸浦へ積送り候諸荷物運賃、去巳年相増候得共、干鰯荷物之儀ハ八幡向之増賃、寅之年三割増年数間も無之内、又々断申入ル事今ノ延引可然旨有之二付已之年其分打過、依之干かまし舟賃午九月ノ八幡商人中断申入、則惣代蚊屋、長右衛門殿へ相頼、未年至り別而八木沓石^(駄カ)二付銀貳百目位相場二有之故、段々相願未之九月朔日ノ干鰯荷沓太二付三分宛増賃申請候、則八幡商人へ証文之留書、

証文之事

一、干鰯荷物之儀ハ、先年御郡代様御定之御証文有之二付、六年以前寅之年諸浦船賃増銀申請候節茂、八幡町二ハ御得心不被下候へハ、百艘舟持及迷惑候二付、色々御願申上、大津海津屋市兵衛殿挨拶ヲ以諸色下直二罷成候迄、御救銀申請候、然共夫ノ以来打続段々諸色高直二罷成、舟持相立不申候二付、此度増舟賃御願申上候得共、猶以御同心難成段御尤奉存候、然共舟持及困窮難儀仕候二付、達而御願申上、御了簡を以、当末九月より来ル亥之年迄五ヶ年限、干鰯荷物沓駄二付三分宛御救銀被成被下忝奉存候、然ル上ハ、五ヶ年相済候

ハ、^(貼紙)「此度之」増銀御引下ケ可被成候、其上諸色下直二罷成候ハ、右御定之外之御救銀ハ引下ケ運送可仕候、尤御荷物ハ随分念之入積送り可仕候、為後日之証文、仍而如件、

大津百艘舟持

惣代

正徳五年未八月廿四日

又助印

同

権右衛門印

八幡町

商人衆中

乍恐書付を以奉願上候

江州湖水廻り新田凡三拾万石出来并塩津ノ敦賀迄往来荷物賃銀下直二仕度御願、

一、江州塩津之川迄越前敦賀川道法五里之間二、土地之高下凡五拾間敦賀表ハ低御座候、右塩津川深坂山南西ノ湖水流入、敦賀之川ハ深坂山乾之方谷々ノ出、北ノ大海へ落込候、両川之境深坂山之麓南西集福寺村之辺ノ、乾之方駄口村之辺迄山之底を廊下掘抜、湖水を北海江拔落申積り、川幅三間、水足三尺二定申様二普請可仕候御事、

一、三四拾年以前ノ湖水西北嵩八尺有余増候二付、先年瀬田川浚之御普請御座候得共、水會而以減少不仕候、依之古田夥敷水底二罷成候、私共奉願通り川浚被為仰付被下置候ハ、湖水面凡八尺減少仕候、然則凡新田三拾万石宛、永代助力二罷成候、尤新田私共江被為仰付次第二指上ケ可申候御事、

一、右御普請之儀ハ、以自力仕可申候、尤川筋之田地用水之儀ハ、毛頭事欠不申候様二、所々二溜池・伏樋井^(堰カ)・碓^(堰カ)等を拵、少も手支無之様二普請可仕候、尤成就仕候迄家賃指上ケ請人相立可申候御事、

一、右浚候両川へ、式拾石積之高瀬舟ヲ入、両川堺深坂山峠三拾町余馬足二而も附越候得ハ、只今之賃銀半分二而心安往來仕候得ハ、自ラ物毎下直二罷成、京、大津、伏見、大坂ハ不及申、近辺之在々迄大二賑、諸商人ニ至迄、広太之助力罷成候御事、

一、右両川筋近辺之在々ノ百性并只今迄二問屋・商人所迄内証対談仕候処、聊相障候儀無之候旨、則相對之帳面相認置候御事、且又此御運上之儀、普請出来之上御見分奉請、御指図次第第二御運上可奉指上ケ候御事、

右之通相違無御座候条、委細絵図并仕様帳別ニ所持仕候、御慈悲之上被為仰付被下置候ハ、新田明年ノ植付仕候様ニ普請可仕候、御吟味之上被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

享保四年亥五月

前方ハ呉服町二丁目只今ハ

本石町三丁目長崎屋ニ罷有候

中川六左衛門

江州湖水廻り新田取立度旨、此度江戸町人中川六左衛門と申もの願出候由、指障候儀も無之哉、遂吟味申越候様ニ御勘定奉行中ノ申來候、各御代官所之内湖水端ニ有之村々并掘抜之場所等、障無之哉被致吟味委細可被申越候、願人持出候書付一通写指越候、

一、湖水端ニ有之村々私領之分并郡村名とも右吟味之節被聞合、書付可被指出候、以上、

七月十九日

諏訪肥後守印

山口安房守印

古郡、多羅尾、内山、角倉、上林

一札之事

一、今度京町通和泉町ノ九軒町筋江流候溝落口惡敷、隣町難儀仕候ニ付、百艘中平蔵町へ願申、材木町次郎兵衛、高見町久左衛門、両側四間程之間新法二溝ヲ付、水通シ申候、万一以後二至テ百艘船入又者平蔵町通り之害二成申候ハ、先規之通溝付直シ可申候、依之此度平蔵町溝橋ヲ、隣町立合石橋二掛替申候、以來破損之節ハ隣町立寄修復可仕候、且又小舟入堀鑿在之節ハ、隣町ノ相応之手伝出シ可申候、為後日一札如件、

和泉町年寄

元禄八年亥十一月三日

徳左衛門印

九軒町年寄

作十郎印

高見町年寄

五兵衛印

材木町年寄

三右衛門印

伊勢屋町年寄

九右衛門印

百艘衆中

右之一札平蔵町ニ有之、享保九年辰閏四月廿九日ニ写之ヲ置候、一札ハ平蔵町へ預ケ置者也、

一、享保九年辰九月、神崎郡能登川浦問屋彦太夫方ノ被申越候ハ、去卯ノ冬、当辰春御城米大津迄運賃米儀、村方ノ百石ニ付壺石八升ト申上候処、石原清左衛門様方御公儀御帳面百石二而六斗ト有之候間、四斗八升ハ取戻し候様ニ被仰渡候間、右之分指戻シ呉候様ニと八幡大津へ断被申候義、先年増運賃御願申上候故、高壺石八升請取來候段、三ヶ浦寄合相談之上返答申候得ハ、檜崎仲右衛門殿方御帳面六合ト有之候得者、三ヶ浦断立申間敷候ト達而御申被成候得共、前々

の六合ハ公儀に被下、四合八勺ハ百姓中へ被差出候義、紛無之二付、段々三ヶ浦寄合相談之上、何分ニも戻し候てハ御給知米運賃之妨ニも成申候故、右段彦太夫へも返答之上、此節船御奉行桜井孫兵衛様迄、宝永年中御城米増運賃石原清左衛門様御取次を以、江戸御勘定所へ被仰達、増賃相叶候願書写仕、桜井孫兵衛様へ辰十月三日ニ書付差上ヶ申候留書、則九ヶ浦帳面之中へ書拔、此留帳ニ写入候趣、左ニ記之候、

乍恐以書付奉願候覚

江州 志賀 高嶋 浅井 坂田 郡之内
蒲生 栗太 神崎 野洲

一、江州湖水浦々舟持共、諸色高直ニ御座候故、連々困窮仕候、其上近年船材木鉄物等大分高直ニ罷成、造替舟并修覆舟ニ茂入用多ク懸り迷惑仕、舟数も致減少、渡世難儀仕候ニ付、去ル亥九月中以書付奉願候通、湖水浦々江出申候御城米、大津着御運賃之儀、先年御請負申上候員数之外、向後式割宛御増被下候様ニ奉願上候、尤御城米之儀ハ少分ニ御座候得共、御給知米、商人荷物ニも右之格を以増賃申請候様ニ仕候得者、悉ク甘ニ罷成、舟持共相続仕、御運上銀無滞指上并御役船有来之通無恙相勤申様ニ仕度奉願上候、且又御城米御運賃之儀、湖水遠近ニより多少御座候御事、

一、湖水浦々諸舟御運上銀指上候儀、先年ハ無御座候得共、十九年以前辻弥五左衛門様舟方御支配之節、丸子舟石積百石ハ百四拾九石迄迄ハ銀七匁五分宛、大小之船此格を以毎年指上ヶ申候、艀舟ハ幅三尺以上舟相応ニ御運上、年々上納仕候、其節右御運賃米之儀御願申上度見合罷有候処、近年困窮之上諸色高直ニ罷成、至極迷惑仕候故、又々此度御願申上候、湖水舟之儀ハ、他国之通用不仕「候御事」、
一、往古ハ御公儀様御役舟相勤来候品ハ、御代々様御上洛之節浦々大

津江相詰、諸御用相達申候、日吉御神事神輿船并御奉行船、勢多御橋御掛替之節渡船、新規ニ造立往還御用浦々ハ相勤申候御事、右之通被為聞召分、御城米御運賃願之通式割宛御増被下候得者、大勢之甘ニ罷成申候間、御慈悲之御料簡を以宜敷様ニ御沙汰被成下候様、奉願候、以上、

宝永五年子九月

江州湖水浦々惣代親浦
堅田浦舟年寄
十兵衛印
同

又右衛門印
大津浦惣代

次郎右衛門印

同

甚左衛門印

八幡浦惣代

九左衛門印

同

太郎兵衛印

石原清左衛門様

右之通願上、御運賃式割増御城米ハ子年ハ被下請取申候、御給知米、商人米之儀ハ、来ル丑ノ五月朔日ハ式割増請取申候、

江州御年貢米大豆湖水諸浦ハ大津迄積送り申候御運賃、去子年以後御請負申上候覚

一、浅井郡

塩津浦 飯浦 片山浦
早崎浦 大浜浦 南浜浦

一、坂田郡

世継浦 長浜浦

一、高嶋郡

西浜浦 海津浦 貫川浦 知内浦 五十川浦 舟木浦
針江浦 馬原浦 今津浦 藁園浦

〔貼紙〕
「右浦々々大津迄」

御城米百石二付運賃米壹石貳計宛^斗
御給知米も御城米ト同直段

一、高嶋郡

大溝浦

御城米百石二付運賃米九斗六升宛
御給米も御城米ト同直段

一、志賀郡

大物浦 和邇浦 木戸浦

御城米百石二付運賃米七斗貳升宛
御給知米も御城米ト同直段

一、栗太郡

志那浦 矢橋浦

御城米百石二付運賃米三斗六升宛
御給知米も御城米ト同直段

一、野洲郡

野田浦

右浦々々大津迄御
城米百石二付運賃米九斗八升四合

内 六斗八御公儀様被下候
三斗八升四合八百姓中請取申候

是ハ去ル子年迄ハ御城米百石二付五斗八御公儀様被下候、三斗貳升八百姓中請取、都合八斗貳升二而御座候、子年以後貳割増九斗八升四合二御座候、

右浦々大津迄御給知米百石二付運賃米壹石壹升宛

但御城米と御給知米ハ運賃前々々相違御座候、

一、野洲郡

杉江浦 赤野井浦

右浦々々大津迄
御城米百石二付運賃米三斗六升宛
御給知米百石二付三斗八升五合宛

一、蒲生郡

八幡浦 常楽寺浦 江頭浦

右浦々々大津迄
御城米百石二付運賃米壹石八升宛
御給知米百石二付運賃米壹石貳斗宛

但御城米ト御給知米ハ運賃前々々相違御座候、此儀ハ左之通

二御座候、

一、百石積船壹艘 八幡浦 常楽寺浦 江頭浦

此御運賃米壹石八升 子年以前八九斗二而御座候得共、御願申上壹斗八升御増被下候、

内 六斗八御公儀様被下候、
四斗八升八百姓中請取申候、

是ハ子年迄ハ御城米百石二付五斗八御公儀様被下候、四斗八百姓中請取、都合九斗二而御座候、子年以後貳割増壹石八升二御座候、右三ヶ浦之儀ハ外之浦と違、十四五町余入江湊二而、舟積勝手悪敷御座候故、御公儀様被下候外、書面之通百姓中請取申候、此儀往古請取来り申候、

一、百石積船壹艘 右浦々

御給知米貳百五拾俵積申筈、但壹俵二四斗入之筈二候へ共、
四斗貳升八斗五升迄入申候、

此運賃米壹石貳斗之筈、但貳割増入申候積り、

右之通御給知米ハ百石積之船二貳百五拾表積申筈二候得共、壹俵之升目多繩俵之重目有之、貳百五拾表積候へハ、舟足沈、尤荷高二御座候而渡海不罷成候故、貳百貳三拾表宛積申候、凡壹艘平均貳百貳拾五俵程宛積申候、米壹表平均升目四斗三升入二仕候得者、右貳百貳拾五表之本石九拾六石七斗五升二而御座候処、左様無之壹表四斗入之勘定二而運賃米御給知方請取申候、指引仕候得者、六石七斗五升之運賃米、舟持共損二而御座候、爰を以往古より御城米と御給知米少々相違之所も御座候得共、舟積仕候得者内証相違無御座候、

一、湖水舟持共近年困窮仕、御役船等茂難相勤様二罷成候故、御城米運賃貳割増之積り御訴訟申上候処、去子年分願之通御増被下之旨、去丑四月中被仰付候、此段御給知方へも御断申上候而、丑五月朔日

方悉々御城米並之増賃請取申候、舟持困窮仕候二付、諸商人江相對仕諸荷物二少々近年増運賃銀申請候、

一、越前御城米高嶋郡海津浦方舟積仕候、右御運賃跡々百石二付壹石四斗二而御座候処、当寅春馬場源兵衛様御代官所御訴訟申上、式割御増被為下壹石六斗八升二被成下候、江州御年貢米八壹石貳斗二而御座候、

一、橋舟之儀、渴水之年八用、満水之年八入不申候、賃米も浦々不同御座候、御城米之分ハ百姓中ハ指出シ、御給知米ハ御地頭方ハ出申候、併百姓ハ出申村方も有之由承申候、此儀舟持共恥与存不申候、右之通浦々ハ大津着御運賃米先達而申上候通相違無御座候、猶又委細吟味仕、書付指上可申候、已上、

宝永七年寅十一月

江州湖水浦々舟持惣代

志賀郡堅田舟年寄

十右衛門印

十兵衛々

志賀郡大津舟年寄

次郎右衛門々

甚左衛門々

蒲生郡八幡舟年寄

九左衛門々

太郎兵衛々

高嶋郡大溝舟年寄

清兵衛々

同郡舟木舟年寄

作右衛門々

同郡今津舟年寄

左近右衛門々

同郡海津舟年寄

九左衛門々

石原清左衛門様

右之通石原清左衛門様湖上船御支配之節、御城米増運賃之儀度々御願申上、江戸御勘定所江被仰達被下、船持共願之通式割増被下之去卯年迄御城米御運賃、前書之通御米壹石二付六合ハ御公儀様より被下、四合八勺ハ百姓中ハ被指出、都合壹升八勺之運賃を以積廻候段、少茂相違之儀不奉申上候、然ル処、神崎郡之儀前々ハ御公料有之候得共、年経御給知二相成り、御城米能登川浦へ津出し無御座候処、去卯年石原清左衛門様御支配之御米出申、前々之通之御運賃を以積廻候処、今度能登川浦問屋彦太夫方ハ御城米御運賃御公儀様ハ六合と被仰渡候、四合八勺舟持共ハ指戻し候様被申候、右御運賃野洲蒲生兩郡同格、前々より之誤、段々断申候得共、百姓中得心無之旨被申立候、往古ハ運送仕来候御運賃、今度戻候品二罷成候得者、隣在之郡浦々ハも相移り、舟持共ひしと相続不仕候、然ル上、問屋彦太夫又ハ百姓中ハ右之段御訴被申上候儀二も可罷成哉と奉存、乍恐有来之通、以書付奉御披見入候、御慈悲之上舟持共相続仕様、御下知奉仰候、以上、

享保九年辰十月

助右衛門々

浅井郡大浦舟年寄

次右衛門々

同郡塩津舟年寄

市右衛門々

堅田浦舟年寄

十兵衛印

又右衛門印

大津浦舟年寄

平左衛門印

又助々

八幡浦舟年寄

桜井孫兵衛様

九左衛門々々
弥兵衛々々

一、百艘年寄之内、向後隱居致候ハ者、其人存生之内ハ大中間並小組ノ
之二季之祝儀、勤役同然ニ遣之可申候事、

一、年寄之内死去仕候ハ、為香奠鳥目壹貫、肝煎之死去ハ五百文可
遣之候、尤小組ノ之香奠も可為同然事、
右之通相定置者也、

享保十年巳卯月卅日

享保十年十一月中旬寄合之砌、惣而塩荷物舟賃之儀、其余之荷物
ノ舟賃下直ニ古来ノ究メ有之二付、塩之船賃斷申、五割計上ケ申
度、相談之上、八幡町商人中へ蚊屋之七右衛門殿方ヲ以斷申入、翌
年ノ春夏二両度罷越、勿論塩や中へも相廻り段々斷申談シ被聞
届、同享保十一年五月二塩壹駄ニ付五分ツ、ヲ、三割増六升五分ツ、
二、同六月朔日ノ相成り、八幡之町埒明候上二而、田中、江頭、常
樂寺、能登川、右浦々塩屋又ハ問屋中へも申達候、則此砌前々之通
証文望被申遣候と留書、左ニ有之候、

証文之事

一、近年船材木高直ニ成り、舟中間迷惑致シ候ニ付、大津ノ八幡町江
積送候塩荷物運賃御増シ被下候様ニと、去冬より段々御願申上候処、
塩運賃之儀古来より外之荷物ノ下直ニ相極候訳、銀狂之節茂毎度中
間より証文進之納置候訳、時節柄諸商^内無之、御商人中ニも御難儀
之筋ニ而、旁以御得心難被成旨被仰聞、重々御尤奉存候、依之諸色
下直ニ成申候節ハ、何時ニよらず早速相さけ可申候、先当分之御救

と思召、御増被下候様ニと達而御願申上候得ハ、御了簡を以塩荷物
壹駄ニ付壹分五厘増シ、向後六分五厘ニ被成被下忝奉存候、然ル上者、
御荷物別而念を入渴水之節ハ舟脚輕ク遊艇等も掛り不申様ニ可仕候、
勿論材木之外諸色下直ニ成申候ハ、早速引下ケ、先年之通ニ而運
賃ニ而積送り可申候、為後日証文仍如件、

大津百艘年寄

惣代

享保十一年五月廿二日

六兵衛

々

甚左衛門

々

太左衛門

八幡町

商人中

一、享保十五年戊極月十九日^{堅田釣獵師}和邇^{和邇釣獵師}出入之儀、百艘と比良村、小松
村立会、取扱申様ニ白沢竹右衛門殿方被仰付、則取扱申所、双方申
分つよく、極月末ニ成候故春ニ成立会、正月十九日取掛り、同廿七
日ニ相済候済証文之留、

済状之事

一、去冬堅田村釣獵師釣舟糸共ニ和邇村鮎獵師へ引とられ、御訴訟被
申上候由、和邇村方ハ引取不申候得共、堅田村方被預ケ之旨返答被
申上候ニ付、旧冬段々御吟味之上、来春御檢使可被遣候間、夫迄ハ
双方共ニ論場之獵儀相止候様ニ被仰付候、依之大津百艘、南比良村、
北比良村、北小松、右四ヶ所方罷出取扱申、右之船并獵道具扱中へ
受取、堅田村へ相渡、水中ニ^釣糸沈是あらは、釣中の方取上ケ被受取
候筈ニ事相済、獵業之儀ハ去春御裁許ニ而相済申候通、双方ともニ

被相守候筈ニ御座候、

右之通、双方取扱、得心之上相済申、連判仕差上ケ申所、仍而如件、

享保十六年亥正月廿七日

扱人大津百艘船持

年寄

甚左衛門印

同

六兵衛印

同

次郎兵衛印

同

小三郎印

惣代

仁兵衛印

扱人南比良村

市左衛門印

同

弥三郎印

小松

加右衛門印

訴訟人堅田釣獵師

年寄

弥兵衛印

同

太兵衛印

惣代

彦右衛門印

相手和邇村鈔獵師

太右衛門印

弥右衛門印

五郎右衛門印

六右衛門印

彦右衛門印

源八印

彦右衛門印

同南浜村獵師惣代

六兵衛印

忠右衛門印

長兵衛印

右之通相認、船奉行鈴木小右衛門様へ一枚、京都御奉行様へ一枚、

双方へ一枚つゝ、百艘へ一枚取之置候、

(裏表紙)

八番

百艘中

四、「万留帳」安永三年（断簡）

（前欠）

安永三年

午七月八日

御奉行様

大津百艘舟年寄

治郎右衛門印

同

三郎兵衛印

乍恐口上書

一、大津橋本町大橋詰ニ御建被下置候船御高札、御印紙、御書替被成下候様、先達而西御役所江奉願上候所、右御高札、御印紙頂戴仕難有奉存候、乍恐御届奉申上候、以上、

安永三年

午七月八日

御奉行様

但し御届御廊下ニ而御公事下村田文蔵様

右御高札御礼、左二記、

西

一、山村信濃守様

金子貳百疋、目錄台載さけ札付

東

一、赤井越前守様

右同断

西御公事方

中井孫助様

金子百疋、折へき二のせ

入江吉兵衛様

同

不破伊左衛門様

同

但し御高札掛り二付、為着代金子百疋進上、

東御公事方

加納小十郎様

金子百疋、折へき二のせ

木村九郎兵衛様

同

石嶋五三郎様

同

西御公事下

村田文蔵様

金子百疋、折へき二のせ

乍恐口上書

一、先達而御訴奉申上候船御高札、御印紙、京都西御役所ニ而頂戴仕、只今罷歸り申候二付、御訴奉申上候、以上、

安永三年

午七月九日

大津

御役所

御取次

多胡甚助様

大津御組御目付

川嶋宗右衛門様

銀壹両つゝ、

同柿沼源太様

同

但し御高札書替二付御届申候二付「一」、

橋本町小歩へ鳥目貳百文遣ス、

七夕御礼

一、石原清左衛門様 手札計御玄関迄

元々

井上喜平次様 手札計

町掛

徳田佐五右衛門様 同

同若山彦市様 同

服部段治様 さし鯖三さし

御門内外御手代衆、手札計

御組中不残手札計

右之通半左衛門、六兵衛相勤申候、

乍恐口上書

一、先達而御届奉申上候御高札場所普請出来仕候二付、此段乍恐御届奉
申上候、以上、

安永三年

午七月廿四日

大津

御役所 両目附へも御届申候、

但し御高札場所出来、御高札掛候由、橋本町年寄

二届申候、

右二付、御目附へ御礼、左二記、

川嶋惣右衛門様 銀壹両

柿沼源太様 同断

(貼紙)
大津

百艘組

和泉町 六右衛門

北保町 嘉右衛門

今嵐町 太右衛門

蔵橋町 与八郎

橋本町 源兵衛

同町 源助

升屋町 善兵衛

川口町 市兵衛

尾花川町 源六

源六

例年之通湖上船増減相改帳面二記、来月六日〆十日迄可致持参候、

遅滞有間敷候、此配符致請印早々順達、留り所可相返候、以上、

大津

御役所印

大津始り長沢まで

右浦々

庄屋

午七月廿六日

大津

御役所印

大津始り長沢まで

右浦々

庄屋

舟年寄

其浦々船員数、持主名前、借り船貸船共得と被致吟味、且亦先達而廻浦之節被相願候、新造并二寸尺相違有之改直候分共、不洩様帳面二記可被差出候、尤船方之儀能存候もの、右船帳面持参差出候様可被致候、此添廻状共昼夜不限早々致順達、留り所可被相返候、以上、

大津御役所

午七月廿六日

服部段治印

大津浦の伊庭浦迄

右浦々

庄屋

舟年寄 中

貸舟屋

同御廻状式通

松本始り伊庭まで

一、七月晦日、生ケうなき式本、三升樽壱ツ、八町旅籠屋中へ持参、

西 京都八朔御礼

一、山村信濃守様

金子三百疋、台二のせさけ札付

御家老

上田弥惣右衛門様

御用人

森与兵衛様

倉田巖右衛門様

取次

安藤九七様

用人

小林増兵衛様

赤城文蔵様

国見弾七様

須藤文右衛門様

右者銀壱両宛

東

一、赤井越前守様

金子三百疋、台二のせさけ札付

御用人

中村吉右衛門様

井口嘉左衛門様

東原宗助様

高田宗兵衛様

岡本治右衛門様

河野庄左衛門様

愛知長左衛門様

取次格奥家老

桜井利平治様

右者銀壱両宛

西御公事方

中井孫助様

入江吉兵衛様

不破伊左衛門様

右者金百疋ツ、

西御公事下

古西	村田文蔵様	
古千	浅賀源左衛門様	
三	杉原市右衛門様	
古千	吉田要祐様	
古西	平川伴蔵様	
	嘉家郡蔵様	
	右者銀壹両宛	
	東御公事下	
池	加納小十郎様	
池	木村九郎兵衛様	
池	石嶋五三郎様	
	右者金百足つゝ	
	東御公事下	
池南	脇山源四郎様	
池北	中川滋右衛門様	
池中	寺田官左衛門様	
池西	森孫六様	
池南	中尾彦兵衛様	
池北	藤井才治郎様	
	右者銀壹両つゝ	
三	前田忠治郎様	金百足
池南	早沢孝太郎様	手札計
	上町代中	鳥目五拾足
	下町代中	同断
	小番中	鳥目廿足

	是三口分八町代部屋二而渡ス	
	西御門番	鳥目廿足
	東御門番	同断
	西中番	同断
	東中番	同断
	奥田九右衛門殿	銀壹両
	宿喜右衛門殿	鳥目廿足
	内義へ	拾足
	下衆へ	廿足
	追分丸屋へ	拾足
	山科大津屋へ	拾足
	油小路松原上ル東かわ	
	田内彦治郎殿	銀貳両
	油小路三条下東かわ	
	藤沢傳六殿	銀壹両
	宿よし屋老軒置上るなり	
	佐々木久八殿	鳥目廿足
	金子三百足	貳ツ
	金子百足	七ツ
	銀貳両	壹ツ
	銀壹両	三十
	五百文	貳ツ
	三百文	五ツ
	貳百文	三ツ
	百文	三ツ
	手札	十三枚

当所八朔御礼

一、石原清佐衛門様 金子貳百足、台二のせさけ札付

元々

井上喜平治様

町掛り

徳田佐五右衛門様

同

若山彦市様

同書役

牧野恒右衛門様

舟方

服部段治様

右者金百足つゝ

北出利八殿 銀壹両

服部氏男衆

東御門番吟助殿

西御門番民助殿

右者鳥目廿足つゝ

外二「」助又廿足

小頭

多胡甚左衛門様

高田武左衛門様

御目附

川嶋惣右衛門様

同

柿沼源太様

右銀壹両つゝ

惣年寄

矢嶋藤五郎殿

小野又三郎殿

町代

堀伊三郎殿

遠藤仁右衛門殿

右者銀壹両つゝ

肝煎

山本助九郎殿

吉本孫惣殿

右者鳥目廿足つゝ

白崎久太夫様

小室御蔵

平蔵町年寄

御蔵三軒

右八手札計

其外御手代衆、御組中、不残手札にて相勤、

金貳百足 壹ツ

金百足 五ツ

(以下、欠)

五、「万留帳」天明四年（断簡）

（前欠）

四月廿四日、山王御神事役船

御名代船 勘三郎

御奉行船 平助

御供船 用助

台所船 忠八

四ノ宮

惣政所船 太郎兵衛

児船 庄兵衛

三井寺

政所船 市兵衛

用意船 治兵衛

年寄船 廻り 十助

御見舞 次郎右衛門

三郎兵衛

御馳走 東七兵衛
小兵衛

一、五月九日、御茶壺御廻状式通

内壺通ハ野洲郡木濱始 貳百文賃せん

同壺通ハ野洲郡小田始 三百文同断

但し賃銭×五百文、庄やへ申し遣ス 飛脚川口市兵衛参り、

五月節句御礼

一、石原様へ青銅百疋

元×徳田祐五右衛門様へ

若山彦市様

田中龍右衛門様

町役内堀伴九郎様

牧野左一兵衛様

舟方服部丈右衛門様

右へ鳥目五百文つゝ、

其外御番内御手代衆、同心衆不残手札二而相勤ル、竹内、北出共、

三郎兵衛、清次郎勤ル、

辰四月廿二日

牧野越中守様 江戸御下向

但し追分迄前晩参り、翌朝御出迎相勤、清次郎、六兵衛

一、例年之通湖上船増減相改帳面二記、来月朔日_{（返）}十日迄二持参可致候、
遅滞有間敷候、此配符令請印昼夜不限早々順達、留り所可相違候、
以上、

大津

六月十五日 御役所印

右廻状 大津浦始り長沢迄 壺通

同断 松本浦始り伊庭迄 壺通

追而本文帳面月付之義ハ、八月与相認可差出候、以上、

去卯八月已来船増減造替等有之浦々并貸船屋共、去卯年相廻シ候案
文之通、其訳別紙書付舟帳面ニ相添可被差出候、此廻状共早々順達、
留り所より可被相返候、已上、

六月十五日

服部丈右衛門

大津浦々長沢迄

右浦々

庄屋

舟年寄 中

貸船屋

一、例年之通素麵廿把

三井寺暑氣見舞致至來候事、

六月八日、暑氣御見舞

東

丸毛和泉守様 金子貳百疋、白木台ニ乗下ケ札付

御用人

蓮治太夫様

皆川安右衛門様

中嶋半右衛門様

御取次

小嶋勇四郎様

増田四郎兵衛様

生田武右衛門様

三田為右衛門様

右者手札計

御公事方

池 木村九郎兵衛様

々 石嶋五三郎様

々 草間源五左衛門様

二軒やし西尾新太郎様

右者差鯖三さしつゝ

御公事下

池 寺田官左衛門様

池 中尾彦兵衛様

々 藤井才次郎様

々 喜多尾八郎右衛門様

々 末吉新五郎様

々 福井忠右衛門様

々 栗山庄蔵様

々 松田郷左衛門様

右者手札計

々 早沢幸太郎様

右同断

西

土屋伊予守様 金子貳百疋、白木台ニ乗下ケ札付

御家老御用人兼帶

森治兵衛様

御用人

奥村定四郎様

村上又兵衛様

森丹下様

御取次

黒瀬喜内様

周吉六様

須藤文右衛門様

若林友七様

羽山勇右衛門様

右ハ手札計

御公事方

三 入江吉兵衛様

古 不破伊左衛門様

々 手嶋郷右衛門様

々 真野八郎兵衛様

右ハ差鯖三さしつゝ

御公事下

古 村田文蔵様

三 松井忠蔵様

古 嘉冢郡蔵様

々 辻次三郎様

々 村山奥右衛門様

々 千賀与惣右衛門様

三 大塚多右衛門様

右ハ手札計

田内彦次郎殿

奥田九右衛門殿

若狭屋八兵衛殿

右ハ差鯖式さしつゝ

メ差鯖三拾さし

内三さしつゝ 八ツ

又二さしつゝ 三ツ

手札四十三枚、下ケ札式枚、御長前式枚

右之通三郎兵衛、六兵衛、継上下二而相勤ル、供十介、ヤトイ清八

六月五日、当所暑氣御見舞

石原清左衛門様 素麺三十把、白木台ニ乗せ下ケ札付

元メ

徳田佐五右衛門様

若山彦市様

田中龍右衛門様

牧川佐一兵衛様

内堀伴九郎様

服部丈右衛門様

右ハ素麺廿把宛

北出喜八殿 手札計

小頭

多胡甚左衛門様

小頭格

岡田六右衛門様

目附

川嶋惣右衛門様

柿沼源太様

宮川幸左衛門様

右ハそうめん十五把つゝ

此外組中不残手札二而相勤、

御門内御手代衆、同断

右之通三郎兵清次郎衛、七兵衛相勤、供

素麵貳百廿五把

手札三十五枚

七夕御礼

石原様へ 鳥目百足

元々

徳田佐五右衛門様

同

若山彦市様

同

田中龍右衛門様

町方

内堀才兵衛様

同

牧野左一兵衛様

舟方

服部丈右衛門様

右指鱗三さしツ、

御門内手代衆、御組中不残手札

竹内伴右衛門殿、北出喜八殿共、

三郎兵衛、清次郎相勤ル、

七月十六日

御老中

牧野越中守様、御登り

石場迄出迎、清次郎、三郎兵衛相勤ル、

七月十八日

御所司代

戸田因幡守様、御登り、

出迎右同断、相勤ル、

七月十日

京都町奉行

土屋伊予守様、御下向

追分出迎、清次郎、七兵衛相勤ル、

同日

右御奉行様へ 同断

石場出迎、治郎右衛門、三郎兵衛相勤ル、

七月廿八日

御老中

牧野越中守様、御下向

追分迄治郎右衛門、七兵衛出迎相勤ル、

八朔御礼

一、土屋伊予守様 金三百足、目録台二乗せ下ケ札付

御家老

森次兵衛様

御用人

奥村定四郎様

同上村又兵衛様

森丹下様

御取次

黒瀬喜内様

周吉六様

須藤文右衛門様

若林友七様

羽山勇右衛門様

右銀壺両宛

一、丸毛和泉守様 金三百疋、目録台乗せ下ヶ札

御用人

蓮次太夫様

皆川要右衛門様

中嶋半右衛門様

小嶋勇四郎様

増田四郎兵衛様

生田武右衛門様

三田為右衛門様

右八銀壺両宛

西公事方

不破伊左衛門様

入江吉兵衛様

手嶋郷右衛門様

真野八郎兵衛様

東公事方

木村九郎兵衛様

石嶋五三郎様

草間源五左衛門様

西尾新太郎様

右八金百疋宛

西公事下

村田文蔵様

嘉家郡蔵様

辻次三郎様

松井忠蔵様

村山奥右衛門様

千賀与三右衛門様

大塚太右衛門様

東公事下

喜多尾八郎右衛門様

寺田官左衛門様

中尾彦兵衛様

藤井才次郎様

末吉新五郎様

福井忠右衛門様

栗山忠蔵様

松田郷左衛門様

右八銀壺両宛

早沢幸太郎様 手札計

上町代 鳥目五拾疋

下町代 鳥目五拾疋

小番 同三拾足

東西

御門番 同三拾足宛

東西

中番 同三拾足宛

田内彦十郎殿 銀貳兩

奥田九右衛門殿同壹兩

追分

丸屋四郎兵衛殿 鳥目拾足

大津屋孫兵衛殿 同拾足

宿よしや

喜右衛門殿 鳥目廿足

内義へ 同拾足

下女へ 同廿足

✂金三百足 二、銀貳兩 壹、鳥目五拾足 二

金百足 八、銀壹兩 廿貳、同廿足 五

鳥目廿足 二、拾足 二

右八三郎兵衛、六兵衛相勤ル、

一、石原清左衛門様 金貳百足、目録台乗せ下ケ札

元✂

徳田佐五右衛門様

同

若山彦市様

同

田中龍右衛門様

町役

牧川佐一兵衛様

同

内堀伴九郎様

船役

服部丈右衛門様

右八金百足宛

小頭

多部甚左衛門様

岡田六右衛門様

目付

川嶋惣右衛門様

同

柿沼源太様

同

宮川幸左衛門様

右八銀壹兩宛

舟役下

北出喜八殿

惣年寄

矢嶋藤五郎殿

同

小野又三郎殿

町代

堀伊三郎殿

同

遠藤仁右衛門殿

右八銀壹兩宛

山本次右衛門殿 鳥目廿足

吉本弥四郎殿 同廿足

御門番吟助殿 同五拾足

服部氏男衆 同廿足

吟助殿宿へ 同廿足

小遣一平殿へ 同廿足

同又八殿へ 同廿足

御足輕式人へ 同廿足宛

竹内伴右衛門様

白崎久太夫様

御蔵番三人江

小室御蔵

平蔵町年寄

右手札計

此外組中不残手札二而相勤、

×金貳百足 壹、鳥目五拾足 壹

金百足 六、同 廿足 八

銀老兩 十、手札 凡廿枚

右ハ
(マ)

九月節句御礼

一、石原清左衛門様 鳥目百足、木札付

元

徳田佐五右衛門様

同 若山彦市様

同 田中龍右衛門様

町役

内堀伴九郎様

同

牧川佐一兵衛様

船役

服部丈右衛門様

右ハ鳥目五拾足宛

北出喜八殿

竹内伴右衛門様

組屋敷不残

右ハ手札計

御門内手代衆へハ手札計二て相勤ル、

外手代衆へハ勤不申候、

右三郎兵衛、八郎兵衛相勤申候、供十助

追而大津橋本町、古望仁兵衛方二而御運上銀懸改致候間、可得其

意候、以上、

湖上船運上銀、来月六日〆十日迄浦限持参可致上納候、遅滞致間敷候、

此配符令請印不限昼夜早々順達、留り所より可相返候、以上、

大津

辰九月十九日

右大津始り長沢迄壹通

又壹箱松本始り

御役所御印

〔貼紙〕

橋本町

源助

丸屋町

仁兵衛

観音寺町

善兵衛

今嵐町

太右衛門

北保町

嘉右衛門

觀音寺町 市兵衛

同町 源六

平蔵町 仁右衛門

御役所る急御書付忝通、今津行賃錢八百文先取、飛脚中保町徳兵衛

十一月廿日

十一月五日、西御町奉行山崎大隅守様御上京二付、草津出迎、

清次郎

八郎兵衛 相勤ル、

供五兵衛

同六日、追分見送り、

治郎右衛門 相勤ル、

三郎兵衛

供十助

一、十一月十四日、よし屋喜右衛門る書状参候、寺田官左衛門様方御高札之義二付、明十五日罷登り候様申参り候二付、則御印紙、御高札共持参致候、治郎右衛門、七兵衛相勤ル、供十助

乍恐口上書

一、当津橋本町大橋詰二御建被下候船御制札、御印紙、御書替頂戴仕度候二付、御願二罷登り申候、是迄之通、御高札明十五日京都東御役所持参仕候、依之乍恐御届奉申上候、以上、

天明四年

辰十一月

百艘舟年寄

三郎兵衛印

大津

御役所

但し御高札おろし候節、御目附衆三人へ相届可申候并橋本町年寄、小歩へも相届可申事、

乍恐口上書

一、大津橋本町大橋詰二御建被下候船御制札并御印紙、御書替頂戴仕度奉願上候、則先達而被下置候御印紙、御制札奉御高覧候、尤是迄之御印紙、御制札共前々之通被下置候様奉願上候、以上、

大津百艘舟年寄

天明四年

辰十一月十五日

御奉行様

七兵衛

治郎右衛門

但右願書御先官様へ差上、新御奉行様御届ケ不申上候先格二付、如此、尤願書并御印紙、御高札、御廊下二而寺田官左衛門様御請取被成御窺之上明後十六日罷出候様被仰渡候、御高札未御文言た敷御座候間、御名、年月計御書替被遊被下候様、御願申上置候事、

同十六日朝四ツ時東御役所へ罷出候処、寺田官左衛門様御懸り二而、御公事方部屋二而木村九郎兵衛様被仰渡候ハ、此度御印紙、御高札并是迄之御印紙とも御渡し被成候間、慥頂戴仕候様被仰渡難有頂戴仕候、受取書奉差上候、右御高札ハ先達而申上候通、御名、年月計御書替被遊候而、御渡し被成候事、

奉差上一札之事

一、大津百艘江被下置候船御高札、御印紙頂戴仕并是迄之御印紙前々之通被下置、難有奉存候、仍而一札奉差上候所如件、

大津百艘舟年寄

天明四年

辰十一月十六日

治郎右衛門

十兵衛

御奉行様

乍恐口上書

一、大津橋本町大橋詰二御建被下置候船御制札、御印紙、御書替被成下候様先達而東御役所江奉願上候所、右御制札、御印紙頂戴仕、難有奉存候、乍恐御届奉申上候、以上、

天明四年

辰十一月十六日

御奉行様

大津百艘舟年寄
治郎右衛門
十兵衛

御廊下二而、辻治三郎様江差上ル、

右御高札御礼、左二記、

御先官東御奉行

一、丸毛和泉守様 金子貳百疋、二重くり台下札

新御役西御奉行

一、山崎大隅守様 右同断

東

木村九郎兵衛様 金子百疋、折へき

但し御高札御掛り二付、別段二金子百疋進上仕候、

々

石嶋五三郎様 金子百疋

々

草間源五左衛門様 同

々

西尾新太郎様 同

西

不破伊左衛門様 同

々

入江吉兵衛様 同

々

手嶋郷右衛門様 同

々

真野八郎兵衛様 同

東公事下

寺田官左衛門様 同

但御高札御掛り二付、別段二金子百疋進上仕候、

西公事下

辻治三郎様 金子百疋

但し御取次被成下候故如此

東

森義左衛門様 金子百疋

是ハ御印紙御書役故如此、

筆工

奥田九右衛門殿 銀三匁

但し是ハ御届書并御請書相認候二付、

乍恐口上書

一、先達而御訴奉申上候船御制札、御印紙、京都東御役所二而頂戴仕罷

歸り申候二付、此段御届ケ奉申上候、已上、

百艘舟年寄

三郎兵衛

天明四年

辰十一月十七日

大津

御役所

大津御目附

川嶋惣右衛門様 銀壹両

柿沼源太様 同

宮川幸左衛門様 同

但し御高札御書替二付御届ケ申上候故、御礼如此相勤メ申候事、

橋本町年寄へも相届ケ可申事、

同小歩へ鳥目貳百文遣ス、

山崎大隅守様 金子貳百疋、二重くり台下ケ札

右者京都西御奉行様御初入恐悦、先規之通相勤申候、

御用人

川合平左衛門様 手札計

神沢箭藤次様 同

長沢二太夫様 同

奥村定四郎様 同

御取次

飯尾庄左衛門様 同

野田糸右衛門様 同

野間弥右衛門様 同

前田只右衛門様 同

右十一月十九日手札計二而相勤、

田内彦次郎殿 銀壹両

是ハ御初入御礼之節世話相成候故如此、

三郎兵衛、清次郎相勤ム

十一月廿四日、從御役所差紙一通、大溝舟持へ遣ス、飛脚賃六百文、

飛脚今堀理八

廿五日、大溝船主与平次罷被登候事、

十二月二日、寒氣御見舞

東丸尾和泉守様 真鴨耆掛白台二乗下札付

御用人

蓮治太夫様

皆川要右衛門様

中嶋半右衛門様

御取次

小嶋勇四郎様

増田四郎兵衛様

生田武右衛門様

三田為右衛門様

右ハ手札計二而相勤

西山崎大隅守様 真鴨耆掛白台二乗下札付

御家老

河合平右衛門様

御用人

神沢箭藤次様

長沢二太夫様

奥村定四郎様

御取次

飯尾吉左衛門様

野田糸右衛門様

野間弥右衛門様

前田只右衛門様

右ハ手札計二而相勤ム、

御公事方東

木村九郎兵衛様
 石嶋五三郎様
 草間源五左衛門様
 西尾新太郎様
 同断西
 不破伊左衛門様
 入江吉兵衛様
 手嶋郷右衛門様
 真野八郎兵衛様
 右ハ先鴨壹掛宛
 公事ノ下東
 寺田官左衛門様
 中尾彦兵衛様
 藤井才次郎様
 喜多尾八郎右衛門様
 福井忠左衛門様
 末吉新五郎様
 栗山庄蔵様
 松田郷左衛門様
 右ハ手札ニ而相勤
 公事下西
 嘉家郡蔵様
 辻治三郎様
 松井忠蔵様
 千賀与惣右衛門様
 大塚太左衛門様

太田文左衛門様
 柏原郷右衛門様
 右ハ手札ニ而相勤
 早沢幸太郎様
 右同断
 筆工奥田九右衛門殿 ひとり壹羽
 若狭屋八兵衛殿 ひとり壹羽
 油小路松原上ル町
 田内彦次郎殿 先鴨壹羽
 真鴨 貳掛
 さき 八掛
 ひとり 貳羽
 先 壹羽
 手札四十五枚
 右之通十二月二日、六兵衛、忠次郎相勤、供十助、やとひ壹人
 十二月四日、寒氣見舞
 石原清左衛門様 真鴨壹懸白木台ニ乗下ケ札付
 元
 徳田佐五右衛門様
 同
 若山彦市様
 町役
 牧川才一兵衛様
 同
 内堀伴九郎様

舟役

服部丈右衛門様

右八先鴨耆懸宛

小頭

多胡甚左衛門様

小頭格

岡田六右衛門様

目附

川嶋惣右衛門様

目附

柿沼源太様

同

宮川幸左衛門様

右八先鴨耆羽宛

北出利八殿

手札計

竹内伴右衛門様

同断

此外組中御屋敷内不残、手札二而勤、

三郎兵衛、忠次郎

覚

一、納豆五十把

右八観音寺様より例年之通被下置、難有頂戴仕候、以上、

十二月朔日

大津百艘印

西川五郎右衛門様

十二月八日

一、郡山蔵より辻駕籠耆丁

此乗前百八拾五文請取、安養寺権右衛門船

十二月十二日

一、御差紙耆通

右者今津船年寄船持平助方へ早々遣シ候様被渡候間、以飛脚遣シ申候、

賃銭耆貳百文、金蔵新五郎

覚

一、金子百足

右者為御祝儀被下置、有難頂戴仕候、以上、

辰十二月廿七日

小室御蔵屋敷

御役人中様

覚

飛脚

從大津御役所御状箱耆ッ

右為持遣申候、慥受取可被成候、尤賃銭三百五拾文御渡可被下候、

已上

已五月廿二日

大津百艘印

蒲生郡牧村

庄屋御中

右同断

已五月廿二日

百艘印

野洲郡北濱村

庄屋御中

但し賃銭貳百五拾文

(裏表紙)

五十九番

百艘

六、「万留帳」寛政八年

(表紙)

寛政八年丙辰正月

万留帳

(貼紙)
「七拾一番」

(表紙見返し)

(印)「百艘」

目録

- 一、丸船、艀とも運上初而被仰付候年号、御役所へ御尋候事
- 一、膳所行屋ね板類、近來猥二積取候二付、御役所へ御願申上候事
- 一、^(山)三王御神事神輿船山門へ雇加子多故、浦々へ御役所へ相願候事
- 一、三王御神事二付、膳所御供元へ例年御初穂遣シ候処、以来差不遣事
- 一、御所司堀田相模守様唐崎御順見、船数差遣シ候事
- 一、甚七町柴屋六兵衛方能登川へ割木、松本船二積せ候一件之事

(本文)

正月三日、京都御礼

東

菅沼下野守様 金子三百疋、目録台下ケ札附

御用人

御取次

小林吉左衛門様

滋賀弥兵衛様

高橋官蔵様

同弁蔵様

原田仙助様

右ハ銀壹両宛

白木八兵衛様

西

三浦伊勢守様 金子三百疋

目録台下ケ札附

御用人

御取次

栗原武左衛門様

曾我元三郎様

富尾武兵衛様

津兼安左衛門様

加藤直右衛門様

相村立助様

藤井文左衛門様

右ハ銀壹両つゝ

東公事方

東公事下

西尾新太郎様

中尾彦兵衛様

真野嘉右衛門様

寺田官左衛門様

四方田重丞様

末吉新五郎様

加納小十郎様

佐伯喜藤太様

上田弥左衛門様

栗山庄蔵様

右ハ金百疋つゝ

森儀左衛門様

中川定右衛門様

同左左衛門様

櫛橋平蔵様

右ハ銀壹両つゝ

西公事方

西公事下

渡辺甚五左衛門様

千賀与三右衛門様

深谷平左衛門様

久下政右衛門様

不破伊左衛門様

浅賀卯兵衛様

入江吉兵衛様

上田八蔵様

右ハ金百疋つゝ

酒井宗助様

菊地門次郎様

柏原治部右衛門様

右ハ銀壹両つゝ

筆料

町代田内彦助様 銀貳両

奥田九右衛門様 銀壹両

上町代中 五百文

下町代中 五百文

小番中 三百文

東西御門番 三百文宛

東中番中 三百文

西中番中 三百文

追分丸や四郎兵衛 百文

山科大津や孫兵衛 百文

宿

同下女中

鍵屋佐助 三百文

貳百文

右之通孫右衛門、忠助、供利兵衛、荷物^(持)三右衛門雇、

歩判 三兩三分

五百文貳つ

銀 貳両壹つ

三百文六つ

銀 壹両三十

貳百文壹つ

百文 貳つ

披露札 貳枚 差出し

貳枚

下ケ札 貳枚 手ふた

五枚用意

当所年頭御礼

一、石原庄三郎様

金子貳百疋 目録台下ケ札附

石丸與四郎様

御元

七里官助様

御町役

内藤伍左衛門様

右ハ金百疋宛

御目附

多胡甚助様

岡本多内様

高橋角左衛門様

小かしら

佐久間正蔵様

赤井平六様

惣年寄

矢嶋真十郎様

小野又三郎様

町代

遠藤次左衛門様

堀伊三郎様

下舟方

北出雲平様

右ハ壹両つゝ

駅場肝煎

吉本弥四郎

せに貳百文

山本兵治郎

同断

吟助

五百文

内義

貳百文

小遣貳人

貳百文つゝ

足輕壹人

右之外組やしき不残、白崎久太夫、御蔵番三人、右ハ手札計、
右之通与治兵衛、市兵衛、供平兵衛

正月四日、初寄合、中飯 焼もの鰯
汁白魚

七日惣番積 酒、豆腐、船頭とも給させ申候、

一、正月十五日、芦浦観音寺様御礼、如嘉例ノ扇子三本入上ル、尤当年
ハ権僧正御病氣ニ付、御あい無之候、例年之通、御酒、御節被下候事、
名書ハ六兵衛殿、西川五郎兵衛殿、片岡喜右衛門殿、右各扇子箱差
遣し申候、

与治兵衛、六兵衛、とも新八

小ふね二而三丁、雨天ニ御座候へとも風ハ無御座候、

十一日、例年之通帳固メ祝義、役人出勤、朝飯有之、

まんちう百 上組小舟中 新六、仁右衛門代仁左衛門

さけ 貳升 下組小舟中 五兵衛、平六悴

諸白 三升 尾花川舟方 兩人

するめ貳把 坂本新兵衛 勝手方取持いたし申し候、

諸白 貳升 関船治兵衛 勝手方取持給使いたし申候、

酒 貳升 上下小舟、尾花川とも年礼相済候上、於勝手ニ酒

右之通持参有之、
給させ申候事、

二月七日大坂御目附

御名前

岩瀬式部様

供船四艘

坂本小太夫様

但シ三艘之積リニ有之候所、此度者御多人

衆ニ而付上下混雜致候間、又老艘相廻可然

と若狭屋差図ニ付、四艘ニ相成事、

扇屋関出迎 孫右衛門、九兵衛

孫右衛門船金蔵堀ニ而みつ縄盗まれ候ニ付、御届ケ書左之通、

乍恐口上書

一、私所持船金蔵堀ニ繋置、船中ニ船道具之内帆上ケ縄貳筋入置、今朝
右船中見廻り候処相見江不申候ニ付、彼是穿鑿仕候得共相知レ不申、
若夜分ニ盗取候義ニ而も可有御座与奉存候ニ付、此段御届ケ奉申上
候、以上、

百艘之内

辰二月十八日

舟屋孫右衛門印

百艘舟年寄

三郎兵衛印

大津

御役所

右之通届ケ書町方御役所江差上ケをき、猶又近辺尋披候^(探)処、翌日金
蔵湖中□落シ有之、則有届ケ、左之通^右尤^{舟方}御^{目付}口上を以相届ケ候事、

乍恐口上書

一、昨日御届ケ申上候私所持之船、金蔵堀二つなき置候処、右船中ニ
入置候船道具之内、ミツ縄と号候帆引上ケ縄貳筋相見江不申候ニ付、
彼是湖中迄も穿鑿仕候処、則右金蔵堀水中ニ御座候ニ付、此段御届
ケ奉申上候、以上、

百艘之内

辰二月十九日

孫右衛門印

同年寄

三郎兵衛印

大津

御役所

覚

山ノ下 堅田領、是る南滋賀院御領境

ヲロト川 衣川と山ノ下と間ニ御座候、尤小川ニ而御座候、

川崎 則衣川也

堂ノ崎 堅田浮御堂之南

魼前 東江州木濱□魼ニ而御座候哉、西側ニ一切魼無御座候、

此間之嶋脇出来嶋辺、ふしの浦出来崎辺、東掛真野崎辺

一、元禄三年午九月六日、丸船、艀船御運上初テ被仰付候事、

船御奉行

辻弥五左衛門様 居所山城横大路

一、元禄四年未五月る金丸又左衛門様船御奉行被蒙仰候事、

右居所京都堀川三条下ル式丁目

其節大津御支配

小野半之助様 但寛文十二年る元禄十二年迄

右之趣当從御役所御尋ニ付、右之通認差上候事、

辰二月廿日

右ハ元々七里官助様御尋ニ付、覚書相認与次兵衛持参いたし候、

一、正月十七日、赤井る堅田江人のせ、則赤ノい孫左衛門相渡し候処、
木濱渡し方のもの共先浜ニ而見付、路式丁引上ケ木濱へ持歸り候、
依之赤ノい太右衛門頼ニ参候故、則木濱へ呼ニ遣し候処、二月廿四

日本濱渡し方年寄長右衛門被参、此方る申入候ハ、此度之処ハ彼是
不申立、先路被差戻可然様引合候処、長右衛門被申候者、当御中間
る被仰聞候義ハ違背仕間敷候、いかやうともいたし可申候、しかし
是又度々之事ニ候へハ、此已後赤ノいニ相心得被申、此方邪摩^魔ニ相
成不申候様ニ被仰付被下度段被申之候ニ付、随分浦隣之事ニ候へハ、
互ニ申分無之様被相愼候様可申置与申し、無故相渡し、廿六日太右
衛門被登、此段申達る受取ニ被参候様申置候、

一、廿九日、赤ノい孫左衛門被登、右る受取ニ参候処、書付致不相渡
候而ハ、木濱る相渡申間敷与被申候間、此上宜頼上候て被申候間、
則左之通候木濱江書状遣し申候、

以手紙得御意候、弥御安固ニ被成御座奉珍重奉存候、寔ニ之此間ハ
御上津被成、御苦勞奉存候、其節赤ノいろ之儀、御挨拶申入候処、
早束御承知被下、此度之義ハ御互ニ申分無御座、何時ニ而もる御戻
し可被成段被仰聞候ニ付、早束此段赤ノいへ申達候処、昨日承り候
へハ、赤ノいる受取ニ被参候節、書付無之候而ハ御渡し被成間敷段、
被仰聞候様承り申候、此義ハ御了簡違ひニ而御座候哉、此間御示談
申入候与者相違仕候間、態々以書中御尋申上候、弥書付不被致候而
ハ御渡し不被成候ハ、急々御上津可被下候、今一応御面談可申入候、
若又外之御人覚し召違ひニ而、やはり無故障御渡し被成候義ニ御座
候ハ、浦ふね御序之節、大津へ向ケ右る御登し可被下候、外之趣
意御座候ハ、急々御上津奉待上候、万々貴面可得御意候、

二月廿日

百艘年寄

木濱役人長右衛門様

右返答書参り申候、

預御紙面拝見仕候、各々様弥御安全可被成御座奉珍重奉存候、誠ニ此
間御出津仕万々得貴意申上、赤野井村艀之義御挨拶被成下、御苦勞

之段奉存候、然ル処一昨日外用二付赤ノ井村太右衛門殿を愚宅迄使参候二付、宜敷便二候へハ右臈請取書いたし被下、太右衛門殿迄相届被下候様申候処、使被申候ハ、急用事之儀ニ参候間又々一兩日中ニ参り可申候間、其節持歸り可申と被申候、尤右使人当村出生之人ニ而訳合有之、唯今ニ而ハ赤ノい住居被致人故、請取書被下太右衛門殿方迄無間違相渡し被下候様と申候事ニ御座候、赤ノいより書付杯と申儀一向無御座候、右之訳合ニ付使人聞違と奉察候、左様候へハ、右之ろ大津迄持参仕候様被仰下候得共、此義ハ如何敷奉存候間、此間御面談申上候通り、何時ニ而も赤ノい村を取二被参候ハ、相渡し可申候間、右ノ訳合赤ノいへ御申達奉願上候、彼是間違故御苦勞相掛り、氣之毒ニ奉存候、先ハ御渡申上度、早々如斯御座候、謹言、

三月十一日

長右衛門

百艘

御年寄中様

上巳御礼

石原庄三郎様

青銅壺貫文

元々

石丸氏

七里氏

町役

内藤五左衛門様

右ハ鳥目五百文つゝ、

組屋敷不残、御内門山田仲助様、白崎久太夫殿、北出雲平殿、

名札計二而相勤申候、与次兵衛、六兵衛 とも新八

一、膳所行屋根板之類近来猥ニ積取ふね艀二付、去ル寛政三亥四月当御役所江御願申上、御聞届之上当所屋根屋中御召出し、已来百艘之規矩相立候上舟積可仕旨被仰渡、則口書御取被成、此方江写書被下置、難有仕合ニ存候、然ル所當時竹屋之内を膳所表江傘之骨竹商ひ致、則膳所を帶刀人又ハ壺本さし杯折々膳所殿ノ御手船二而積取中ニハ正直成人も有之、又ハ身輕キ中ウ間^{中問}杯無法成義申立、勝手ニ積取候義故、此度已前屋根屋之振合を以、御願申上候、尚又石灰屋、材木屋、炭薪屋杯も折々似寄之事有之候二付、是又奥ニ書入御願申上候、願書之写左之通、

乍恐奉願口上書

一、当津竹商売致居候者共ハ、膳所表江竹商ひ仕、百艘方古法も不相立、勝手ニ船積仕候儀尽有之、百艘之規矩難相立候二付、是迄色々対談も仕置候へとも何分猥ニ相成、歎ケ敷奉存候間、何卒竹屋仲間被召出、以来古法相立候上舟積為致候様被為仰渡被下候様奉願上候、尚又当津石灰や、材木屋、炭薪屋等之義も右同様仰付候^{被下}ハ、候様奉願上候、右願之通被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

寛政八年辰三月廿四日

百艘舟年寄

三郎兵衛

与次兵衛

市兵衛

大津

御役所

右之通元々七里官助様へ申上、御町役江可申上候哉と相尋候処、官助様方通達可致間先差扣へ候様被仰付候事、

三月廿九日、町方御役所を三郎兵衛、与次兵衛、市兵衛三人共罷出

候様書付参り、三郎兵衛義ハ遠方へ罷越、依之与次兵衛、市兵衛罷出候処、材木屋年寄寺町さのや佐七、石灰屋年寄鍵屋町杓子屋五兵衛、竹屋年寄西今嵐升屋源右衛門、薪屋中間年寄水上町柵屋治兵衛、各御召出二而、石丸与四郎様、町役内藤五左衛門様、惣年寄小の又三郎殿、町代堀猪三郎殿、則石丸様四中間之者共江被仰聞候者、其方共中間之者共舟積二而膳所表江差遣候荷物二付、百艘中間規矩も不相立様遣し候段、不埒之義二付、此度百艘方願書差出候、百艘之義ハ古キ中間之義故、規矩も不相立舟積いたし候而ハ不相濟候間、已来急度規矩相立舟積可致段申渡間承知いたし、尚又請書申付候間、印形可致段被仰渡候、然ル所町代部屋二而、三中間者已来膳所手櫛二而取二参候ハ、のりまへ銀相懸ケ商内いたし候様承知いたし被居候へ共、薪中間柵屋治兵衛計は、中間多人数故左様相成候而ハ商内之障二相成候間、庭はなし之分ハ其仁ヲ其御中間江可差遣候間、御対談相濟候ハ、切手二而も被遣候へハ、其上売可申段被申候二付、此方又候別段堀猪三郎殿を以石丸様へ申上候は、外商人と違ひ帶刀人之事故質朴成仁も有之、又ハ不法成人も有之候へハ、区々成買主直二被参候而も、のりまへ不承知之□も有之候而ハ、聊之荷物二又候御役所御願申上も恐多候へハ、唯当所売主方方のりまへ銀差出し候へハ、先方二不差構規矩相立候事故、是のミ此度御願申上候義御座候へハ、何分のりまへ相掛商内いたし候様、此段今一応被仰渡被下度申上候処、随分尤之義二御聞濟有之、勿論只今申渡し候規矩相立可申段申付候も、夫のミ之事二候へハ、心得違いたし居候与被存候間、今一応召出し急度其旨可申付段被仰下、難有引退候事、則御請書之写奥二有之、

覚

一、船数五艘

但百五十石方式百石迄

是ハ

日吉御神事御名代船、奉行船

日吉惣政所并供船

右之船来ル廿一日、日吉御神事二付、如例年船可差出候、尤服忌差合之もの相改可申候、以上、

辰四月朔日

石庄三郎御印

大津百艘

船持中

右之通船割賦頂戴致申候、尤御箱へ納之置、

日吉御神事二付、諸浦へ御書仲間相達候様被仰渡候、則左之通、

一、船割賦 吉通

松本浦へ、廻り嘉兵衛へ

一、御廻状 吉通

山田浦 江 右同断
矢橋浦

一、同 吉通

堅田浦始塩津浦迄

片田船与五郎へ渡ス、

一、御添書御廻状吉通

堅田浦始塩津浦迄

是ハ七里官助様御名前御印也、但し前ノ箱二一緒二入ル、

近年御神輿之船へ山門を雇加子有之候二付、混雜いたし怪我人等も致出来難儀二付、浦々山門并御役所へ相願申出、御聞届之上則諸浦へ御触書御差出し被成候、御文言左之通、

山王御神事之節、神輿船江近年山門を雇水主有之、還御勵合之砌水主共不法之義有之、相互二怪我人等致出来候二付、雇水主差止之儀、

山門江神輿船差出し候浦々より、先達而相願候処聞届有之候由、依之浦々江申触之儀、当御役所へ願出候間、右御神事之節神輿船往古より定来り候通、船壱組二加子共式人宛之外、寄進乗或ハ助水主等罷出度者茂有之候ハ、定水主廿式人之内へ加り候儀ハ格別、右之外壱人も神輿船江乗候義致間敷候、

右之趣心得違無之様可致候、此廻状無遅滞相廻し、留り所より可相返候もの也、

辰四月朔日

大津
御役所御印

右之御文言御廻状式通之内

壱通 坂本始北小松迄、坂本新兵衛へ渡、

壱通 矢橋始八幡浦迄、廻り嘉兵衛へ

差上申御請書

一、私共仲間ハ膳所江売送り候諸品、大津浦より之舟積方近年猥り相成、百艘規矩難相立、浦法を以船積仕候様被仰付被下度旨、百艘舟年寄ハ御願被申上、私共御吟味二付、舟積方ニおゐてハ可申立趣意無御座候、勿論右之趣者先年も被仰渡候儀ニ御座候得者、尚又以来纔之荷物二候共、舟積之度毎、浦法ニ不振様百艘江及対談積送り可申候、此段私共仲間之もの一統江不洩様申付、心得違無之様可仕段被仰渡、承知奉畏候、御請書奉差上候、以上、

寛政八年辰四月三日

竹屋仲間
年寄源右衛門
石灰屋仲間
年寄五兵衛
材木屋仲間
年寄佐七

薪屋仲間

年寄治兵衛

大津

御役所

一、四月十三日、例年山王御神事二付、膳所御供元江為御初穂と鳥目壱貫文遣、右御供元ハ泊りせた行通り切手札式枚差越候処、当年ハ故障申立右札不相渡候二付、京都東御役所江御願申上候処、已来ハ右壱貫文差遣し不申、勿論札も不及受取ニ、勝手次第通船可仕旨被仰渡、難有次第御座候、尤右委細訳書別紙ニ有之候二付、略レ爰二者也、

一、四月廿五日、御役所ハ呼ニ參、与次兵衛罷出候処、御尋之義二付、左之通書付上ル、元々七里官助様、

乍恐口上書

城州久世郡宇治橋御普請二付、寛政四年子十一月從御役所御触書之義御尋二付、左二写書奉入御高覧候、

此所江、寛政四年子十一月京都東御役所并当御役所御添触之写、留帳ニ有之候通書入、

右之通ニ御座候、以上、

寛政八年

百艘年寄

与次兵衛印

辰四月廿五日

大津

御役所

五月十一日、御順見二付御廻状之写

明十一日、所司代唐崎ハ堅田辺御巡見二付、右辺肥シ船通船不致様

船持共へ急度可申付候、此廻状昼夜刻付ヲ以早々順達、留り所可相返候、以上、

五月十日

大津

御役所御印

大津、坂本、比叡辻、のふか、雄琴、
衣川、本片田、同艀方、同西切、今片田、
同釣獵師、同艀方、小野、和迺南濱、
北濱

右浦々

舟年寄

右之通二有之候へ共、片田辺御巡見二付、大津浦者差構有之間敷与存候二付、艀持へ廻状者遣シ不申候事、

黒津村へ御差紙之写

明十一日、所司代唐崎筋御巡見二付、堅田迄之内二而打網いたし候積二付、其村獵師兩人、艀船式艘被差出候様致度候、委細者百艘可申通候、依之此段申遣候、以上、

五月十日

大津御役所

七里官助

黒津

村役人中

右所司代御順見二付、前々之通船数艘致用意有之候所、十日夕大雨二付、子ノ刻過御延引之趣申来り候事、

五月十四日、三井寺々例年之通筭拾本致到来候事、

五月十三日、御所司様唐崎筋御巡見二付、前夜より持船仕立役人不残唐崎へ御出迎、当日巳ノ刻御所司、御奉行御役人不残御着二而、是御所司様計御乗船二而、堅田辺迄引網御上覧二御越被為遊候、西御奉行、御取持中井様直ク二唐崎へ御歸京被為成候、御所司様堅田へ尾花川へ御越被成、又候引網御上覧有之、及落照二御機嫌能御歸城被為成候事、船割委細義役船諸留帳二有之候間爰略ス、
右一件忝枚改奥二委記、

端午御礼

石原庄三郎様

青銅百足

石丸与四郎様

元々

七里官助様

町役

内藤伍左衛門様

右者青銅五拾足つゝ

御門内組屋敷不残名札二而相勤、外二北出雲平殿手札二而相勤候事、

孫右衛門、九兵衛、供新八

一、五月廿日、御役所へ御配符式箱左之村方へ差遣シ候様被仰渡候二付、則別飛脚仕立為持遣候事、

矢橋村へ 壹箱

小田村へ 壹箱

〔貼紙〕
〔賃銭〕貳百七十式文、先取
〔貼紙〕
〔賃銭〕三百四十八文、先取

五月廿一日、飛脚新兵衛遣ス

一、五月十日、從御役所急二呼二参、則年寄与治兵衛罷出候処、明十一

日御所司堀田相模守、西御奉行三浦伊勢守唐崎御順見、夫方御乗船二而堅田浦迄御出有之候間、今日ハ旁雨天ニ有之候へとも、船ノ手当可致段七里官助様被仰付候二付、大雨降ニ而候へとも船とも夫々取揃候処、弥大降ニ相成御延引相成候、尤十一日は天氣能相成候へとも、余り前日きひしく候二付、十三日ニ御出有之候、右御所司之儀は、堅田之者共方段々取組いたし、此度堅田船ニのせ居初市郎右衛門方へ致請待、網など為引候積りニ取組、前以堅田神事之節内々御所司之用人衆、下見杯ニ被參候由風聞有之候二付、此方方当御役所へ罷出、自然御所司唐崎ニ而御乗船有之義御座候ハ、百艘船相廻し候先格ニ而、外船ニ御乗船之例は一切無御座候間、御沙汰も御座候ハ、宜奉願候段申込置候二付、七里官助様御聞濟被置候処、既ニ御所司右片田行ノ趣意、石原様ノ京都御旅宿留主居森本権蔵様へ御達し有之候二付、則先規之振合被仰立、百艘船ニ御乗船有之候様相成候、然る所十一日ハ前日二雨つよく延引相成申、尤風説ニハ右延引二付、其間ニ西御奉行様方御所司へ被仰上候は、是迄片田へ御出有之候先例も無之、又此節堅田、和邇網出入等も有之候折柄、堅田へ御出候義ハよろしかるまじく旨被仰上候付、俄ニ堅田行ハ相止ミ候様及承候、

一、十日ニ御役所ニ而被仰聞候ハ、定而此度堅田ニ而網など為引候義可有之候へハ、此節和邇と網出入も有之候へハ、此方方も唐崎方堅田迄之道すがら、網御覽ニ入候様兼而申上置候へハ、尾花川引網ハ手間取如何ニ候間、此義ハ如何いたし可然哉と被仰二付、此方方申上候は、唐崎方片田迄之間は、多ク滋賀院御領ニ而漁場も無數、堅田浦ニ而ハ先方之網有之候処へ、又候此方網引候も如何敷候、乍併切角被仰上置候義故難默止義御座候へハ、何ニ而も網さへ御座候へハ御趣意は可相立候間、打網之方可然哉と御相談申上、依之黒津へ申遣、

網打式人、小ふね式艘可參段、則七里様方御書付被遣、則黒津方右之通九八と申者共四人参り候二付、此段相談ニおよび候処、黒津此度之処差懸り候事故、いかやうとも可仕候へとも、全体私共義ハ川筋計之義ニ而、此度之義共例格ニ相成候而ハ迷惑いたし候間、此義御断仰上呉候様被申候二付、右々段々七里様へ申上候処、尤ニ被覚召候処、其中御延引二付、此度ハ船、網打とも翌日其儘差歸し申候、其後十三日御出候節ハ堅田行止メニ相成候二付、尾花川ノ方重ニ相成、尾花川ニ而網為引御上覧ニ入、片田浦ハ借家かしておも屋とられ候道理ニ而、何か手筈違ひ、大当惑之よし承り候、

一、十三日弥御出二付、大小船共別帳面之通相仕立、前夜方唐崎へ相廻置候処、正九つ時御着、其節何分堅田方段々相願候趣ニ相見へ、御所司も不得止事、御所司之船計苗鹿辺迄参り、右場所ニ而片田網為引暫御上覧ニ而無程尾花川へ着船有之、緩々網御らん被成、別而大漁ニ而御機嫌よく七時半時分御出立、小関越ニ御歸り被成候、

一、西町御奉行伊勢守様ハ、唐崎より船ニ而御支度等被遊候へ共、いつ方へも御出無之引歸し、山中越ニ御歸館被為在候、此躰ヲ見て中井藤三郎様も引続御歸り被成候、是も船中ニて御支度、御休足被成候へとも、いつ方へも御出ハ無御座候事、

一、五月廿一日、貴布祢御神酒、役人不残出勤、朝飯有之候事、

一、例年之通湖上船増減相改帳面二記、来月朔日方十日迄ニ可致持參候、遅滞有之間鋪候、此配符致請印昼夜ニ不限順達、留り所方可相返候、已上、

辰六月十九日 ^{大津}御役所 大津始長澤迄
貸船屋へ亦右之段可申聞候、

右請印形いたし坂本へ遣し申候、
新兵衛方へ

一、同壺箱 松本始

右松本へ九つ時嘉兵衛へ為持遣申候、

✕

一、六月廿一日、三井寺を暑中為見舞、例之通素麵貳拾把到来致候事、

覚

一、貸船増減相改帳面二相記、来七月朔日を十日迄上納可被致候、此廻
状早々順達、留り所を百艘会所へ御返し可被成候、

六月廿三日

仁左衛門

仁右衛門

六兵衛

源助

清助

太右衛門

五郎八

善兵衛

源六

林鐘二十四日、京都暑氣御窺

西御奉行様 金貳百疋 目録台下ケ札付

御用人

御取次

栗原武左衛門様

曾我元三郎様

富尾武兵衛様

加藤直右衛門様

藤井文左衛門様

津兼安左衛門様
梶村立助様

右八手札計

東御奉行様

金貳百疋 目録台下ケ札付

御用人

御取次

小林吉左衛門様

滋賀弥兵衛様

高橋官藏様

同 弁藏様

原田仙介様

白木八兵衛様

右手牘計

西御公事方

渡辺甚五左衛門様

千賀与三右衛門様
久下政右衛門様

深谷平左衛門様

浅賀卯兵衛様

不破伊左衛門様

上田八藏様

入江吉兵衛様

酒井宗助様

右白銀壺両つゝ

菊池門次郎様

柏原治部右衛門様

右は手札計

東御公事方

守田官左衛門様

西尾新太郎様

末吉新五郎様

真野嘉右衛門様

佐伯喜藤太様

四方田重丞様

栗山庄藏様

加納小十郎様

森儀左衛門様

上田弥右衛門様

中川定右衛門様

右八白銀壺両つゝ

同左左衛門様

櫛橋平藏様

中尾彦兵衛様

右ハ手札計

田内彦助殿

わかさ屋八兵衛殿

白銀三匁

さし鯖式さし

右之通与治兵衛、孫右衛門上京、とも新八

公事方入江吉兵衛様御子息利次郎殿御死去二付、御香典金百疋持参、
孫右衛門参、

林鐘廿三日、御差紙之写

大津百艘年寄老

明廿四日四つ時御役所へ罷出候様可申遣候事、

六月廿三日 東目付方

右之外宿鍵屋佐介添状参、賃銭貳百五十文相渡ス、

右刻限与次兵衛、孫右衛門罷出候処、御目付方於部屋二平塚表十郎
様被仰渡候ハ、来廿六日御奉行山門御修覆二付御見分二御出有之、
我々共も罷出候二付、唐崎石垣十間計乗出し見分有之候間、小舟壹
艘右場所へ差出し置候様被仰渡、御受申上引退候事、

六月廿四日、当所暑氣御窺

石原庄三郎様

素麵三拾把

白木二重操台

下ヶ札奉書包熨斗

石丸三平様

元々

七里官助様

町役

内藤伍左衛門様

右三軒素麵貳拾把つゝ

小かしら

佐久間正藏様

赤井平六様

御目付

高橋角左衛門様

多胡甚助様

岡本多内様

右五軒素麵拾五把つゝ

右之外御門内組屋敷不残手札二而相勤申候、

北出雲平殿手札二而相勤、

六兵衛、九兵衛、供平兵衛

覚

一、銀子三枚

一、同 壹枚

一、金子五百疋

右ハ從御本山被下置、慥受取申候、以上、

寛政八年

辰七月十三日

御講中

釜屋藤兵衛殿

大津百艘
年寄印

七夕御礼

石原庄三郎様

青銅百足、木札付

石丸與四郎様

御元々

七里官助様

御町役

内藤伍左衛門様

右三軒鳥目五拾足宛

北出雲平殿

手札計二而相勤ル、

其外御門内御手代衆、組屋敷不残、手札二而相勤申候、

忠助、九兵衛、供新八連ル、

当津八朔御礼

一、石原庄三郎様

石丸三平様

元々

七里官助様

町役

内藤伍左衛門様

右者金百足つゝ

小頭

佐久間正蔵様

同

赤井平六様

目付

高橋角左衛門様

多部甚助様

岡本多内様

惣年寄

矢嶋真十郎殿

小野又三郎殿

町代

遠藤治左衛門殿

堀伊三郎殿

舟方下

北出雲平殿

右十軒銀壺両つゝ

肝煎

吉本弥四郎殿

山本兵次郎殿

御門番 吟助殿

同 内儀へ

小遣式人 式百文つゝ

足輕寺人

右之外組屋敷不残、白崎久太夫様、御蔵番三人、右者名札計二而相勤、

七兵衛、九兵衛相勤、

京都八朔御礼

東

菅沼下野守様

御用人

小林吉左衛門様

金子三百足 目録台下ケ札付

御取次

滋賀弥兵衛様

せに式百文

同断

同五百文

同式百文

西

高橋官藏様

同弁藏様

原田仙助様

白木八兵衛様

右者銀壹両宛

三浦伊勢守様

金子三百足 目録台下ケ札付

御用人

御取次

栗原武左衛門様

曾我元三郎様

富尾武兵衛様

津兼安左衛門様

加藤直右衛門様

相村立助様

藤井文左衛門様

✂

右者銀壹両宛

東公事方

東公事下

西尾新太郎様

寺田官左衛門様

真野嘉右衛門様

中尾彦兵衛様

四方田重丞様

末吉新五郎様

加納小十郎様

佐伯喜藤太様

上田弥右衛門様

栗山庄藏様

✂

森儀左衛門様

右ハ金百足つゝ

中川定右衛門様

同本左衛門様

櫛橋平藏様

✂

右ハ銀壹両つゝ

西公事方

西公事下

渡辺甚五左衛門様

千賀与三右衛門様

深谷平左衛門様

久下政右衛門様

不破伊左衛門様

浅賀卯兵衛様

入江吉兵衛様

上田八藏様

✂

酒井宗助様

右ハ金百足つゝ

菊池門次郎様

柏原治部右衛門様

✂

右ハ銀壹両つゝ

筆工奥田九右衛門殿

右ハ銀壹両

下町代中へ五百文

東西御門番へ三百文つゝ

宿鍵屋左助へ三百文

東西中番中へ三百文つゝ

同下女中へ貳百文

追分丸屋四郎兵衛へ百文

山しな大津屋孫兵衛へ百文

歩判 三兩三步

五百文 貳

✂ 銀貳両 壹つ

三百文 六

同壹両 三十

貳百文 壹

百文 貳

披露札 貳枚

下ケ札 貳枚

差出し 貳枚

右之通太郎兵衛、孫右衛門相勤申候、

供嘉兵衛、荷持三右衛門

八月廿二日、京都東御奉行菅沼下野守様御奥方様、山中越二唐崎へ御社参在之、夫より三井寺へ御参詣被成候而、松本正蓮二而引綱御

上覧之上御歸り之節、四ノ宮神主方へ御立寄被成候而御歸館在之候
二付、正蓮浦へ歸ふね壱艘相廻し置、太郎兵衛^⑨升添罷在候処、八つ
過時二御出在之候二付、御出迎之上、則御取次滋賀弁藏様へ、何角
御用向在之候ハ、可被仰聞趣申上候処、暫相扣呉候様被仰聞候二付、
則正蓮向二相扣居候処、引網相濟無程及暮合処、御立も無之候得共、
四宮神主滋賀左衛門殿被仰聞候ハ、用人衆被申居候ハ、今日御苦勞
存申候、最早御引取可被下候、用人衆中も可被得其意候処、甚取込
被居、私る宜敷申聞候様被申付候間、勝手二御引取可被下候、右之
段被申聞候二付引取候事、

九月七日、御役所る呼二参り、市兵衛罷出候処、元々七里官助様
梁二網相用候哉、又者瀬木与申事御尋二付、左之通書附上ル、

乍恐口上書

湖辺又ハ川々魴梁漁二網相用候哉之儀御尋被為遊候二付、左二奉申
上候、

一、魴之義ハ竹簀ヲ水底迄差入置候迄二而、網等者相用不申候御事、
一、梁漁之義ハ流川半分余も竹簀二而塞留置、其余流尻口江網張置申候、
勿論梁せき与申義者聞合候処、是以所々二而名も相替儀故、睨与難
相分り奉存候、右御尋二付書附を以奉申上候、已上、

寛政八年

辰九月七日

大津

御役所

重陽御礼

一、石原庄三郎様

青銅百足

元々

石丸三平様

同

七里官助様

同

福永久次右衛門様

町役

内藤伍左衛門様

右ハ鳥目五十足つゝ、

此外御門内御手代、組屋敷不殘、北出雲平殿、手札二而相勤ル、

九月十一日、御所司代堀田相模守様御組獅々飛為下見分御越被成候、
則名前書左之通、

羽田山七郎様

筒井久次郎様

中松弥七郎様

野原半之丞様

桂専次様

右二付勢田迄小船壹艘差出入、則小船入る御乗船在之候二付、右乗
船場へ太郎兵衛挨拶二罷出候事、

下ノ甚兵衛ふね

か子三丁

以手紙得御意候、秋冷二御座候処、弥御安康被成御勤奉珍重候、然
は御役所る左之通被仰渡候間、御承知二御座候ハ、右之趣^⑩百艘当名
二成御承知候二付、御覽被成御調印被成、此者へ早束^⑪御差越可被成
候、万一滞之義御座候ハ、急々御上津可被下候而、御面談二可申

入候、呉々間違不申候様、貴報奉待入候、

一、京都五条橋御普請二付、京津材木屋七左衛門と申ものゝ材木類為差
登候二付、則矢橋浦へ向出候筈二付、着次第少も無滞急々大津浦へ
積送り可申候、此段矢橋浦へ無間違可申遣旨被仰渡候、尚又今日中
二も右材木出候様承り申候間、此段無間違御取計可被成候、以上、

九月十三日

百艘年寄

矢橋浦舟年寄中

追而本文船運上銀、大津橋本町古望仁兵衛方二而懸改候間、得其意
納入印形可致持参候、以上、

湖上船運上銀、来月朔日の五日迄持参可致上納候、遅滞致間舖候、
此配符令請印不限昼夜早々順達、留り所る可相返候、以上、

辰九月十五日 御役所印

貸舟屋へも右之趣可申聞候、

大津

坂本

比叡辻

苗鹿

雄琴

衣川

貸舟屋へも右之趣可申聞候、

本堅田

同躰方

西ノ切

今堅田

釣漁師

貸舟屋へも右之趣可申聞候、

今堅田

同躰方

貸舟屋へも右之趣可申聞候、

小野

和迹南濱

同

北濱

大石郷（マツ）

五ヶ浦

南比良

北比良

南小松

北小松

打下

大溝

同躰方

永田

下小川

今在家

藤江

横江

舟木南濱

同

横江濱

同

北濱

新庄

太田

藁園

貸舟屋へも右之趣可申聞候、

深溝

針江

森村

馬原

木津

今津

新保

領家

北仰

貫川

桂村

深清水

中庄

北新保

知内

西濱

海津

菅浦

大浦

月出両組

岩熊

塩津

石川

片山

貸舟屋へも右之趣可申聞候、

東尾上

延勝寺

海老江

安養寺

早崎

下八木

八木濱

大濱

南濱

川道

下坂濱

長沢

右浦々庄屋

舟年寄

右請印いたし坂本舟年寄へ同配符壹箱松本浦始り、追而此廻状留り
所る御返し可被成候、以上、

一、船御運上銀、来月一日迄無遅滞可致上納旨被仰出候条、此段
御承知可被成候、以上、

辰九月十五日

百艘印

源助、五郎八、善兵衛、弥六、太右衛門、清助、仁右衛門、仁
左衛門、六兵衛

✂

一、御先触 壹通

石原庄三郎手代

福永久次右衛門

大津百艘乃北桜村迄

覚

一、山加籠

壹挺

此人足 三人

一、分持 壹荷

此人足 壹人

一、合羽籠 壹荷

此人足 壹人

一、步竿持

此人足 壹人

×人足六人

右者御代官明後廿三日曉七ツ時大津出立、矢橋迄乗舟二而野洲郡北桜村為檢見被罷越、日歸二候条、書面之人足往返共御定之貸錢請取之、無差支差出可被申候、此先触無遲滯繼送、北桜村にて可被相返候、以上、

石原庄三郎手代

九月廿一日 福永久次右衛門

百艘 矢橋 草津 守山人足不及用意 北桜村

右宿々 問屋 中 年寄

追而例之通北桜村方守山宿迄、迎人足可被差出候、以上、

右御先触御渡被成、明後廿三日曉八ツ時二御上舟被成候様之積二舟相廻シ候様被仰渡候、尤少々雨天にてハ御越被成候間、其用意相心得候様被仰付候、以上、

辰九月

廿一日七ツ半時御渡二被成候、以上、

受取之写

一、矢橋行船壹艘 加子三人乗

此船賃貳百六拾文

右船賃御渡被為遊、慥受取申候、以上、

辰九月廿五日

百艘

山田仲助様

右受取書持参、船賃受取申候、

一、廿一日、貴布祢御神酒、朝飯有之、例年之通役人不残出勤、

大津町組喜三郎見習出勤被致候、

酒三升、生たい一、赤貝五つ持参有之候、

一、九月廿四日、石山庄屋方松たけ廿本到来いたし、式本つゝ配分

一、十月二日、湊町塩や新六、大溝与三右衛門ふね二やヶ塩拾八俵、当

会所へ届ヶ無之付落二候故、たんく及引合、是迄塩荷通附之分、錢壹貫文二壹匁つゝ、相場合用捨いたし遣候処、此已後正実二而被相渡候旨相究、証文為致事済いたし申候、

一、十月十三日、則事済翌日也、為挨拶と右挨拶人エヒや吉兵衛礼二被参、新六殿方酒五升、鯛一枚、いせ鰯五つ被差越候事、

覚

船主和迺南濱

一、七石積丸船壹艘 弥左衛門

船二入置候品

一、魛網壹張 一、大桶壹つ 一、小桶三つ 一、櫓式挺

一、金碓壹挺 一、棹壹本

右之船舟入繫置候処、去ル四日夜之大風二而艫綱引切流失候哉、不相知旨申出候間、浦限致吟味若見当り候ハ、右浦船年寄方江及通達船可相渡候、此廻状早々相廻し、留候所方序を以可相返候、以上、

十二月七日

大津
御役所

右廻状ニ請印いたし坂本浦江相廻ス、但し八日ニ浜先新兵衛江渡ス、
一、同文言廻状壺箱、十二月八日松本浦へ廻ス、但し舟年寄江相渡ス、

十二月九日、当津寒氣見舞

石原庄三郎様 真鴨一掛

石丸三平様

七里官助様

福永久治右衛門様

内藤伍左衛門様

右南鐐一片宛

佐久間正蔵様

赤井平六様

高橋角左衛門様

多部甚助様

岡本多内様

右ハ白銀壺兩つ、

此外御門内御手代、組やしき不残、名札二而相勤、

与次兵衛、孫右衛門、とも新八

一、十二月十三日、柴屋六兵衛(能登)のト川行松割木松本ふねニ為積候一件願

書、御役所へ上ル、元々七里官助様御受取被成、公事方芝山泰蔵様
へ被仰付候旨被仰渡候、此一件ハ別紙ニ委留書有之、

十二月十八日、京都寒氣御窺

東

菅沼下野守様

御用人

小林吉左衛門様

高橋官蔵様

原田仙助様

白木保兵衛様

右ハ手札計

真鴨一掛

御取次

滋賀弥兵衛様

同弁蔵様

椎名半蔵様

西

三浦伊勢守様

御用人

栗原武左衛門様

富尾武兵衛様

加藤直左衛門様

藤井文右衛門様

右ハ手札計

真鴨一掛

御取次

曾我元三郎様

津兼安左衛門様

相村立助様

東公事方

西尾新太郎様

真野嘉右衛門様

四方田重丞様

加納小十郎様

上田弥右衛門様

右ハ南鐐一片宛

同公事下

寺田官左衛門様

中尾彦兵衛様

末吉新五郎様

佐伯喜藤太様

栗山庄蔵様

森儀左衛門様

中川定右衛門様

同左左衛門様

櫛橋平蔵様

西公事方

右八手札計

同公事下

渡辺甚五左衛門様

千賀与惣右衛門様

深谷平左衛門様

久下政右衛門様

不破伊左衛門様

浅賀卯兵衛様

入江吉兵衛様

上田八藏様

右八南鐐一片宛

酒井宗助様

菊池門次郎様

柏原治部右衛門様

右八手札計

田内彦助殿

若狭屋八兵衛殿

右八白銀壺両

右八^緋ヒ鳥壺羽

右之通御簾二孫右衛門、忠助相勤ル、

供平兵衛連ル、

(印：「百艘」)

(裏表紙)

七十一番

百艘

大津百艘船「万留帳」の解読を終えて

俳書『去来抄』の一節。

行く春を近江の人と惜しみけり はせを

先師いはく、尚白が難に「近江」は「丹波」にも、「行く春」は「行く歳」にもふるべし、といへり。汝、いかが聞きはべるや。去来いはく、尚白が難あたらす。湖水朦朧として、春を惜しむにたよりあるべし。(中略) 行く春丹波にいまさば、もとよりこの情浮かぶまじ。風光の人を感動せしむること、真なるかな、と申す。先師曰く、汝は去来、ともに風雅を語るべきものなり、とことさらに喜びたまひけり。

右の一文が、なぜか記憶の片隅にありました。何気なく手に取った大津市歴史博物館『研究紀要』七号の樋爪修氏論文「江左尚白をめぐる枳屋町の人びと」。これは、あの尚白のことか。彼の住んでいた場所も分かっているのか。『去来抄』では、少々気の毒な立場に立たされたあの尚白は「文学史上」の人物だけではなく、確かに大津の町に住んでいた実在の人物として浮かび上がってきました。枳屋町の町人なのだ。本当に生きていたのだ、という新鮮な感動でした。

私の中で、大津百町が動き始めた瞬間です。「大津古文書輪読会」が立ち上がる。平成二十五年のことです。この十年、大津市歴史博物館の学芸員高橋大樹氏のご指導を仰ぎながら、大津町の人々の日常生活を追い続けました。時には、町を離れて、日吉大社の社家の人々の生活記録も読みました。そして、「百艘船万留帳」を読む機会を得たのです。

「大津百艘船」は、歴史的伝統と、権力・権威に満ちていました。手探りで人々の活動の姿を追ってみました。働く人は、どこに向かっているのだらう。京都へ、伏見へ、大坂へ。日岡峠を人々が行く。背負いが一俵を背負う。もちろん背負い札を持っている。牛車がいく。車道を上る。人馬会所に集う人たち、米踏み作業・働人と呼ばれる人たちの生活。

では、その人たちが働き始める出発点はどこなのだろう。今に言う浜大津の湖岸、大津湊である。幕府の御蔵・彦根蔵・各藩の米蔵が、湖岸を占めています。先ほど紹介した尚白邸のあった枳屋町も大津湊に面した商業地域の最前線にあったのだそうです。湖岸の米蔵に収められた蔵米は「御用米会所」によって統括され、株仲間によって取り扱われる。大津百町の経済の基盤である。

では御米はどこから来て、ここに運び込まれたのか。多くは、琵琶湖水運によって全国各地から運び込まれたものである。そして、その中心を担ったのが、「大津百艘船」である。

今、私たちの前にある百艘船の「万留帳」は、水運と大津町の日常を大雑把であつたり事細かであつたりしながら記録を続ける。役人御順見の下準備、湖上神事とのかかわり、季節のご挨拶、等々。その権益は巨大である反面、その負担もまた、重く押し掛かっています。特に、彦根藩廻船問屋との軋轢も半端ではありません。これが大津町の歴史の根幹にあつたのではないのでしょうか。

「万留帳」解読は大津町の人々の暮らしぶりの表裏を見て回るに等しいと思われます。繰るごとに広がる街並みの風景。大津百町の風景の向こうに、琵琶湖が広がる。舟が出入りする。それは賑わっているのか。大津百町の人々は、百年後の大津をどのように思い描いていたのでしょうか。「万留帳」は、当時の一日一日を記録に留めています。一字一文字に、たしかに保持する権力・権益を確認しながら、なお拡がる大津湊の喪失感を記し続けたのではないのでしょうか。最後の一字字まで読み切つて、その核になる箇所を確認したいと思います。

末筆になりましたが、この度、「万留帳」解読という機会を与えていただきましことに感謝しています。輪読会の作業が、変貌する街の姿、その営みを読み解き、大津町の実像を出現させるに十分の史料となることを願っています。

(大津古文書輪読会を代表して 福野修三)

〔天津古文書輪読会会員〕

秋山恭伸

麻田有代

片岡良昭

高正昭

谷玲子

谷口利正

橋本豊

林俊介

樋口晶美

福野修三

大津市歴史博物館調査報告書1

大津百艘船万留帳 1

編集・発行

大津市歴史博物館

〒五二〇—〇〇三七

滋賀県大津市御陵町二番二号

電話 〇七七—五二一—二〇〇〇

発行日

令和四年（二〇二二）三月二五日

印刷

有限会社 竹田膳写堂